

令和5年第5回京田辺市教育委員会定例会

教育行政報告

R05/04/20 ~ R05/05/17

1. 教育行政報告

4月

21日 (金)	令和5年度第1回山城教科用図書採択地区協議会 令和5年度山城地方市町村合同結核審査会 令和5年度第1回山城地方教育長会議	山城教育局 山城教育局 山城教育局
26日 (水)	児童福祉週間こいのぼり掲揚 第2回教育委員会臨時会	中央体育館 中央公民館
27日 (木)	第1回教頭会 令和5年度近畿都市教育長協議会定期総会	中央公民館 泉佐野市
30日 (日)	第38回市民総合体育大会・総合開会式	中央体育館

5月

1日 (月)	上村市長2期目初登庁 臨時経営会議 大住小学校創立150周年記念式典	全員協議会室 大住小学校
3日 (水)	「つくろう！ふるさと京田辺」音楽祭 inランチ松井山手 (～4日)	ランチ松井山手
5日 (金)	第43回京田辺市スポーツ少年団リーグ戦開会式	田辺公園野球場
7日 (日)	大住中学校吹奏楽部スプリングコンサート	八幡市文化センター
8日 (月)	山城地方幼稚園・認定こども園長、小・中学校長会議	府総合教育センター
9日 (火)	経営会議 京田辺市生涯学習推進本部会議	305会議室 305会議室
10日 (水)	臨時校長会議 京都府市町村教育委員会連合会三役会等	305会議室 京都府庁
11日 (木)	京田辺ネットワークの会かがやき令和5年度総会 第1回京田辺市小中学校教務主任会	中央公民館 中央公民館
12日 (金)	部落解放・人権政策確立要求京田辺市実行委員会総会	305会議室
13日 (土)	京たなべ・同志社ヒューマンカレッジ開講式 京田辺市文化協会総会	同志社大学 中央公民館
15日 (月)	社会を明るくする運動京田辺市推進委員会	305会議室
17日 (水)	第5回教育委員会定例会 京田辺市立幼稚園教育研究会総会	305会議室 中央公民館

報告第10号

・京田辺市立学校の児童生徒数推計について

京田辺市立学校の児童生徒数推計について、別紙のとおり報告する。

令和5年5月17日 提出

京田辺市教育委員会教育長 山岡 弘 高

(報告理由)

本件は、令和4年度に実施した京田辺市立学校の児童生徒数推計業務について、とりまとめ作業が終了したことを受け、その結果を報告するものである。

京田辺市立学校の児童生徒数推計

【令和4年度作成】

京田辺市教育委員会

目次

1. 推計方法について.....	1
(1) 推計条件の概要.....	1
(2) 考慮事項.....	1
(3) 基本的な考え方.....	1
(4) 推計の方法.....	2
(5) 開発に関する条件.....	4
(6) 通学率の算出方法.....	6
2. 推計結果.....	7
(1) 各小学校区の推計結果.....	7
(2) 小学校児童数の推計結果.....	17
(3) 中学校生徒数の推計結果.....	27

1. 推計方法について

(1) 推計条件の概要

以下の条件・方法で推計を行っています。

推計期間	2022 (R4) 年～2062 (R44) 年
推計方法	コーホート要因法による推計
基準年	2022 (R4) 年4月1日
基準人口	住民基本台帳人口 (男女1歳別)
純移動率	基準年よりさかのぼる直近5年間の変化率と生残率より算出した値を採用 (一部小学校区は独自で作成した値を採用)
生残率	厚生労働省「平成27年市区町村別生命表」の京田辺市死亡率と、国立社会保障・人口問題研究所 (以下「社人研」) 公表の全国将来死亡率を組み合わせ て算出した仮定値を採用

(2) 考慮事項

本業務は、今後の推計値更新や新たな開発動向の反映などを適宜反映できる推計ツールの作成 (簡易推計票) も含まれています。ツールの利便性や汎用性の観点より、本資料の推計結果は、簡易推計票として可能な範囲での推計を行った結果を掲載しています。

(3) 基本的な考え方

本推計では、市内にある9校の小学校児童数及び3校の中学校生徒数の予測数を算出することが最終的な目標となります。

児童・生徒数については、はじめにコーホート要因法で①小学校区別の人口を算出し、該当学区の人口と児童数実績から算出した②通学率を①に掛け合わせることで算出しています。

▼推計対象となる学区と学校

推計対象となる小学校区	児童数を算出する小学校	生徒数を算出する中学校
・大住小学校区 ・田辺小学校区 ・草内小学校区 ・三山木小学校区 ・普賢寺小学校区 ・田辺東小学校区 ・松井ヶ丘小学校区 ・薪小学校区 ・桃園小学校区	・大住小学校 ・田辺小学校 ・草内小学校 ・三山木小学校 ・普賢寺小学校 ・田辺東小学校 ・松井ヶ丘小学校 ・薪小学校 ・桃園小学校	・田辺中学校 ・大住中学校 ・培良中学校

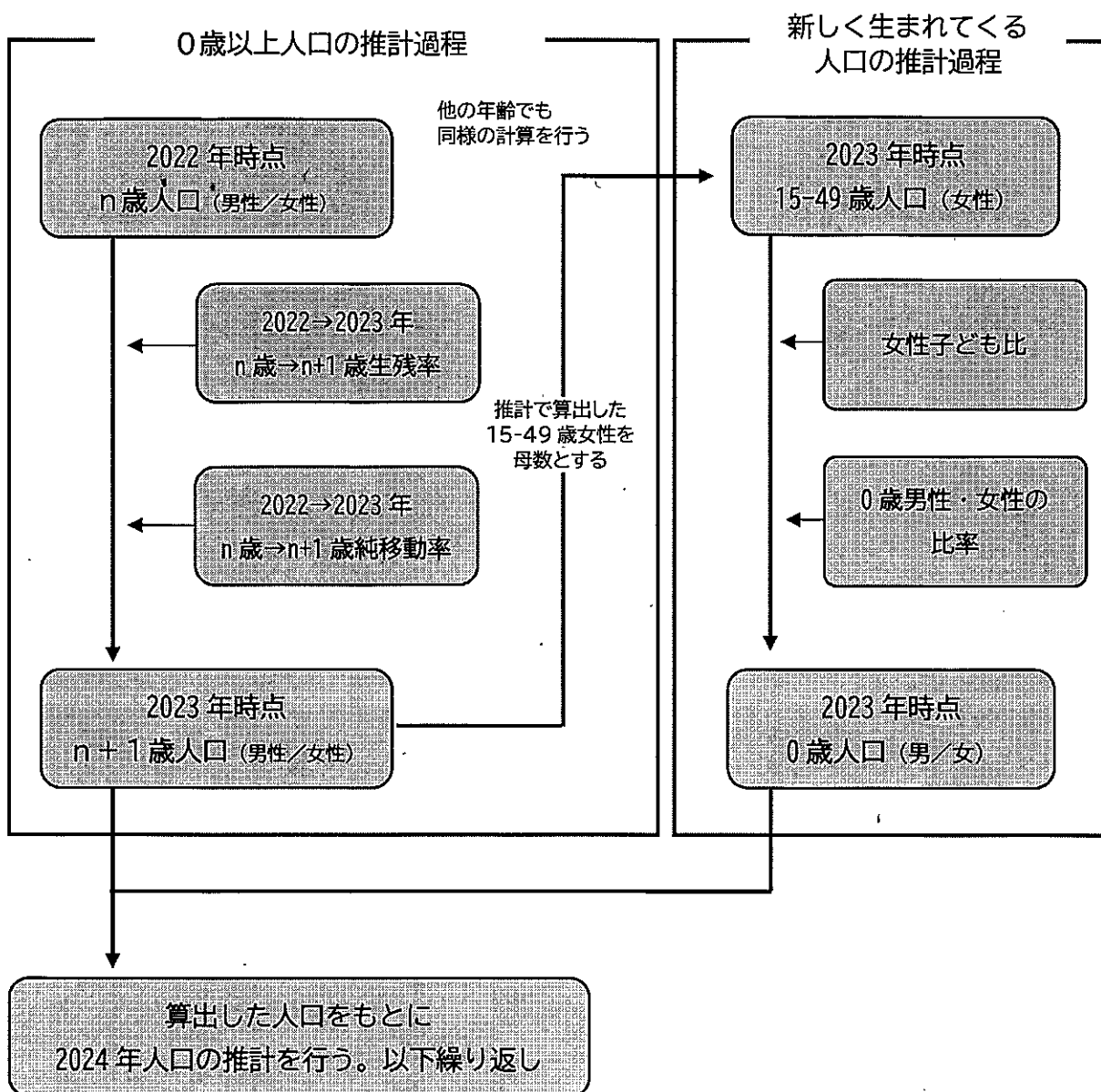
(4) 推計の方法

① コーホート要因法について

本推計は、コーホート要因法を用いて1歳区分で算出しています。

コーホート要因法は、ある時点のコーホート（同時期に生まれた集団）に生残率、純移動率を掛け合わせることで次の時点の予測人口を算出する方法です。なお、次の時点で生まれてくるコーホートの人口については、女性子ども比を使用して算出します。

▼ コーホート要因法の推計イメージ（2023年人口を推計する場合）



②生残率の設定方法

生残率とは、ある時点のコーホートがn歳からn+1歳になる際に生存している割合のことで、「1-死亡率」で求めることができます。

本推計は1歳区分で算出するため、5歳区分で公表されている「市区町村別生命表」に基づいた生残率の設定はできません。そのため、社人研が「日本の将来推計人口（平成29年推計）」で採用している全国の死亡率の将来予測値を基準としつつ、厚生労働省「平成27年市区町村別生命表」における全国と京田辺市の死亡率の差をあてはめることで、1歳区分での将来予測値を作成しています。

③純移動率の設定方法

純移動率とは、0歳以上の人口について、死亡による減少を除去したうえでの人口増減（純移動数）を割合として示したもので「変化率-生残率」で求めることができます。

ここでいう「変化率」とは、ある2時点の間で、コーホートの人口がどのように変化したかを示す値のことで、「y年時点の人口/y-1年時点の人口」で求めることができます。

▼変化率算出のイメージ（住民基本台帳人口に基づく）

男性	2020年	2021年	変化率	
n歳	1,641	1,318	-	-
n+1歳	1,777	1,708	n歳→n+1歳	104.08%
n+2歳	1,916	1,795	n+1歳→n+2歳	101.01%
n+3歳	2,090	1,854	n+2歳→n+3歳	96.76%

以下繰り返し

算出した変化率に基づき、純移動率を算出します。

▼生残率・純移動率決定のイメージ

男性	変化率	生残率	純移動率
n歳→n+1歳	104.08%	99.92%	4.16%
n+1歳→n+2歳	101.01%	99.89%	1.13%
n+2歳→n+3歳	96.76%	99.84%	-3.08%

以下繰り返し

(5) 開発に関する条件

①推計に反映させる条件

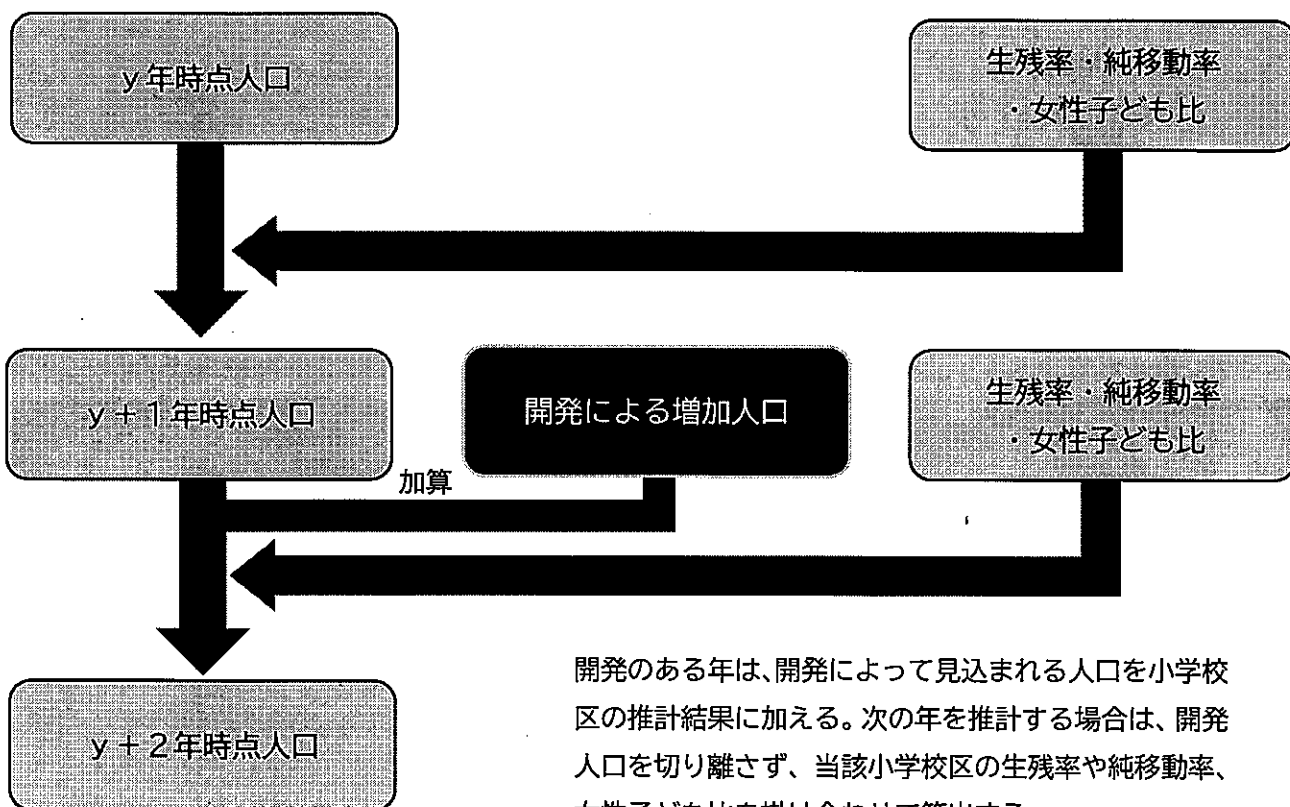
本推計では、以下の開発を見込んで推計を行っています。

小学校区	開発区域	戸数	入居期間
三山木小学校区	同志社山手	310戸	2023～2026年
松井ヶ丘小学校区	山手南	100戸	2023～2027年
	山手西	240戸	2025～2027年
桃園小学校区	大住女谷、責谷	136戸	2025～2027年

②簡易推計としての留意点

開発による人口増の影響は、今後開発が発生した場合の推計への反映しやすさを踏まえ、個別に推計するのではなく、小学校区に加算する形で反映することとしています。

▼開発による影響の反映方法



③反映させる値の設定方法

ア. 基本条件

- 1) 1戸あたりの人員を3.2人と仮定し、戸数と掛け合わせることで該当区域の総転入者数を算出しています。
- 2) 該当区域の戸数は入居期間最終年で全戸入居となると想定し、それまでの期間は均等に入居が進む仮定で転入者数を設定しています。

例：戸数が100戸の場合

- 1) 総転入者数：100戸×3.2人=320人
- 2) 入居期間が4年間の場合：1年目…80人（累計80人）
2年目…80人（累計160人）
3年目…80人（累計240人）
4年目…80人（累計320人）

イ. 転入者数の年齢別人口の作成

転入者は0～49歳の年齢層が転入してくると仮定し、転入者数に割合を掛け合わせることで男女1歳ごとの人口を算出しています。

割合は過去の転入実績（山手南：2013～2018の山手南 それ以外：2013～2018の同志社山手）から割合を作成しています。

例：同志社山手の実績を用いた年齢別人口の作成

年齢	人口		割合※		200人の年齢別人口	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性
0歳	7	6	2.5%	2.3%	5	5
1歳	5	6	2.0%	2.3%	4	5
2歳	5	4	1.9%	1.5%	4	3
3歳	5	3	1.8%	1.0%	4	2
…						
47歳	1	1	0.4%	0.4%	1	1
48歳	1	1	0.4%	0.4%	1	1
49歳	1	1	0.4%	0.4%	1	1
合計	136	136	50.1%	49.9%	100	100

※男女計の総数を分母とし、男女別の各歳人口を分子として算出

以上の計算によって算出された値を該当小学校区に追加することで、開発による人口増加を反映しています。

④その他の留意点

現在、田辺中央北地区において新市街地整備事業が進められており、今後、新たな開発が予想されます。しかしながら、令和4年11月現在、その開発戸数、予定人口等が公表されていないため、本推計には含まないこととしています。

(6) 通学率の算出方法

通学率は、基準年より直近5年間の実績に基づいて算出しています。採用する値は、直近5年間の通学率における最大値を採用しています。

なお、三山木小学校については、三山木小学校区の開発による人口増の予測が難しいため、過剰な児童数とならないよう直近5年間の最小値を通学率として採用しています。

▼通学率の算出方法（田辺小学校の場合）

		2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	採用値
児童数※1	1年	106	112	108	109	107	
	2年	117	106	112	108	106	
	3年	96	114	105	108	111	
	4年	98	96	112	107	109	
	5年	103	96	95	114	107	
	6年	110	102	96	97	117	
地区人口※2	6歳	110	121	113	113	116	
	7歳	127	110	123	113	113	
	8歳	106	125	110	121	119	
	9歳	111	110	123	111	122	
	10歳	121	108	107	127	112	
	11歳	118	120	111	109	130	
通学率	1年	96.4%	92.6%	95.6%	96.5%	92.2%	
	2年	92.1%	96.4%	91.1%	95.6%	93.8%	
	3年	90.6%	91.2%	95.5%	89.3%	93.3%	
	4年	88.3%	87.3%	91.1%	96.4%	89.3%	
	5年	85.1%	88.9%	88.8%	89.8%	95.5%	
	6年	93.2%	85.0%	86.5%	89.0%	90.0%	

※1 児童数は5/1時点

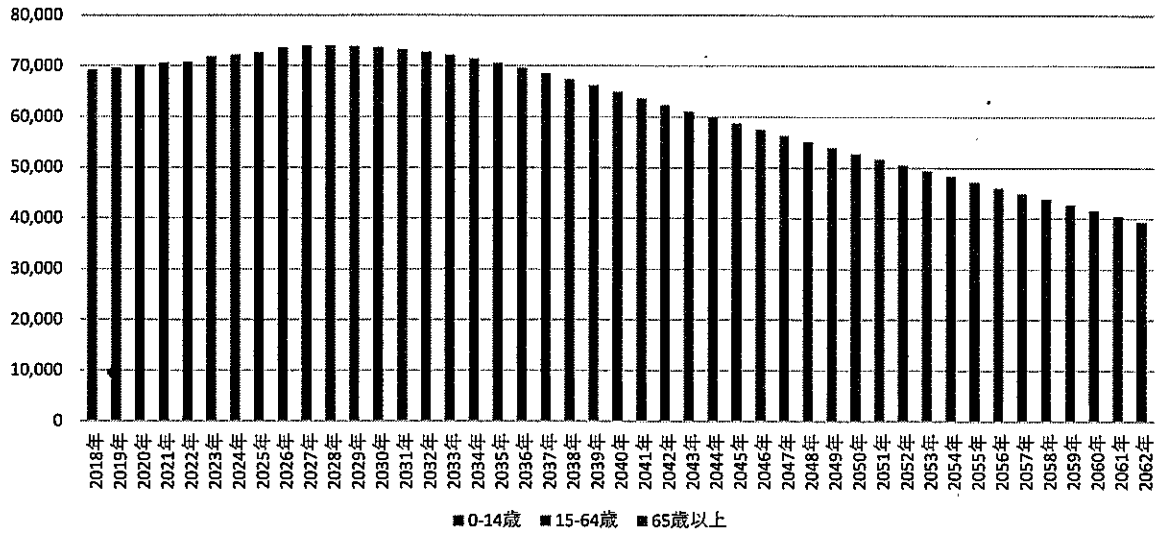
※2 地区人口は4/1時点

2. 推計結果

(1) 各小学校区の推計結果

00. 全市

全市推計結果（人口：年齢3区分）

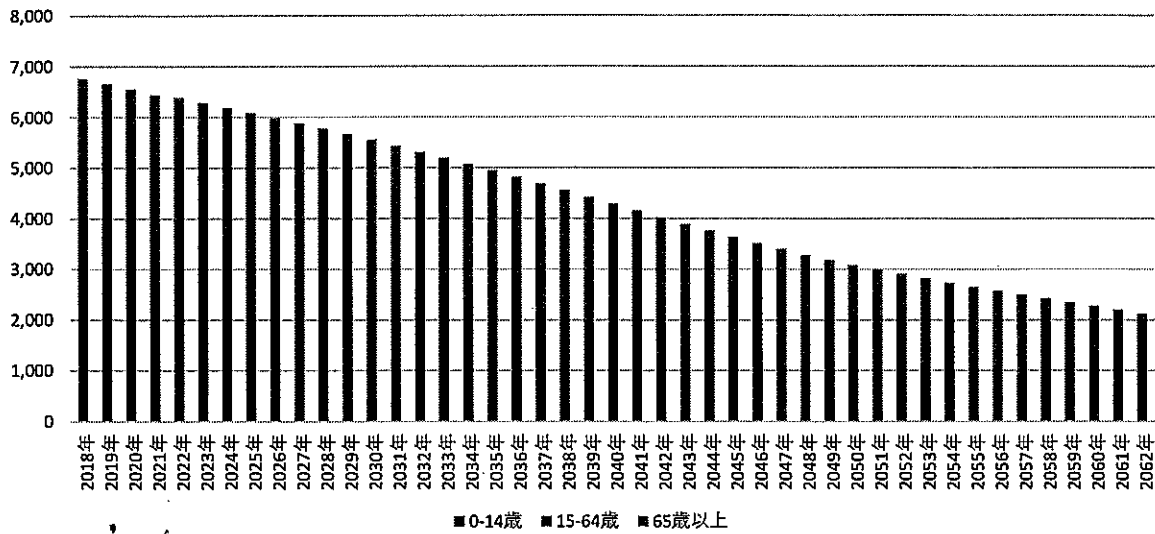


▼推計結果詳細

	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026
0-14歳	10,889	10,834	10,802	10,743	10,638	10,743	10,670	10,680	10,803
15-64歳	41,394	41,721	42,069	42,339	42,579	43,373	43,700	44,127	44,740
65歳以上	16,924	17,168	17,346	17,486	17,568	17,690	17,810	17,863	17,981
総数	69,207	69,723	70,217	70,568	70,785	71,806	72,180	72,670	73,524
	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035
0-14歳	10,780	10,636	10,471	10,276	10,077	9,821	9,598	9,388	9,158
15-64歳	45,187	45,213	45,138	44,885	44,574	44,335	43,798	43,055	42,213
65歳以上	18,052	18,158	18,243	18,462	18,592	18,596	18,720	18,914	19,125
総数	74,019	74,007	73,852	73,623	73,243	72,752	72,116	71,357	70,496
	2036	2037	2038	2039	2040	2041	2042	2043	2044
0-14歳	8,983	8,725	8,433	8,157	7,848	7,534	7,256	7,004	6,752
15-64歳	41,208	40,077	38,822	37,444	36,144	35,033	33,864	32,789	31,745
65歳以上	19,363	19,715	20,122	20,536	20,840	21,022	21,189	21,294	21,390
総数	69,554	68,517	67,377	66,137	64,832	63,589	62,309	61,087	59,887
	2045	2046	2047	2048	2049	2050	2051	2052	2053
0-14歳	6,504	6,266	6,025	5,792	5,561	5,333	5,110	4,892	4,679
15-64歳	30,689	29,711	28,738	27,757	26,854	25,975	25,173	24,358	23,571
65歳以上	21,464	21,480	21,510	21,524	21,460	21,412	21,314	21,213	21,093
総数	58,657	57,457	56,273	55,073	53,875	52,720	51,597	50,463	49,343
	2054	2055	2056	2057	2058	2059	2060	2061	2062
0-14歳	4,477	4,282	4,094	3,918	3,747	3,584	3,427	3,278	3,135
15-64歳	22,830	22,136	21,449	20,763	20,101	19,503	18,852	18,237	17,617
65歳以上	20,925	20,701	20,452	20,206	19,931	19,595	19,277	18,930	18,588
総数	48,232	47,119	45,995	44,887	43,779	42,682	41,556	40,445	39,340

01. 大住小学校区

大住小学校区推計結果（人口：年齢3区分）

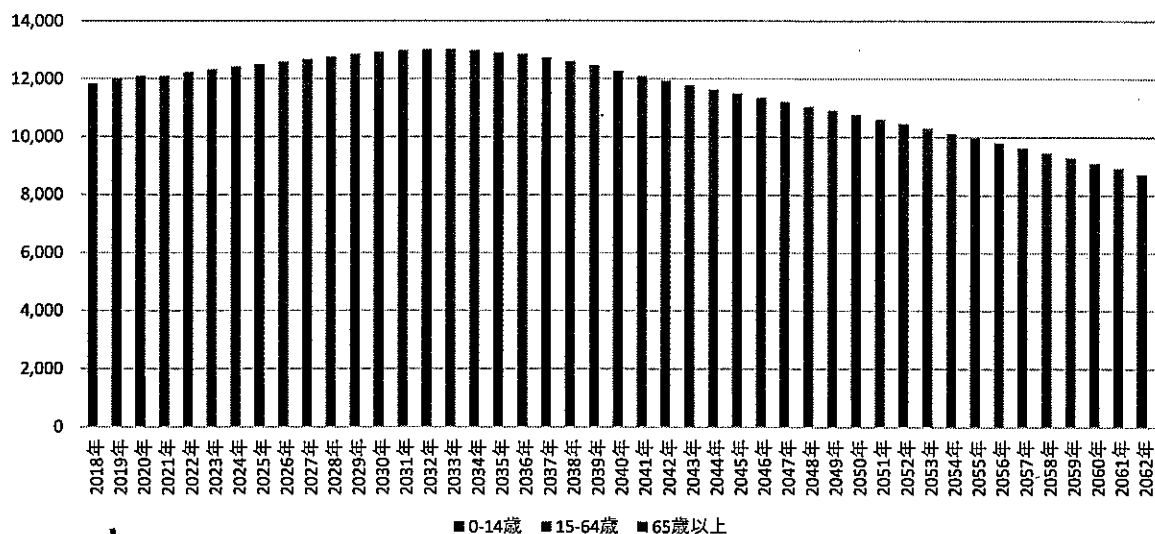


▼推計結果詳細

	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026
0-14歳	579	574	559	545	521	504	485	478	460
15-64歳	3,451	3,342	3,208	3,091	3,068	2,981	2,905	2,788	2,723
65歳以上	2,732	2,749	2,785	2,809	2,799	2,804	2,793	2,815	2,795
総数	6,762	6,665	6,552	6,445	6,388	6,289	6,183	6,081	5,978
	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035
0-14歳	445	445	435	423	412	402	392	369	343
15-64歳	2,647	2,546	2,450	2,363	2,288	2,217	2,145	2,076	2,000
65歳以上	2,785	2,783	2,775	2,765	2,729	2,691	2,653	2,624	2,603
総数	5,877	5,774	5,660	5,551	5,429	5,310	5,190	5,069	4,946
	2036	2037	2038	2039	2040	2041	2042	2043	2044
0-14歳	329	310	296	282	268	257	246	234	223
15-64歳	1,935	1,848	1,765	1,665	1,583	1,516	1,457	1,399	1,343
65歳以上	2,551	2,526	2,494	2,471	2,439	2,384	2,320	2,254	2,192
総数	4,815	4,684	4,555	4,418	4,290	4,157	4,023	3,887	3,758
	2045	2046	2047	2048	2049	2050	2051	2052	2053
0-14歳	215	207	200	193	186	178	169	160	151
15-64歳	1,282	1,226	1,176	1,122	1,078	1,028	996	962	936
65歳以上	2,136	2,079	2,021	1,970	1,916	1,873	1,827	1,780	1,727
総数	3,633	3,512	3,397	3,285	3,180	3,079	2,992	2,902	2,814
	2054	2055	2056	2057	2058	2059	2060	2061	2062
0-14歳	143	135	127	125	122	119	115	111	107
15-64歳	897	876	841	802	761	736	702	673	643
65歳以上	1,689	1,641	1,603	1,569	1,534	1,486	1,449	1,408	1,364
総数	2,729	2,652	2,571	2,496	2,417	2,341	2,266	2,192	2,114

02. 田辺小学校区

田辺小学校区推計結果（人口：年齢3区分）

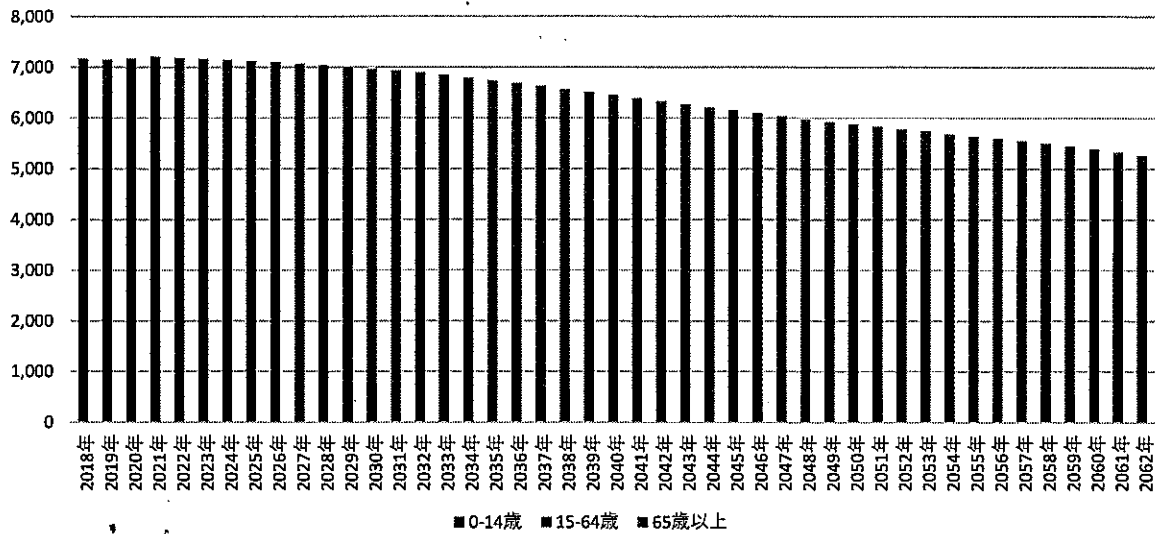


▼推計結果詳細

	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026
0-14歳	1,782	1,770	1,744	1,694	1,699	1,681	1,668	1,658	1,625
15-64歳	7,448	7,599	7,698	7,719	7,837	7,946	8,073	8,155	8,251
65歳以上	2,587	2,638	2,644	2,678	2,679	2,685	2,670	2,687	2,707
総数	11,817	12,007	12,086	12,091	12,215	12,312	12,411	12,500	12,583
	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035
0-14歳	1,608	1,581	1,555	1,534	1,506	1,479	1,444	1,429	1,411
15-64歳	8,345	8,435	8,510	8,550	8,580	8,620	8,616	8,527	8,431
65歳以上	2,716	2,739	2,774	2,834	2,885	2,912	2,947	3,023	3,074
総数	12,669	12,755	12,839	12,918	12,971	13,011	13,007	12,979	12,916
	2036	2037	2038	2039	2040	2041	2042	2043	2044
0-14歳	1,399	1,379	1,352	1,325	1,296	1,267	1,237	1,205	1,173
15-64歳	8,303	8,149	7,937	7,704	7,465	7,288	7,104	6,950	6,802
65歳以上	3,140	3,209	3,309	3,416	3,497	3,535	3,588	3,625	3,656
総数	12,842	12,737	12,598	12,445	12,258	12,090	11,929	11,780	11,631
	2045	2046	2047	2048	2049	2050	2051	2052	2053
0-14歳	1,140	1,107	1,073	1,042	1,011	982	953	923	893
15-64歳	6,652	6,523	6,384	6,245	6,123	5,982	5,864	5,740	5,613
65歳以上	3,695	3,713	3,744	3,767	3,773	3,792	3,790	3,790	3,787
総数	11,487	11,343	11,201	11,054	10,907	10,756	10,607	10,453	10,293
	2054	2055	2056	2057	2058	2059	2060	2061	2062
0-14歳	862	832	803	775	745	716	689	663	636
15-64歳	5,503	5,387	5,255	5,135	5,014	4,905	4,780	4,639	4,516
65歳以上	3,764	3,749	3,736	3,714	3,693	3,654	3,623	3,610	3,571
総数	10,129	9,968	9,794	9,624	9,452	9,275	9,092	8,912	8,723

03. 草内小学校区

草内小学校区推計結果（人口：年齢3区分）

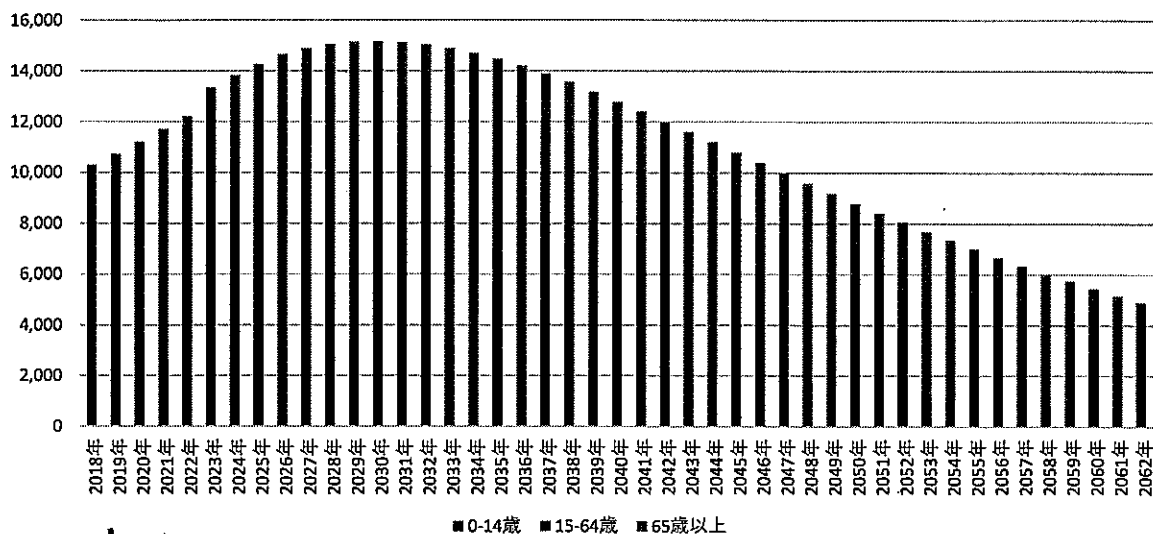


▼推計結果詳細

	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026
0-14歳	927	899	906	901	896	885	866	843	834
15-64歳	4,344	4,342	4,348	4,368	4,290	4,284	4,272	4,272	4,262
65歳以上	1,898	1,905	1,918	1,939	1,994	1,997	2,009	2,010	2,003
総数	7,169	7,146	7,172	7,208	7,180	7,166	7,147	7,125	7,099
	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035
0-14歳	805	791	787	774	763	762	742	729	707
15-64歳	4,272	4,264	4,236	4,201	4,174	4,144	4,093	4,043	3,998
65歳以上	1,990	1,987	1,981	1,994	1,998	1,987	2,012	2,021	2,037
総数	7,067	7,042	7,004	6,969	6,935	6,893	6,847	6,793	6,742
	2036	2037	2038	2039	2040	2041	2042	2043	2044
0-14歳	693	676	663	651	639	627	616	607	599
15-64歳	3,920	3,861	3,788	3,707	3,632	3,571	3,536	3,472	3,427
65歳以上	2,071	2,091	2,116	2,149	2,176	2,192	2,175	2,184	2,180
総数	6,684	6,628	6,567	6,507	6,447	6,390	6,327	6,263	6,206
	2045	2046	2047	2048	2049	2050	2051	2052	2053
0-14歳	592	585	579	573	566	559	552	545	538
15-64歳	3,392	3,348	3,298	3,243	3,202	3,180	3,145	3,109	3,089
65歳以上	2,163	2,157	2,158	2,159	2,156	2,141	2,134	2,126	2,107
総数	6,147	6,090	6,035	5,975	5,924	5,880	5,831	5,780	5,734
	2054	2055	2056	2057	2058	2059	2060	2061	2062
0-14歳	531	524	517	510	503	496	488	481	473
15-64歳	3,050	3,023	2,995	2,980	2,962	2,937	2,910	2,885	2,841
65歳以上	2,102	2,088	2,080	2,057	2,032	2,011	1,990	1,961	1,952
総数	5,683	5,635	5,592	5,547	5,497	5,444	5,388	5,327	5,266

04. 三山木小学校区

三山木小学校区推計結果（人口：年齢3区分）

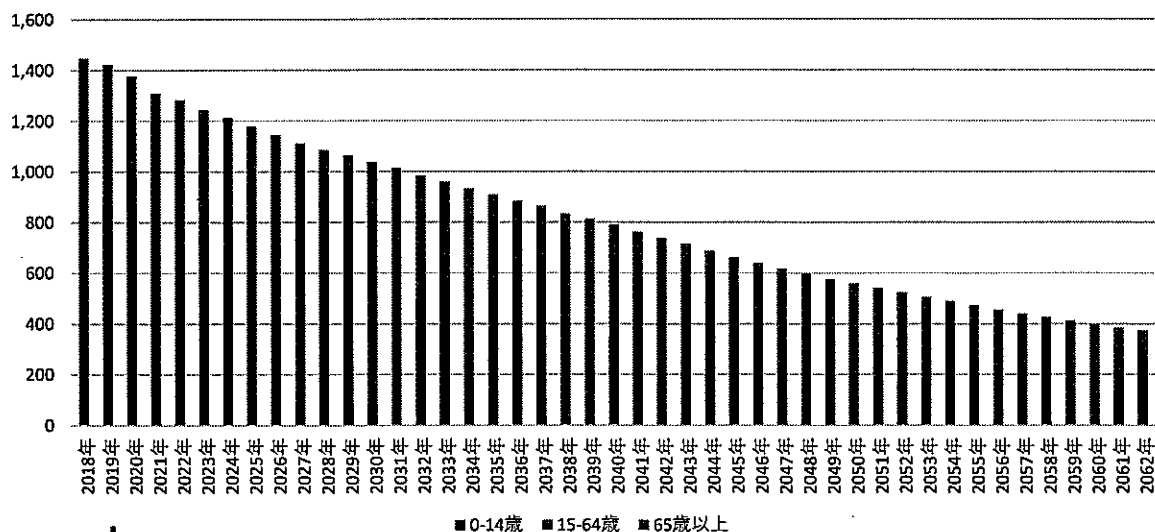


▼推計結果詳細

	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026
0-14歳	2,248	2,384	2,513	2,652	2,789	3,102	3,210	3,318	3,378
15-64歳	6,476	6,712	7,025	7,367	7,730	8,483	8,802	9,106	9,410
65歳以上	1,572	1,622	1,658	1,683	1,708	1,760	1,817	1,841	1,868
総数	10,296	10,718	11,196	11,702	12,227	13,345	13,829	14,265	14,656
	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035
0-14歳	3,405	3,410	3,399	3,365	3,330	3,240	3,191	3,145	3,047
15-64歳	9,582	9,719	9,819	9,839	9,840	9,873	9,767	9,615	9,471
65歳以上	1,899	1,926	1,929	1,956	1,956	1,928	1,931	1,936	1,952
総数	14,886	15,055	15,147	15,160	15,126	15,041	14,889	14,696	14,470
	2036	2037	2038	2039	2040	2041	2042	2043	2044
0-14歳	2,991	2,901	2,781	2,685	2,580	2,471	2,364	2,255	2,142
15-64歳	9,243	8,986	8,704	8,356	8,006	7,685	7,305	6,970	6,618
65歳以上	1,966	2,012	2,078	2,131	2,187	2,240	2,314	2,374	2,439
総数	14,200	13,899	13,563	13,172	12,773	12,396	11,983	11,599	11,199
	2045	2046	2047	2048	2049	2050	2051	2052	2053
0-14歳	2,027	1,915	1,800	1,687	1,576	1,466	1,364	1,267	1,176
15-64歳	6,250	5,904	5,549	5,205	4,862	4,554	4,262	3,964	3,683
65歳以上	2,505	2,561	2,630	2,685	2,732	2,756	2,780	2,811	2,824
総数	10,782	10,380	9,979	9,577	9,170	8,776	8,406	8,042	7,683
	2054	2055	2056	2057	2058	2059	2060	2061	2062
0-14歳	1,093	1,020	951	889	832	777	727	679	634
15-64歳	3,405	3,141	2,891	2,657	2,447	2,268	2,081	1,925	1,778
65歳以上	2,837	2,831	2,814	2,786	2,739	2,680	2,626	2,553	2,483
総数	7,335	6,992	6,656	6,332	6,018	5,725	5,434	5,157	4,895

05. 普賢寺小学校区

普賢寺小学校区推計結果（人口：年齢3区分）

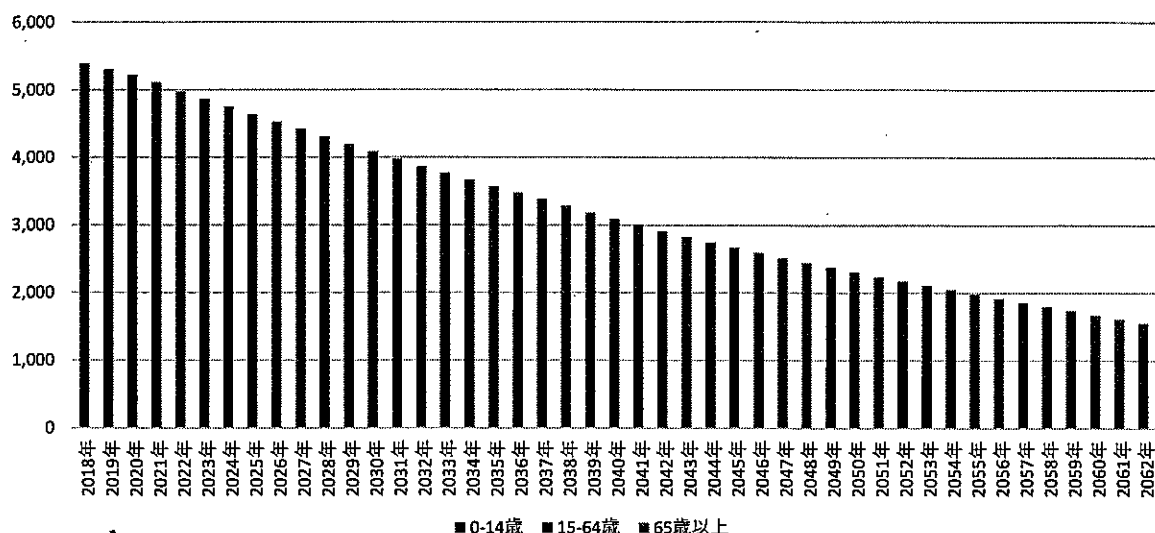


▼推計結果詳細

	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026
0-14歳	105	100	103	101	103	104	104	100	99
15-64歳	822	802	757	696	669	630	600	569	544
65歳以上	520	519	518	512	512	509	509	509	501
総数	1,447	1,421	1,378	1,309	1,284	1,243	1,213	1,178	1,144
	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035
0-14歳	97	95	85	83	69	61	58	52	46
15-64歳	510	480	467	443	437	430	418	398	395
65歳以上	504	511	511	510	507	491	484	482	468
総数	1,111	1,086	1,063	1,036	1,013	982	960	932	909
	2036	2037	2038	2039	2040	2041	2042	2043	2044
0-14歳	42	37	33	32	31	30	30	30	29
15-64歳	378	366	344	329	316	298	283	271	250
65歳以上	464	461	455	452	443	433	425	412	408
総数	884	864	832	813	790	761	738	713	687
	2045	2046	2047	2048	2049	2050	2051	2052	2053
0-14歳	28	27	26	25	24	23	22	21	20
15-64歳	232	222	204	193	178	166	156	147	136
65歳以上	400	389	387	381	375	369	364	355	350
総数	660	638	617	599	577	558	542	523	506
	2054	2055	2056	2057	2058	2059	2060	2061	2062
0-14歳	19	18	17	16	15	15	15	15	15
15-64歳	133	130	124	119	114	110	107	105	103
65歳以上	337	324	314	305	297	287	276	264	255
総数	489	472	455	440	426	412	398	384	373

06. 田辺東小学校区

田辺東小学校区推計結果（人口：年齢3区分）

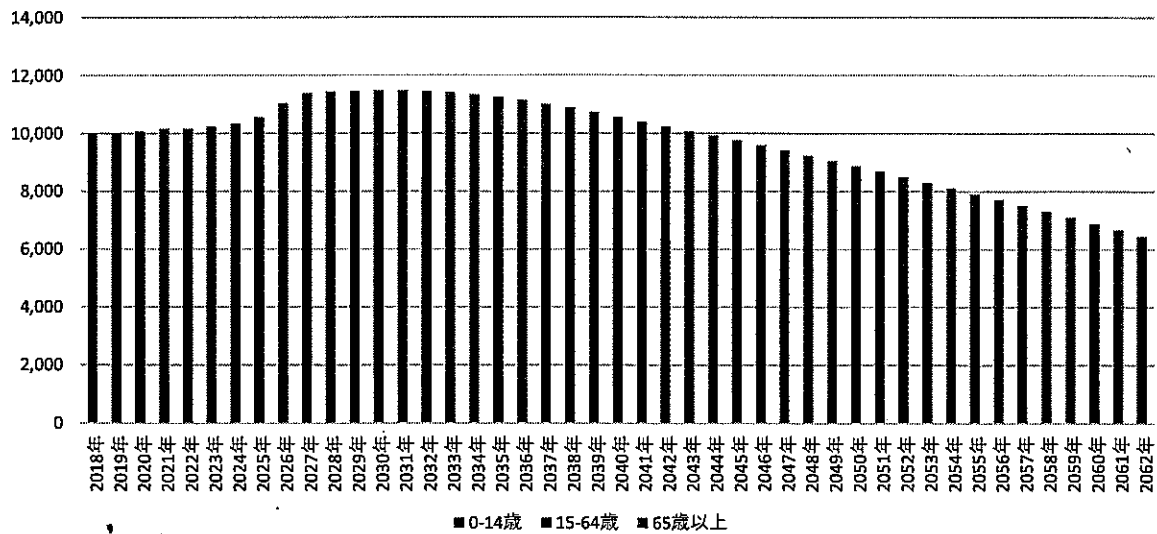


▼推計結果詳細

	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026
0-14歳	525	490	472	437	407	381	352	337	317
15-64歳	3,198	3,130	3,053	2,975	2,864	2,773	2,683	2,599	2,490
65歳以上	1,671	1,689	1,691	1,700	1,700	1,707	1,712	1,701	1,721
総数	5,394	5,309	5,216	5,112	4,971	4,861	4,747	4,637	4,528
	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035
0-14歳	293	275	246	232	218	200	189	174	165
15-64歳	2,400	2,302	2,221	2,121	2,023	1,948	1,853	1,756	1,679
65歳以上	1,725	1,733	1,728	1,733	1,732	1,720	1,730	1,737	1,726
総数	4,418	4,310	4,195	4,086	3,973	3,868	3,772	3,667	3,570
	2036	2037	2038	2039	2040	2041	2042	2043	2044
0-14歳	159	149	142	135	129	123	118	113	108
15-64歳	1,585	1,516	1,415	1,337	1,254	1,190	1,123	1,068	1,009
65歳以上	1,728	1,714	1,724	1,711	1,708	1,689	1,670	1,645	1,627
総数	3,472	3,379	3,281	3,183	3,091	3,002	2,911	2,826	2,744
	2045	2046	2047	2048	2049	2050	2051	2052	2053
0-14歳	103	98	93	89	85	81	76	72	68
15-64歳	964	921	879	846	819	786	755	726	693
65歳以上	1,599	1,570	1,541	1,509	1,470	1,441	1,408	1,373	1,347
総数	2,666	2,589	2,513	2,444	2,374	2,308	2,239	2,171	2,108
	2054	2055	2056	2057	2058	2059	2060	2061	2062
0-14歳	65	62	59	56	53	50	47	45	43
15-64歳	656	633	605	583	558	537	510	484	467
65歳以上	1,325	1,286	1,253	1,215	1,183	1,147	1,114	1,082	1,042
総数	2,046	1,981	1,917	1,854	1,794	1,734	1,671	1,611	1,552

07. 松井ヶ丘小学校区

松井ヶ丘小学校区推計結果（人口：年齢3区分）

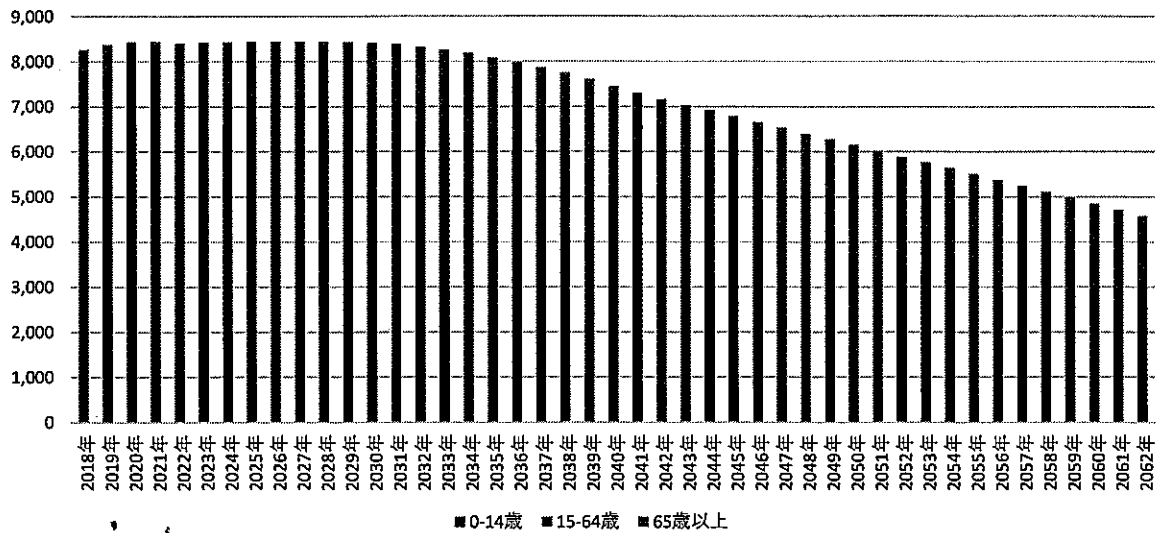


▼推計結果詳細

	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026
0-14歳	1,779	1,711	1,632	1,632	1,578	1,541	1,502	1,508	1,635
15-64歳	6,070	6,126	6,200	6,261	6,283	6,359	6,410	6,580	6,864
65歳以上	2,141	2,176	2,236	2,266	2,298	2,347	2,428	2,459	2,531
総数	9,990	10,013	10,068	10,159	10,159	10,247	10,340	10,547	11,030
	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035
0-14歳	1,710	1,691	1,679	1,654	1,638	1,614	1,580	1,545	1,540
15-64歳	7,079	7,096	7,069	7,036	6,970	6,891	6,815	6,696	6,498
65歳以上	2,589	2,640	2,708	2,794	2,870	2,953	3,013	3,098	3,210
総数	11,378	11,427	11,456	11,484	11,478	11,458	11,408	11,339	11,248
	2036	2037	2038	2039	2040	2041	2042	2043	2044
0-14歳	1,504	1,465	1,416	1,356	1,281	1,203	1,144	1,104	1,064
15-64歳	6,317	6,087	5,911	5,723	5,547	5,372	5,218	5,024	4,878
65歳以上	3,320	3,455	3,546	3,642	3,727	3,816	3,868	3,942	3,970
総数	11,141	11,007	10,873	10,721	10,555	10,391	10,230	10,070	9,912
	2045	2046	2047	2048	2049	2050	2051	2052	2053
0-14歳	1,025	987	949	911	873	836	800	763	726
15-64歳	4,722	4,593	4,443	4,286	4,128	3,996	3,852	3,698	3,551
65歳以上	4,003	4,009	4,029	4,046	4,050	4,036	4,036	4,036	4,022
総数	9,750	9,589	9,421	9,243	9,051	8,868	8,688	8,497	8,299
	2054	2055	2056	2057	2058	2059	2060	2061	2062
0-14歳	690	653	617	579	545	513	483	456	430
15-64歳	3,457	3,343	3,229	3,096	2,969	2,853	2,705	2,559	2,428
65歳以上	3,962	3,909	3,863	3,831	3,789	3,729	3,695	3,653	3,596
総数	8,109	7,905	7,709	7,506	7,303	7,095	6,883	6,668	6,454

08. 薪小学校区

薪小学校区推計結果（人口：年齢3区分）

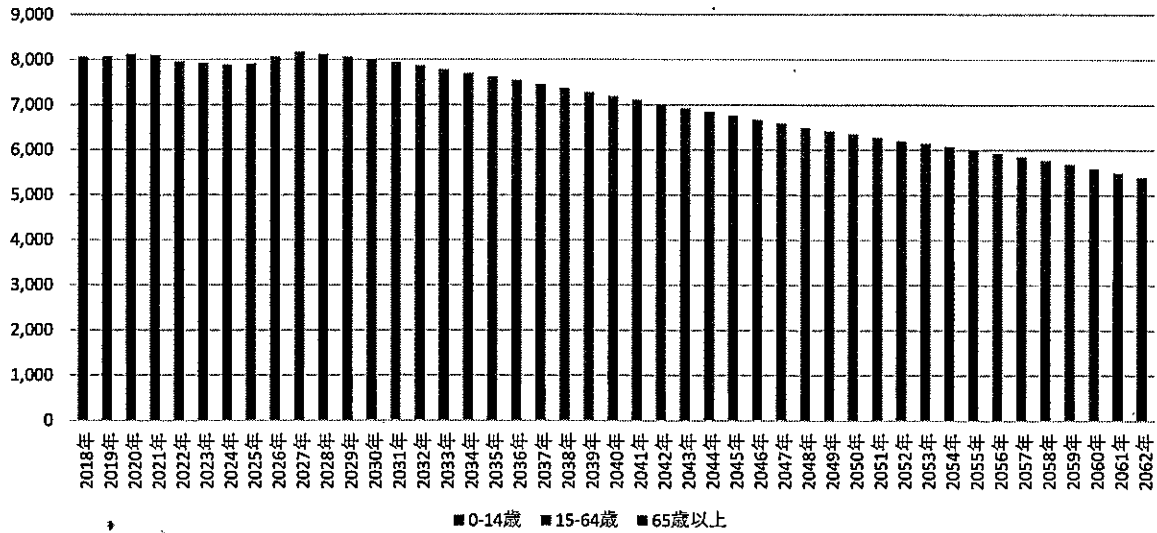


▼推計結果詳細

	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026
0-14歳	1,581	1,590	1,578	1,527	1,474	1,447	1,429	1,415	1,400
15-64歳	4,902	4,965	5,028	5,096	5,121	5,163	5,202	5,243	5,258
65歳以上	1,786	1,816	1,828	1,821	1,809	1,811	1,798	1,780	1,784
総数	8,269	8,371	8,434	8,444	8,404	8,421	8,429	8,438	8,442
	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035
0-14歳	1,359	1,318	1,278	1,242	1,202	1,156	1,116	1,081	1,058
15-64歳	5,305	5,338	5,377	5,370	5,358	5,353	5,312	5,236	5,136
65歳以上	1,781	1,787	1,773	1,807	1,823	1,822	1,836	1,867	1,888
総数	8,445	8,443	8,428	8,419	8,383	8,331	8,264	8,184	8,082
	2036	2037	2038	2039	2040	2041	2042	2043	2044
0-14歳	1,043	1,012	980	949	916	881	849	817	788
15-64歳	5,004	4,870	4,697	4,515	4,350	4,207	4,031	3,917	3,778
65歳以上	1,932	1,986	2,065	2,143	2,182	2,218	2,285	2,299	2,346
総数	7,979	7,868	7,742	7,607	7,448	7,306	7,165	7,033	6,912
	2045	2046	2047	2048	2049	2050	2051	2052	2053
0-14歳	759	736	712	690	669	648	626	605	584
15-64歳	3,661	3,523	3,420	3,318	3,207	3,090	2,994	2,899	2,804
65歳以上	2,359	2,392	2,398	2,396	2,401	2,412	2,403	2,387	2,378
総数	6,779	6,651	6,530	6,404	6,277	6,150	6,023	5,891	5,766
	2054	2055	2056	2057	2058	2059	2060	2061	2062
0-14歳	564	543	523	502	481	460	438	416	399
15-64歳	2,707	2,615	2,555	2,486	2,417	2,347	2,278	2,228	2,156
65歳以上	2,366	2,355	2,300	2,256	2,213	2,174	2,127	2,064	2,014
総数	5,637	5,513	5,378	5,244	5,111	4,981	4,843	4,708	4,569

09. 桃園小學校區

桃園小學校區推計結果（人口：年齡3區分）



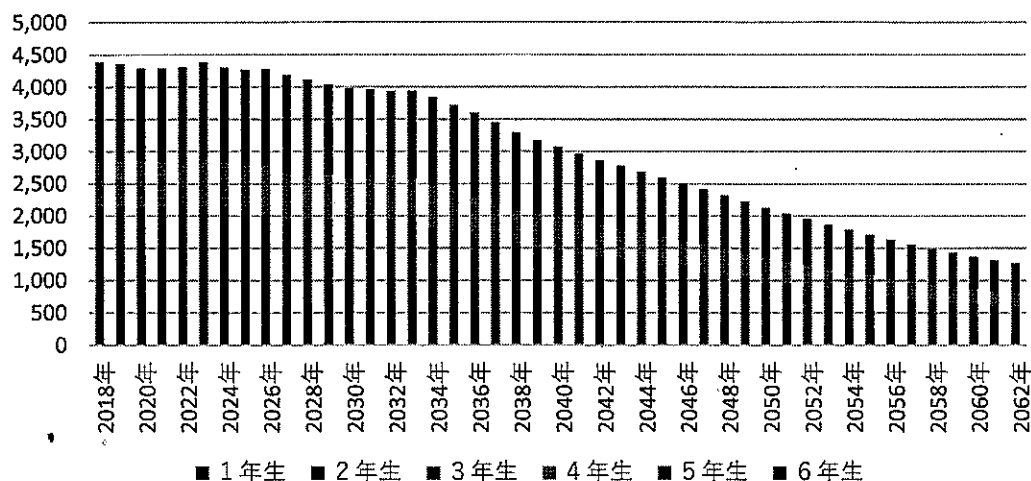
▼推計結果詳細

	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026
0-14歲	1,363	1,316	1,295	1,254	1,171	1,098	1,054	1,023	1,055
15-64歲	4,683	4,703	4,752	4,766	4,717	4,754	4,753	4,815	4,938
65歲以上	2,017	2,054	2,068	2,078	2,069	2,070	2,074	2,061	2,071
總數	8,063	8,073	8,115	8,098	7,957	7,922	7,881	7,899	8,064
	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035
0-14歲	1,058	1,030	1,007	969	939	907	886	864	841
15-64歲	5,047	5,033	4,989	4,962	4,904	4,859	4,779	4,708	4,605
65歲以上	2,063	2,052	2,064	2,069	2,092	2,092	2,114	2,126	2,167
總數	8,168	8,115	8,060	8,000	7,935	7,858	7,779	7,698	7,613
	2036	2037	2038	2039	2040	2041	2042	2043	2044
0-14歲	823	796	770	742	708	675	652	639	626
15-64歲	4,523	4,394	4,261	4,108	3,991	3,906	3,807	3,718	3,640
65歲以上	2,191	2,261	2,335	2,421	2,481	2,515	2,544	2,559	2,572
總數	7,537	7,451	7,366	7,271	7,180	7,096	7,003	6,916	6,838
	2045	2046	2047	2048	2049	2050	2051	2052	2053
0-14歲	615	604	593	582	571	560	548	536	523
15-64歲	3,534	3,451	3,385	3,299	3,257	3,193	3,149	3,113	3,066
65歲以上	2,604	2,610	2,602	2,611	2,587	2,592	2,572	2,555	2,551
總數	6,753	6,665	6,580	6,492	6,415	6,345	6,269	6,204	6,140
	2054	2055	2056	2057	2058	2059	2060	2061	2062
0-14歲	510	495	480	466	451	438	425	412	398
15-64歲	3,022	2,988	2,954	2,905	2,859	2,810	2,779	2,739	2,685
65歲以上	2,543	2,518	2,489	2,473	2,451	2,427	2,377	2,335	2,311
總數	6,075	6,001	5,923	5,844	5,761	5,675	5,581	5,486	5,394

(2) 小学校児童数の推計結果

00. 全市小学校

全市小学校児童数推計値

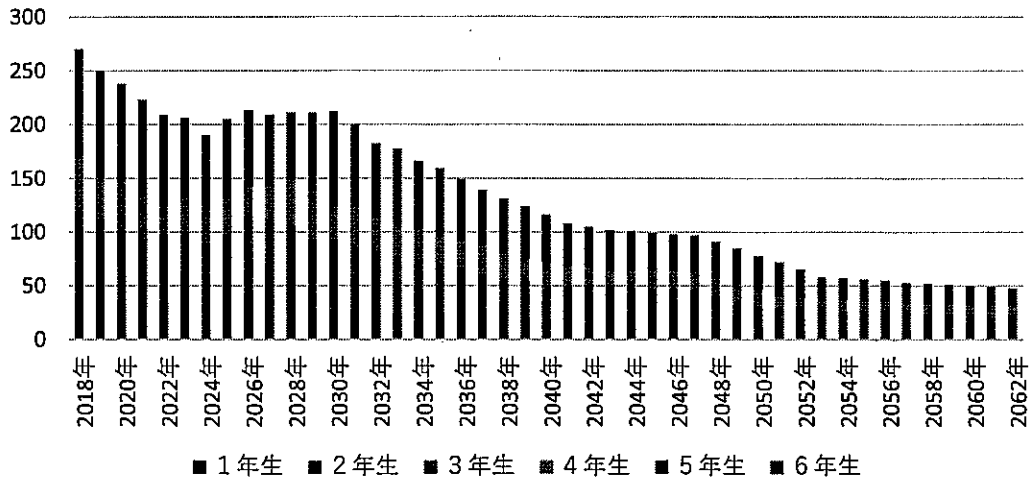


▼推計結果詳細

	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029
1年生	730	687	701	702	686	732	671	653	676	601	665	683
2年生	721	740	695	706	705	708	728	671	658	671	598	660
3年生	696	722	746	698	708	713	717	735	690	673	677	603
4年生	736	704	719	753	713	732	729	739	763	710	685	692
5年生	760	733	701	722	764	721	730	729	745	765	708	685
6年生	749	769	731	712	736	782	730	742	745	762	781	717
総数	4,392	4,355	4,293	4,293	4,312	4,388	4,305	4,268	4,278	4,182	4,115	4,041
	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036	2037	2038	2039	2040	2041
1年生	651	660	656	613	574	564	550	528	518	498	483	467
2年生	674	642	653	648	605	564	553	537	517	505	486	470
3年生	664	676	644	655	652	606	565	552	537	514	505	485
4年生	613	678	689	655	666	661	611	570	557	540	518	505
5年生	687	609	673	685	650	661	653	603	562	548	531	509
6年生	692	696	619	684	697	658	668	660	608	566	550	532
総数	3,982	3,961	3,936	3,942	3,844	3,716	3,599	3,450	3,297	3,172	3,071	2,970
	2042	2043	2044	2045	2046	2047	2048	2049	2050	2051	2052	2053
1年生	451	438	422	403	388	375	355	340	323	310	296	282
2年生	456	440	425	412	393	377	367	346	332	313	302	290
3年生	470	457	439	427	412	394	378	366	347	333	313	303
4年生	487	472	456	439	426	413	394	378	368	349	336	317
5年生	497	479	463	451	434	420	408	388	373	363	344	330
6年生	510	500	479	465	452	436	422	409	390	374	366	345
総数	2,870	2,783	2,685	2,595	2,507	2,415	2,321	2,228	2,131	2,042	1,957	1,867
	2054	2055	2056	2057	2058	2059	2060	2061	2062			
1年生	271	257	249	238	229	219	210	198	194			
2年生	277	265	251	243	232	223	216	205	195			
3年生	291	278	265	251	243	233	224	215	205			
4年生	305	293	279	266	251	244	234	224	217			
5年生	311	301	288	274	262	249	241	230	222			
6年生	334	314	303	288	275	263	250	242	232			
総数	1,790	1,708	1,633	1,562	1,493	1,430	1,373	1,316	1,266			

01. 大住小学校

大住小学校児童数推計値

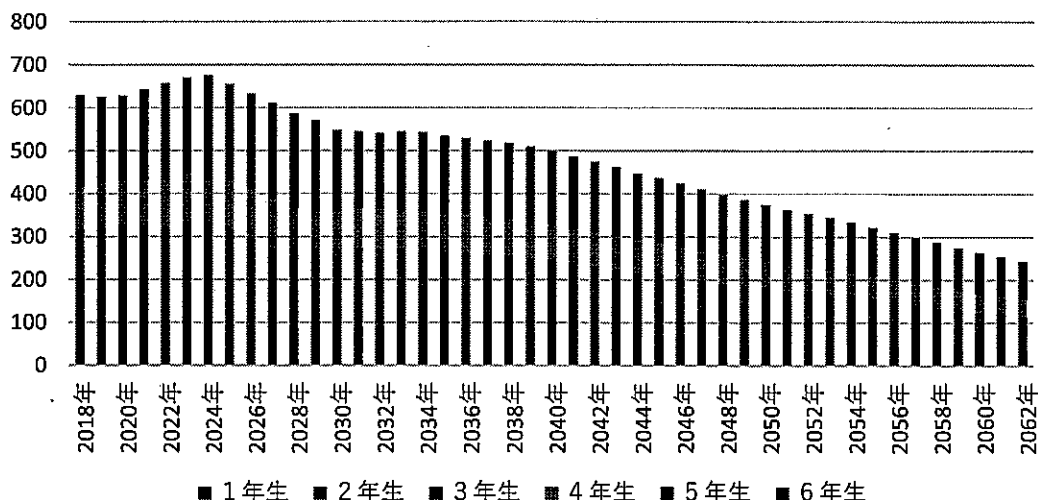


▼推計結果詳細

	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029
1年生	42	26	34	34	32	29	28	40	42	29	34	29
2年生	40	44	26	33	33	32	29	28	40	42	29	34
3年生	38	42	46	27	33	37	33	30	29	42	44	30
4年生	50	39	42	46	26	35	37	34	31	30	42	45
5年生	49	49	40	42	43	28	35	37	34	31	30	42
6年生	51	50	50	41	42	45	28	36	37	35	32	31
総数	270	250	238	223	209	206	190	205	213	209	211	211
	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036	2037	2038	2039	2040	2041
1年生	28	28	25	24	24	22	19	19	17	17	16	16
2年生	29	28	28	25	24	24	22	19	19	17	17	16
3年生	36	30	29	29	26	25	25	23	20	20	18	18
4年生	31	37	31	30	30	27	26	26	24	21	21	18
5年生	45	31	37	31	30	30	26	25	25	23	20	20
6年生	43	46	32	38	32	31	31	27	26	26	24	20
総数	212	200	182	177	166	159	149	139	131	124	116	108
	2042	2043	2044	2045	2046	2047	2048	2049	2050	2051	2052	2053
1年生	16	16	16	15	15	15	10	10	10	10	9	9
2年生	16	16	16	16	15	15	15	10	10	10	10	9
3年生	17	17	17	17	17	16	16	16	10	10	10	10
4年生	18	17	17	17	17	17	16	16	16	10	10	10
5年生	18	18	17	17	17	17	17	16	16	16	10	10
6年生	20	18	18	17	17	17	17	17	16	16	16	10
総数	105	102	101	99	98	97	91	85	78	72	65	58
	2054	2055	2056	2057	2058	2059	2060	2061	2062			
1年生	9	9	9	8	8	8	8	8	8			
2年生	9	9	9	9	8	8	8	8	8			
3年生	9	9	9	9	9	8	8	8	8			
4年生	10	9	9	9	9	9	8	8	8			
5年生	10	10	9	9	9	9	9	8	8			
6年生	10	10	10	9	9	9	9	9	8			
総数	57	56	55	53	52	51	50	49	48			

02. 田辺小学校

田辺小学校児童数推計値

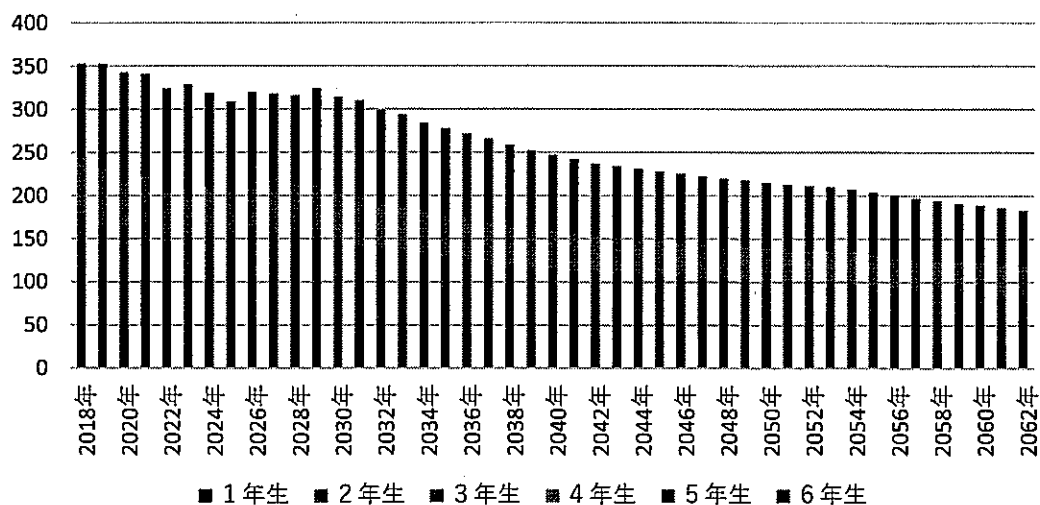


▼推計結果詳細

	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029
1年生	106	112	108	109	107	109	111	94	94	85	89	93
2年生	117	106	112	108	106	113	110	112	94	94	86	90
3年生	96	114	105	108	111	108	113	109	112	94	94	85
4年生	98	96	112	107	109	117	110	116	111	115	95	95
5年生	103	96	95	114	107	117	116	109	114	110	114	95
6年生	110	102	96	97	117	106	116	115	108	113	109	113
総数	630	626	628	643	657	670	676	655	633	611	587	571
	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036	2037	2038	2039	2040	2041
1年生	91	90	90	89	89	88	87	86	85	81	79	76
2年生	93	92	91	90	89	89	88	87	86	85	81	79
3年生	89	93	91	90	89	88	88	87	86	85	84	80
4年生	87	91	94	93	92	90	89	89	88	87	86	85
5年生	95	86	90	94	92	90	88	87	87	86	85	84
6年生	93	93	85	89	92	90	89	87	86	86	84	83
総数	548	545	541	545	543	535	529	523	518	510	499	487
	2042	2043	2044	2045	2046	2047	2048	2049	2050	2051	2052	2053
1年生	75	73	71	69	67	64	62	61	59	57	55	54
2年生	76	75	73	71	69	66	64	62	61	59	57	55
3年生	78	75	74	73	71	69	66	63	61	60	58	56
4年生	81	79	75	74	72	70	68	67	64	62	61	59
5年生	83	79	77	74	73	71	69	67	65	63	61	60
6年生	82	81	77	76	72	71	69	67	65	63	62	60
総数	475	462	447	437	424	411	398	387	375	364	354	344
	2054	2055	2056	2057	2058	2059	2060	2061	2062			
1年生	52	49	47	45	43	41	40	39	37			
2年生	54	52	49	47	45	43	41	40	39			
3年生	54	53	52	49	47	45	43	41	39			
4年生	57	55	54	52	49	47	45	43	41			
5年生	58	56	54	54	52	49	47	45	43			
6年生	59	57	55	53	52	50	48	46	44			
総数	334	322	311	300	288	275	264	254	243			

03. 草内小学校

草内小学校児童数推計値

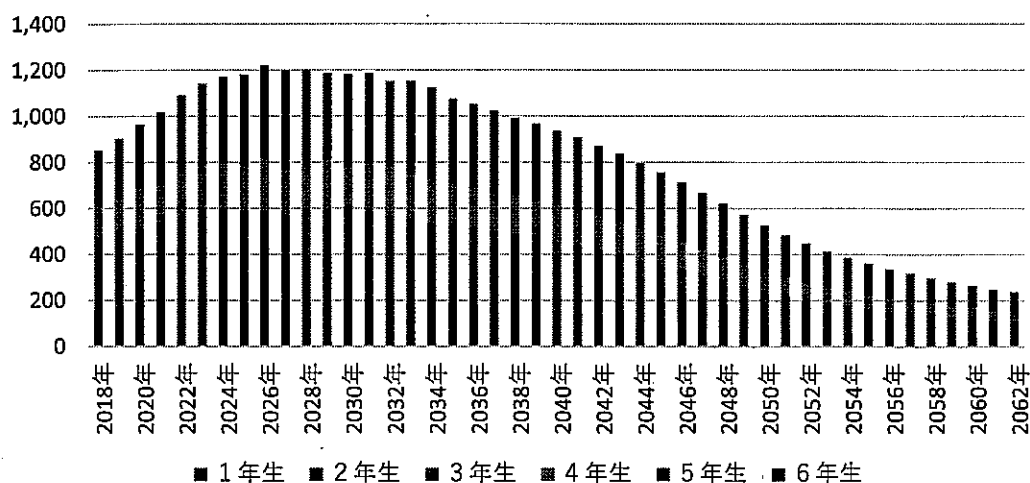


▼推計結果詳細

	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029
1年生	67	50	46	54	51	42	58	49	58	49	52	48
2年生	48	67	51	45	53	52	42	58	49	58	49	52
3年生	65	48	69	53	45	55	54	42	59	51	59	51
4年生	64	66	49	70	54	49	57	56	43	62	53	61
5年生	57	63	65	50	69	58	48	55	54	42	60	51
6年生	52	59	63	69	52	73	60	49	57	56	43	61
総数	353	353	343	341	324	329	319	309	320	318	316	324
	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036	2037	2038	2039	2040	2041
1年生	47	46	46	45	43	42	41	40	39	38	37	37
2年生	48	46	46	46	45	43	42	41	40	39	38	37
3年生	54	50	48	47	47	46	44	43	42	41	41	40
4年生	53	56	52	50	49	49	48	46	45	44	43	42
5年生	59	51	54	50	48	48	48	47	45	44	43	42
6年生	53	61	53	56	52	50	49	49	48	46	45	44
総数	314	310	299	294	284	278	272	266	259	252	247	242
	2042	2043	2044	2045	2046	2047	2048	2049	2050	2051	2052	2053
1年生	36	36	36	35	34	34	34	34	34	34	33	33
2年生	37	36	36	36	35	34	34	34	33	33	33	33
3年生	39	39	38	38	38	37	36	36	36	35	35	35
4年生	41	40	40	39	39	39	38	37	37	37	36	36
5年生	41	40	39	39	38	38	38	37	36	36	36	35
6年生	43	43	42	41	41	40	40	40	39	38	38	38
総数	237	234	231	228	225	222	220	218	215	213	211	210
	2054	2055	2056	2057	2058	2059	2060	2061	2062			
1年生	32	31	31	30	30	30	29	28	28			
2年生	33	32	31	31	30	30	30	29	28			
3年生	34	34	33	32	32	31	31	31	30			
4年生	36	35	35	34	33	33	33	33	33			
5年生	35	35	34	34	33	32	32	31	31			
6年生	37	37	37	36	36	35	34	34	33			
総数	207	204	201	197	194	191	189	186	183			

04. 三山木小学校

三山木小学校児童数推計値

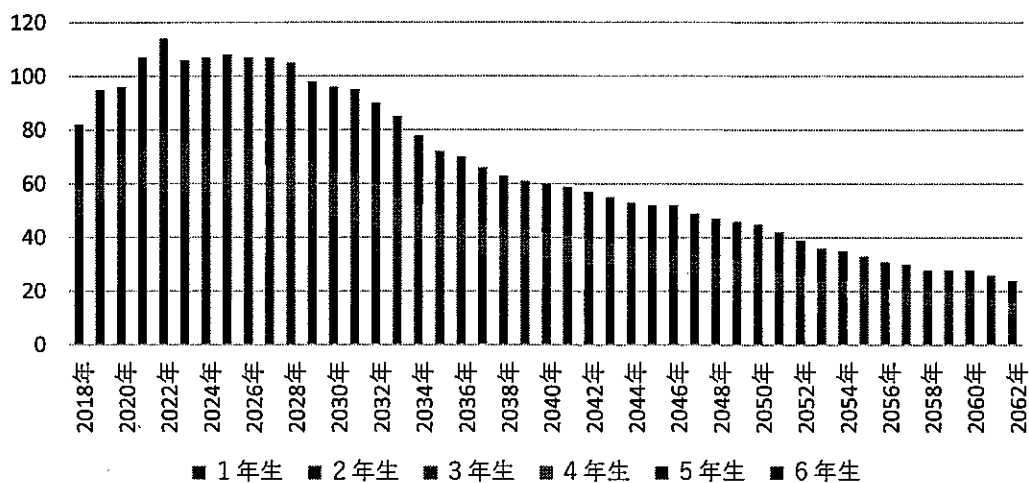


▼推計結果詳細

	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029
1年生	155	175	181	181	196	228	191	184	227	180	207	227
2年生	174	152	178	184	186	186	221	185	178	215	171	195
3年生	141	174	153	178	185	187	191	226	188	181	217	173
4年生	139	141	174	158	184	188	193	196	232	191	182	218
5年生	123	139	140	173	161	179	187	193	195	230	189	180
6年生	122	123	139	142	179	174	188	196	200	202	237	194
総数	854	904	965	1,016	1,091	1,142	1,171	1,180	1,220	1,199	1,203	1,187
	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036	2037	2038	2039	2040	2041
1年生	199	199	197	189	183	181	179	171	169	163	157	151
2年生	213	187	186	183	175	169	168	165	157	155	149	143
3年生	196	213	187	186	183	174	168	167	164	156	154	149
4年生	173	197	213	187	186	183	174	168	166	163	155	153
5年生	216	170	193	209	183	182	179	170	164	162	158	151
6年生	185	221	175	198	213	186	185	181	172	167	164	161
総数	1,182	1,187	1,151	1,152	1,123	1,075	1,053	1,022	992	966	937	908
	2042	2043	2044	2045	2046	2047	2048	2049	2050	2051	2052	2053
1年生	141	135	126	118	109	102	92	85	80	74	70	64
2年生	138	129	123	116	108	98	93	83	76	71	67	63
3年生	143	138	128	123	115	107	97	92	82	76	70	66
4年生	148	142	137	127	122	115	107	96	91	81	75	70
5年生	148	143	137	133	124	118	112	104	93	88	78	72
6年生	153	151	145	139	135	126	120	114	105	94	89	79
総数	871	838	796	756	713	666	621	574	527	484	449	414
	2054	2055	2056	2057	2058	2059	2060	2061	2062			
1年生	60	56	53	52	49	45	42	38	37			
2年生	58	54	50	48	46	43	42	38	35			
3年生	63	58	53	50	47	46	43	41	38			
4年生	65	62	57	53	49	47	45	42	41			
5年生	67	63	60	55	51	48	45	44	42			
6年生	73	68	64	60	56	52	48	46	45			
総数	386	361	337	318	298	281	265	249	238			

05. 普賢寺小学校

普賢寺小学校児童数推計値

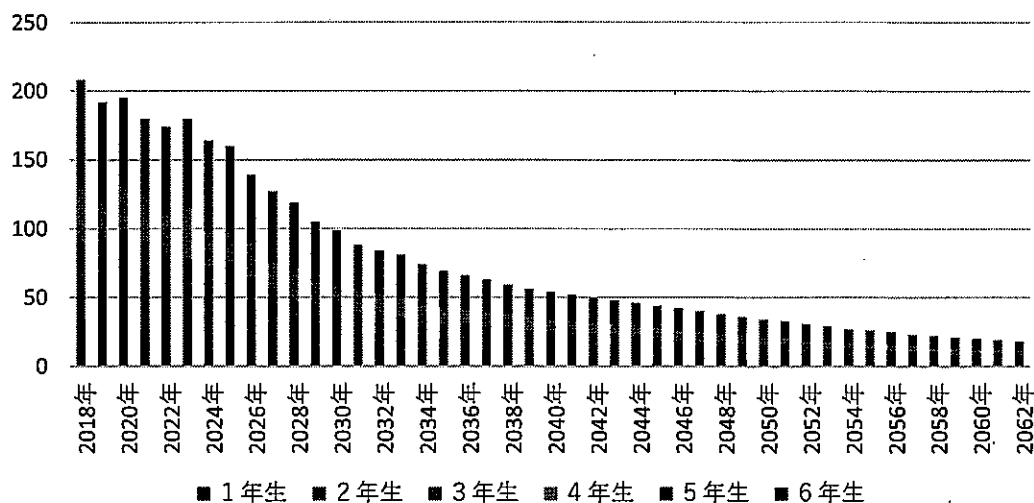


▼推計結果詳細

	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029
1年生	15	19	19	18	20	20	17	16	19	15	18	15
2年生	18	15	19	19	18	20	20	17	17	19	16	18
3年生	14	19	15	21	19	16	20	20	17	17	19	14
4年生	11	14	18	16	22	20	16	20	20	16	17	11
5年生	15	11	14	19	16	15	20	15	20	20	15	15
6年生	9	17	11	14	19	15	14	20	14	20	20	9
総数	82	95	96	107	114	106	107	108	107	107	105	82
	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036	2037	2038	2039	2040	2041
1年生	17	14	14	14	13	12	12	11	11	11	11	10
2年生	18	17	15	15	15	13	12	12	12	11	11	11
3年生	15	17	17	14	14	14	12	12	11	11	11	11
4年生	19	16	18	17	13	13	13	12	11	11	10	10
5年生	15	17	14	16	15	12	12	12	10	10	9	9
6年生	14	15	17	14	15	14	11	11	11	9	9	9
総数	98	96	95	90	85	78	72	70	66	63	61	60
	2042	2043	2044	2045	2046	2047	2048	2049	2050	2051	2052	2053
1年生	10	10	9	9	9	8	8	8	7	6	6	6
2年生	10	10	10	9	9	9	9	8	8	7	7	6
3年生	10	10	9	9	9	9	8	8	8	8	6	6
4年生	10	9	9	9	9	8	8	8	8	7	7	6
5年生	9	8	8	8	8	8	7	7	7	7	7	6
6年生	8	8	8	8	8	7	7	7	7	7	6	6
総数	57	55	53	52	52	49	47	46	45	42	39	36
	2054	2055	2056	2057	2058	2059	2060	2061	2062			
1年生	6	5	5	5	5	5	5	4	4			
2年生	6	6	6	5	5	5	5	5	4			
3年生	6	6	5	5	5	5	5	5	4			
4年生	6	6	5	5	5	5	5	4	4			
5年生	5	5	5	5	4	4	4	4	4			
6年生	6	5	5	5	4	4	4	4	4			
総数	35	33	31	30	28	28	28	26	24			

06. 田辺東小学校

田辺東小学校児童数推計値

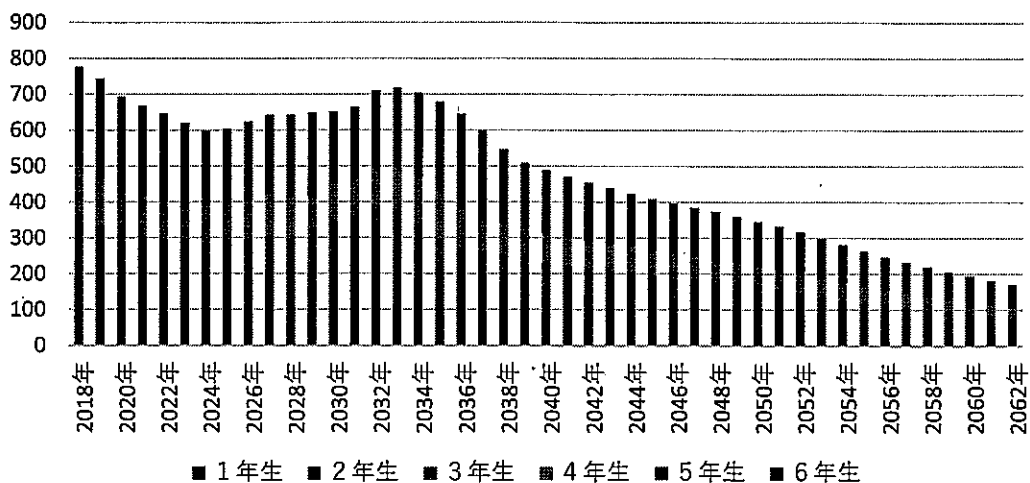


▼推計結果詳細

	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029
1年生	34	28	37	27	23	30	22	26	19	15	16	14
2年生	30	35	28	38	24	23	28	20	24	17	14	16
3年生	26	30	35	26	36	25	23	28	20	24	17	14
4年生	39	27	31	34	27	38	25	23	28	20	24	17
5年生	34	38	27	30	35	29	38	25	23	28	20	24
6年生	45	34	37	25	29	35	28	38	25	23	28	20
総数	208	192	195	180	174	180	164	160	139	127	119	105
	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036	2037	2038	2039	2040	2041
1年生	13	12	12	11	10	10	10	9	9	8	8	8
2年生	14	13	12	12	11	10	10	10	9	9	8	8
3年生	17	15	14	12	12	11	10	10	10	9	9	8
4年生	14	17	15	14	12	12	11	10	10	10	9	9
5年生	17	14	17	15	14	12	12	11	10	10	10	9
6年生	24	17	14	17	15	14	13	13	11	10	10	10
総数	99	88	84	81	74	69	66	63	59	56	54	52
	2042	2043	2044	2045	2046	2047	2048	2049	2050	2051	2052	2053
1年生	8	7	7	6	6	6	6	5	5	5	4	4
2年生	8	8	7	7	6	6	6	6	5	5	5	4
3年生	8	8	8	7	7	6	6	6	6	5	5	5
4年生	8	8	8	8	7	7	6	6	6	6	5	5
5年生	9	8	8	8	8	7	7	6	6	6	6	5
6年生	9	9	8	8	8	8	7	7	6	6	6	6
総数	50	48	46	44	42	40	38	36	34	33	31	29
	2054	2055	2056	2057	2058	2059	2060	2061	2062			
1年生	4	4	4	3	3	3	3	3	3			
2年生	4	4	4	4	3	3	3	3	3			
3年生	4	4	4	4	4	3	3	3	3			
4年生	5	4	4	4	4	4	3	3	3			
5年生	5	5	4	4	4	4	4	3	3			
6年生	5	5	5	4	4	4	4	4	3			
総数	27	26	25	23	22	21	20	19	18			

07. 松井ヶ丘小学校

松井ヶ丘小学校児童数推計値

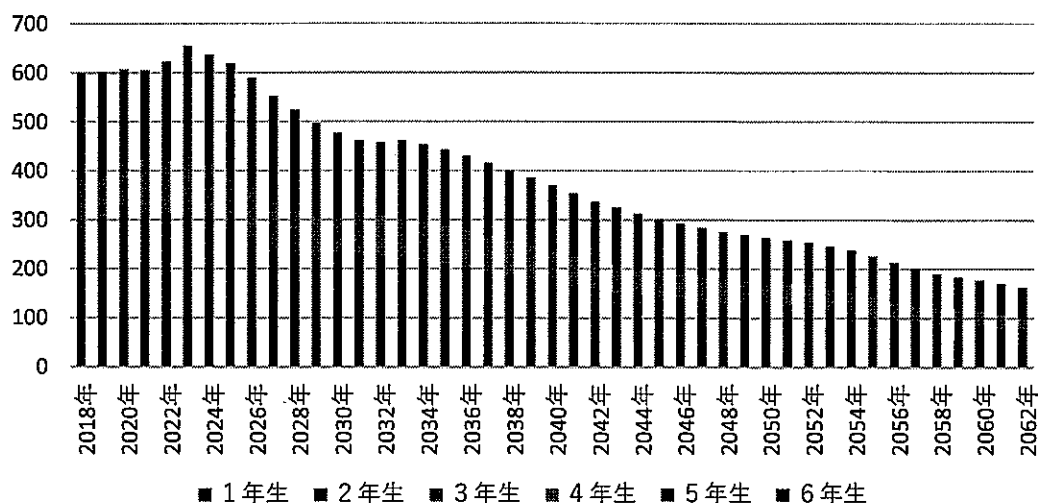


▼推計結果詳細

	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029
1年生	113	100	97	99	93	93	96	99	80	107	107	114
2年生	127	116	99	100	102	95	95	101	108	86	109	109
3年生	126	122	117	102	99	104	96	97	111	113	84	107
4年生	137	127	118	119	106	95	105	99	104	116	113	84
5年生	140	138	127	119	126	108	98	109	107	111	119	116
6年生	134	141	136	129	121	126	108	100	114	111	112	119
総数	777	744	694	668	647	621	598	605	624	644	644	649
	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036	2037	2038	2039	2040	2041
1年生	121	128	131	114	94	91	88	84	81	77	75	73
2年生	116	122	130	133	116	94	91	88	84	81	77	75
3年生	107	114	120	129	132	114	93	89	86	82	80	76
4年生	107	107	113	120	128	131	113	93	89	86	82	79
5年生	85	109	109	114	121	129	132	114	93	90	86	82
6年生	116	85	108	108	114	121	129	132	114	93	89	86
総数	652	665	711	718	705	680	646	600	547	509	489	471
	2042	2043	2044	2045	2046	2047	2048	2049	2050	2051	2052	2053
1年生	71	69	66	63	62	61	60	55	52	49	45	43
2年生	73	70	68	65	63	62	61	60	55	52	49	45
3年生	74	72	69	67	64	62	61	60	59	54	51	48
4年生	76	74	72	69	67	64	61	60	59	59	54	51
5年生	79	76	74	72	69	67	64	61	60	59	59	54
6年生	82	79	75	73	72	69	67	64	61	60	59	58
総数	455	440	424	409	397	385	374	360	346	333	317	299
	2054	2055	2056	2057	2058	2059	2060	2061	2062			
1年生	41	38	36	34	32	30	28	26	26			
2年生	43	40	38	36	34	32	30	28	26			
3年生	45	43	40	37	35	33	31	29	27			
4年生	48	44	42	40	37	35	33	31	29			
5年生	51	48	44	42	40	37	35	33	31			
6年生	54	51	48	44	42	40	37	35	33			
総数	282	264	248	233	220	207	194	182	172			

08. 薪小学校

薪小学校児童数推計値

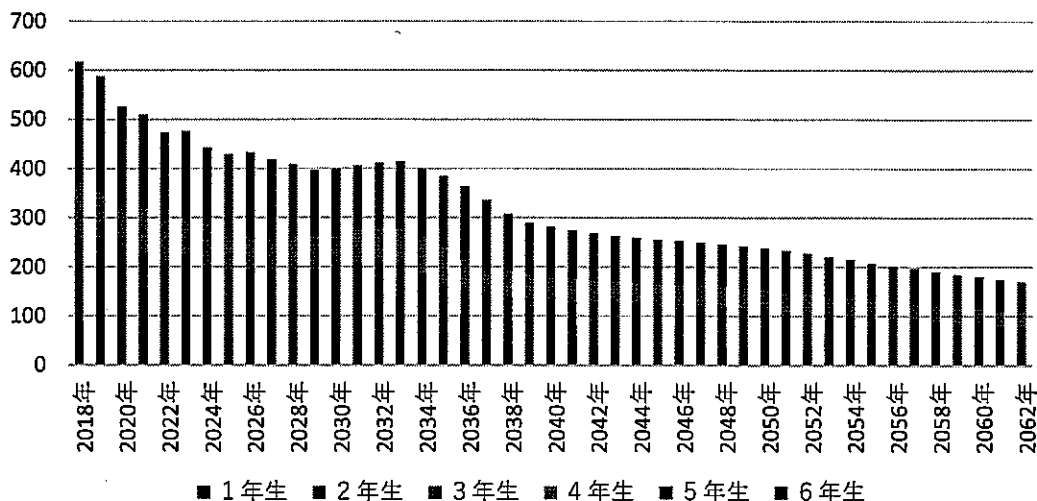


▼推計結果詳細

	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029
1年生	108	104	110	102	101	107	95	91	78	67	79	79
2年生	85	110	104	109	104	105	107	95	91	78	67	79
3年生	90	91	113	102	109	105	106	108	97	92	78	68
4年生	99	91	91	111	105	112	108	109	111	99	94	81
5年生	105	99	90	90	113	111	110	106	107	109	97	93
6年生	114	108	99	91	91	115	111	110	106	107	109	97
総数	601	603	607	605	623	655	637	619	590	552	524	497
	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036	2037	2038	2039	2040	2041
1年生	77	76	74	72	70	68	67	61	60	58	56	52
2年生	79	77	76	74	72	70	67	66	61	60	58	56
3年生	79	79	77	76	75	73	71	68	67	61	60	57
4年生	70	82	82	80	79	77	74	72	69	68	62	61
5年生	79	69	80	80	78	77	75	73	71	68	67	61
6年生	93	79	69	80	80	78	77	76	73	71	68	67
総数	477	462	458	462	454	443	431	416	401	386	371	354
	2042	2043	2044	2045	2046	2047	2048	2049	2050	2051	2052	2053
1年生	51	50	49	47	46	44	44	44	43	42	41	36
2年生	52	51	49	48	46	45	43	43	43	42	41	40
3年生	55	52	51	49	48	46	45	43	43	43	42	41
4年生	58	56	52	51	50	49	47	46	44	44	44	43
5年生	60	57	55	52	51	49	48	46	45	43	43	43
6年生	61	60	57	55	52	51	49	48	46	45	43	43
総数	337	326	313	302	293	284	276	270	264	259	254	246
	2054	2055	2056	2057	2058	2059	2060	2061	2062			
1年生	35	32	31	30	29	28	27	25	24			
2年生	36	35	32	31	30	29	28	27	25			
3年生	40	35	34	32	31	30	29	28	27			
4年生	42	41	36	35	32	31	30	29	28			
5年生	42	41	40	35	34	32	31	30	29			
6年生	43	42	41	40	35	34	32	31	30			
総数	238	226	214	203	191	184	177	170	163			

09. 桃園小学校

桃園小学校児童数推計値



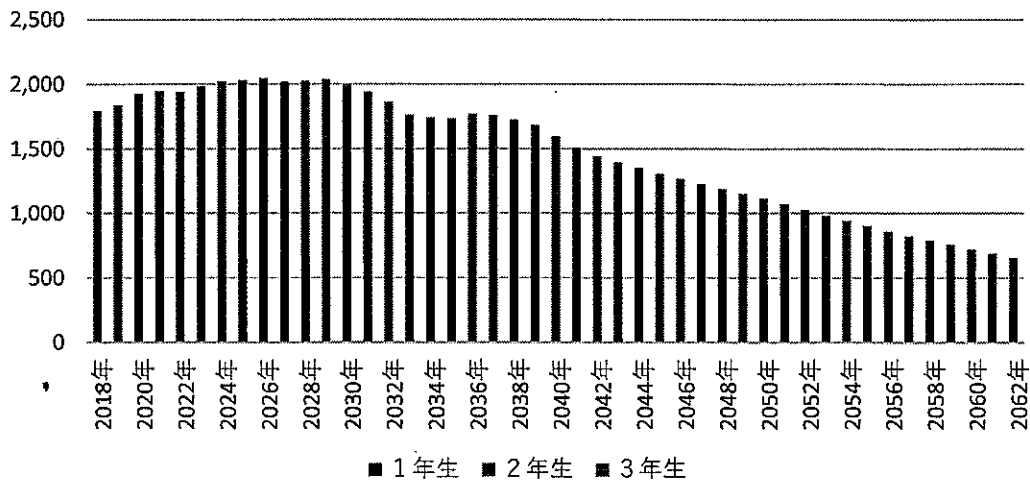
▼推計結果詳細

	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029
1年生	90	73	69	78	63	71	60	60	63	59	66	65
2年生	82	95	78	70	79	70	73	62	64	67	61	68
3年生	100	82	93	81	71	83	70	73	64	66	67	61
4年生	99	103	84	92	80	75	84	73	78	67	67	68
5年生	134	100	103	85	94	80	75	85	76	80	67	67
6年生	112	135	100	104	86	97	81	76	88	79	81	68
総数	617	588	527	510	473	476	443	429	433	418	409	397
	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036	2037	2038	2039	2040	2041
1年生	66	72	71	61	51	50	46	45	44	43	42	42
2年生	67	68	74	73	63	53	52	48	47	46	45	44
3年生	69	67	68	74	73	63	53	52	48	47	46	45
4年生	61	69	68	69	75	74	63	53	52	48	47	46
5年生	68	61	69	68	69	75	74	63	53	52	49	48
6年生	68	69	62	70	69	70	76	75	64	54	53	49
総数	399	406	412	415	400	385	364	336	308	290	282	274
	2042	2043	2044	2045	2046	2047	2048	2049	2050	2051	2052	2053
1年生	41	40	40	39	39	39	37	37	35	34	34	33
2年生	44	43	42	42	41	41	41	39	39	36	35	35
3年生	44	44	43	42	42	41	41	41	40	40	37	36
4年生	45	44	44	43	42	42	41	41	41	40	40	37
5年生	47	46	45	45	44	43	43	42	42	42	40	40
6年生	48	47	46	45	45	44	43	43	42	42	42	40
総数	269	264	260	256	253	250	246	243	239	234	228	221
	2054	2055	2056	2057	2058	2059	2060	2061	2062			
1年生	32	31	31	30	29	28	27	26	26			
2年生	34	32	31	31	30	29	28	27	26			
3年生	36	35	33	32	32	31	30	29	28			
4年生	36	36	35	33	32	32	31	30	29			
5年生	37	36	36	35	33	32	32	31	30			
6年生	40	37	36	36	35	33	32	32	31			
総数	215	207	202	197	191	185	180	175	170			

(3) 中学校生徒数の推計結果

00. 全市中学校

全市中学校生徒数推計値

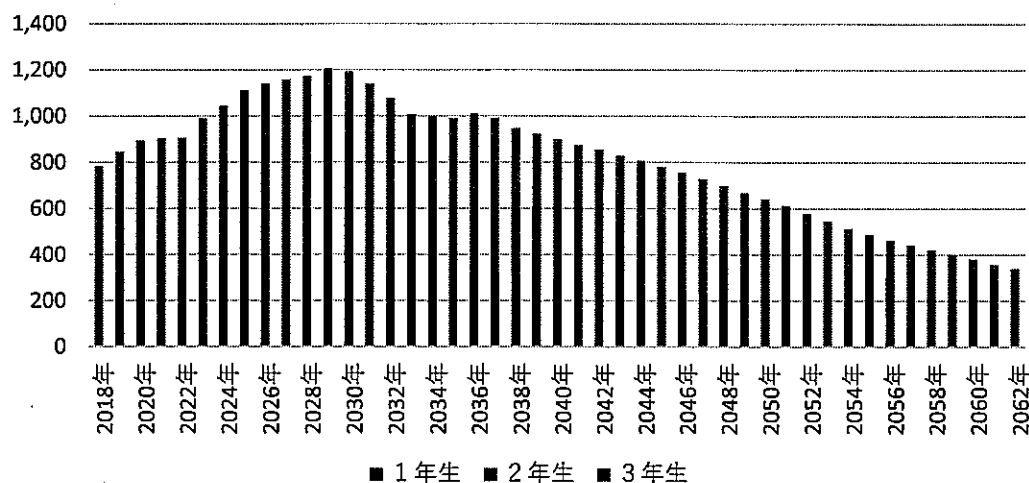


▼推計結果詳細

	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029
1年生	620	629	669	638	627	667	699	655	666	674	672	690
2年生	580	624	638	669	641	646	670	700	666	671	676	669
3年生	596	587	622	642	675	673	654	677	715	675	677	679
総数	1,796	1,840	1,929	1,949	1,943	1,986	2,023	2,032	2,047	2,020	2,025	2,038
	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036	2037	2038	2039	2040	2041
1年生	639	613	613	542	594	606	576	583	575	534	498	485
2年生	686	638	609	608	538	590	603	572	578	570	529	493
3年生	673	689	638	611	609	538	591	604	573	579	571	530
総数	1,998	1,940	1,860	1,761	1,741	1,734	1,770	1,759	1,726	1,683	1,598	1,508
	2042	2043	2044	2045	2046	2047	2048	2049	2050	2051	2052	2053
1年生	469	450	440	423	411	399	384	374	362	344	328	319
2年生	480	465	446	436	420	408	396	381	370	358	339	325
3年生	494	481	465	446	436	419	408	396	382	371	359	339
総数	1,443	1,396	1,351	1,305	1,267	1,226	1,188	1,151	1,114	1,073	1,026	983
	2054	2055	2056	2057	2058	2059	2060	2061	2062			
1年生	302	289	276	266	254	243	231	218	212			
2年生	315	299	286	273	263	252	241	229	216			
3年生	324	315	298	286	273	262	252	241	229			
総数	941	903	860	825	790	757	724	688	657			

01. 田辺中学校

田辺中学校生徒数推計値

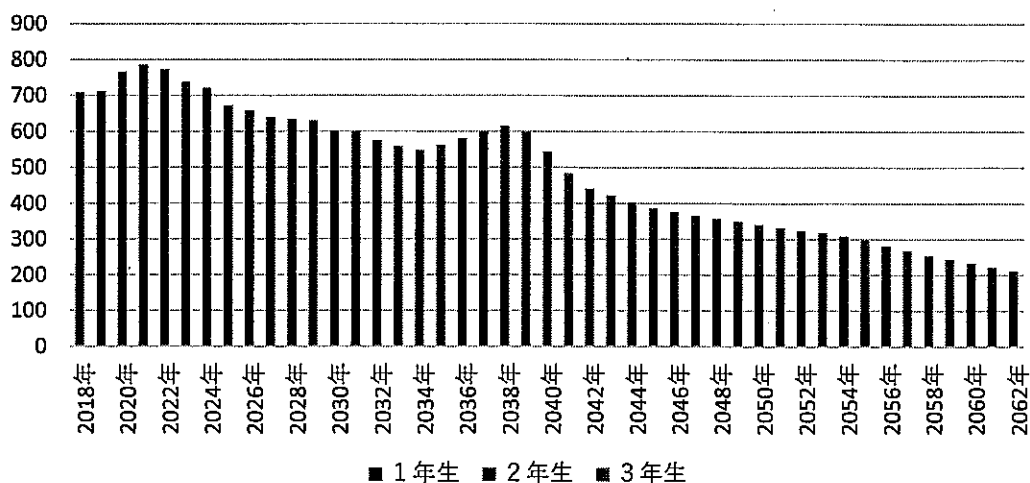


▼推計結果詳細

	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029
1年生	293	299	296	300	298	361	360	378	391	379	396	422
2年生	245	297	303	301	303	314	366	363	382	392	382	398
3年生	246	250	296	303	305	318	320	371	370	387	396	385
総数	784	846	895	904	906	993	1,046	1,112	1,143	1,158	1,174	1,205
	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036	2037	2038	2039	2040	2041
1年生	370	341	365	301	337	354	321	317	311	299	292	286
2年生	422	372	341	364	301	336	353	319	316	309	297	290
3年生	401	425	372	342	364	301	336	355	320	316	309	297
総数	1,193	1,138	1,078	1,007	1,002	991	1,010	991	947	924	898	873
	2042	2043	2044	2045	2046	2047	2048	2049	2050	2051	2052	2053
1年生	281	267	264	253	244	234	224	216	207	195	181	173
2年生	284	279	265	262	251	243	232	222	214	205	192	180
3年生	290	284	278	265	261	251	243	232	222	214	205	191
総数	855	830	807	780	756	728	699	670	643	614	578	544
	2054	2055	2056	2057	2058	2059	2060	2061	2062			
1年生	163	156	148	142	136	128	121	113	108			
2年生	171	162	155	147	141	135	127	120	113			
3年生	178	170	160	154	146	139	134	126	119			
総数	512	488	463	443	423	402	382	359	340			

02. 大住中学校

大住中学校生徒数推計値

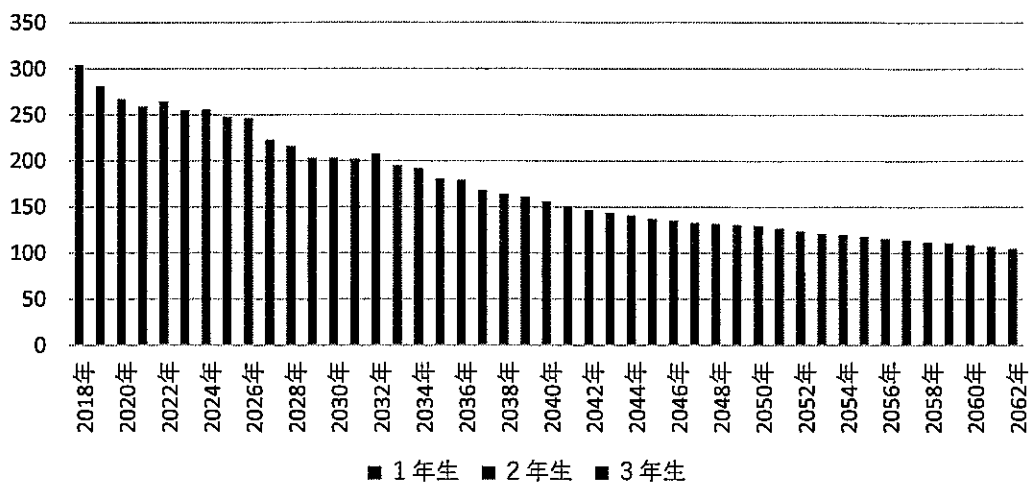


▼推計結果詳細

	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029
1年生	232	247	285	245	246	227	242	199	199	222	205	204
2年生	232	232	252	283	245	250	228	244	209	205	224	203
3年生	244	234	230	258	282	261	251	229	250	212	206	223
総数	708	713	767	786	773	738	721	672	658	639	635	630
	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036	2037	2038	2039	2040	2041
1年生	196	203	177	181	192	192	198	211	209	181	155	149
2年生	203	195	202	176	179	191	192	198	209	208	181	154
3年生	203	202	195	202	176	179	191	191	197	209	208	181
総数	602	600	574	559	547	562	581	600	615	598	544	484
	2042	2043	2044	2045	2046	2047	2048	2049	2050	2051	2052	2053
1年生	139	135	129	125	122	120	116	114	111	107	106	105
2年生	148	139	135	129	125	121	120	116	114	111	107	106
3年生	154	148	139	134	129	124	121	120	116	114	111	107
総数	441	422	403	388	376	365	357	350	341	332	324	318
	2054	2055	2056	2057	2058	2059	2060	2061	2062			
1年生	98	94	89	85	81	78	74	70	69			
2年生	105	98	94	89	85	81	78	74	69			
3年生	106	105	98	94	89	85	81	78	74			
総数	309	297	281	268	255	244	233	222	212			

03. 培良中学校

培良中学校生徒数推計値



▼推計結果詳細

	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029
1年生	95	83	88	93	83	79	97	78	76	73	71	64
2年生	103	95	83	85	93	82	76	93	75	74	70	68
3年生	106	103	96	81	88	94	83	77	95	76	75	71
総数	304	281	267	259	264	255	256	248	246	223	216	203
	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036	2037	2038	2039	2040	2041
1年生	73	69	71	60	65	60	57	55	55	54	51	50
2年生	61	71	66	68	58	63	58	55	53	53	51	49
3年生	69	62	71	67	69	58	64	58	56	54	54	52
総数	203	202	208	195	192	181	179	168	164	161	156	151
	2042	2043	2044	2045	2046	2047	2048	2049	2050	2051	2052	2053
1年生	49	48	47	45	45	45	44	44	44	42	41	41
2年生	48	47	46	45	44	44	44	43	42	42	40	39
3年生	50	49	48	47	46	44	44	44	44	43	43	41
総数	147	144	141	137	135	133	132	131	130	127	124	121
	2054	2055	2056	2057	2058	2059	2060	2061	2062			
1年生	41	39	39	39	37	37	36	35	35			
2年生	39	39	37	37	37	36	36	35	34			
3年生	40	40	40	38	38	38	37	37	36			
総数	120	118	116	114	112	111	109	107	105			

議案第28号

京田辺市共同学校事務室設置方針について

京田辺市共同学校事務室設置方針を別紙のとおり定める。

令和5年5月17日 提出

京田辺市教育委員会教育長 山岡 弘高

(提案理由)

本件は、備品の購入など複数の学校事務を共同で行う京田辺市共同学校事務室の設置方針を定めるため、提案するものである。

京田辺市共同学校事務室設置方針（案）

1 設置の趣旨

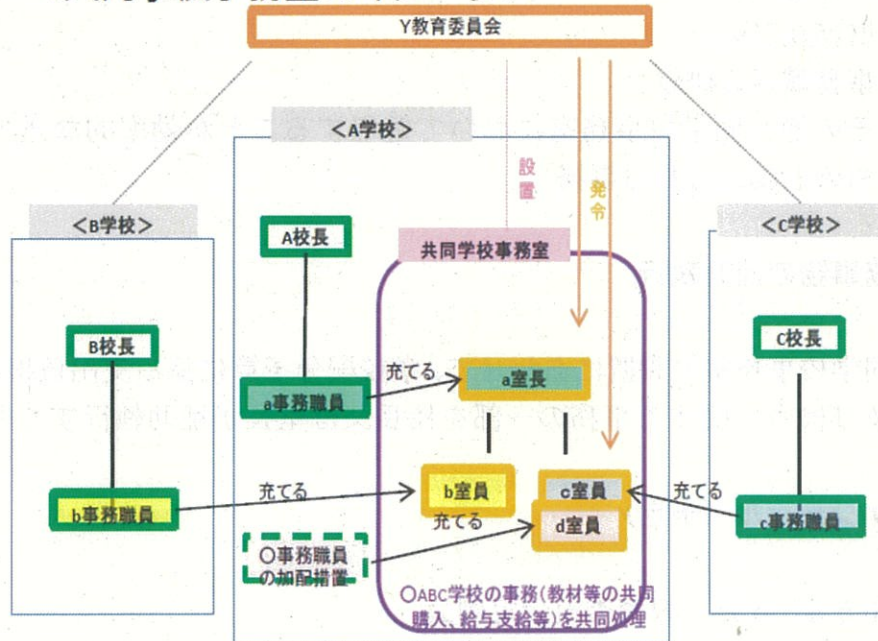
学校事務の効率化を図るため、備品の購入など複数の学校事務を共同で行う「共同学校事務室」を設置するもの。

2 共同学校事務室

各校の学校事務職員が週1回程度一つの学校に集まるなどして複数の学校事務を共同で行うもので、平成29年の地教行法の改正により制度化。

事務を共同で処理することにより、学校間の事務の標準化や備品などの共同購入による調達コストの削減等を目指していく。

<共同学校事務室のイメージ>



3 設置校

共同学校事務室の室長が所属する学校とする。※当面、固定の事務所はなし。

4 対象学校

共同学校事務室が事務を共同処理する学校は、京田辺市立小中学校全校とする。

5 組織

室長

室長補佐

職員 ※全事務職員

6 所掌事務

- ・ 教材、教具その他備品の共同購入
- ・ 教職員の給与、旅費及び福利厚生
- ・ 学校運営に係る事務の企画、立案、連絡調整及び渉外
- ・ 文書の收受その他の文書管理、公文書の審査、情報の公開及び個人情報の保護
- ・ 財務及び会計
- ・ 事務職員の研修
- ・ その他共同学校事務室において処理することが効率的な処理に資するものと認められる事務

7 財務事務の補助執行

共同学校事務室の設置にあわせて、学校配分予算に係る支出負担行為、支出命令及び検査に関する事務の一部を校長又は室長が補助執行するものとする。

8 スケジュール（予定）

令和5年 5月 教育委員会定例会

- ・ 設置方針の決定

9月 市議会定例会

- ・ 関連予算上程

10月 教育委員会定例会

- ・ 管理運営規則の一部改正
- ・ 共同学校事務室運営規程の制定

12月 開設

令和6年 4月 市長の権限に属する事務の補助執行等に関する規程の一部改正

議案第36号

京田辺市教育委員会が保有する個人情報の保護に関する規則の制定について

京田辺市教育委員会が保有する個人情報の保護に関する規則を別紙のとおり定める。

令和5年5月17日 提出

京田辺市教育委員会教育長 山岡 弘高

(提案理由)

本件は、個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、京田辺市個人情報保護条例施行規則が改正されたことから、同規則を準用する教育委員会規則をあらためて制定するため、提案するものである。

京田辺市教育委員会が保有する個人情報の保護に関する規則（案）

京田辺市教育委員会が保有する個人情報の保護に関する取扱いについては、京田辺市個人情報保護に関する規則（平成14年京田辺市規則第38号）の例による。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（京田辺市教育委員会が保有する個人情報に係る京田辺市個人情報保護条例施行規則の廃止）

- 2 京田辺市教育委員会が保有する個人情報に係る京田辺市個人情報保護条例施行規則（平成14年京田辺市教育委員会規則第17号）は、廃止する。

○京田辺市教育委員会が保有する個人情報に係る京田辺市個人情報保護
条例施行規則

平成14年12月27日

教育委員会規則第17号

京田辺市教育委員会が保有する個人情報に係る京田辺市個人情報保護条例
(平成14年京田辺市条例第3号)の施行については、京田辺市個人情報保護
条例施行規則(平成14年京田辺市規則第38号)の例による。

附 則

この規則は、平成15年1月1日から施行する。

令和5年4月26日

関係所属長各位

総務部長

長以外の執行機関等が保有する個人情報に係る京田辺市個人情報保護条例施行規則等の整備について（依頼）

本市においては、平成15年1月1日から京田辺市個人情報保護条例の規定に従い、市が保有する個人情報の保護を行っていますが、令和3年5月19日に公布された「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」において、「個人情報の保護に関する法律」（以下「改正法」という。）が改正され、令和5年4月1日より、現在個々の地方公共団体が条例等において定めている個人情報保護制度について、改正後の法律で全国的な共通ルールが規定されることとなり、個人情報の取扱いに関する規定の大部分は、改正法の規定の適用を受けております。

これに伴い、市長の事務部局においては「京田辺市個人情報保護条例施行規則」を「京田辺市個人情報保護に関する規則」に改正し、令和5年4月1日に施行いたしました。長以外の執行機関等においても、それぞれ施行規則等を整備していただく必要があるため、別紙案を参照し、事務を進めていただきますようお願いいたします。

担当	総務部総務室（田中・近藤） 内線433・435
----	----------------------------

京田辺市〇〇〇〇規則（規程、告示）第 号

京田辺市〇〇〇〇〇が保有する個人情報の保護に関する規則（規程）
（案）

京田辺市〇〇〇〇が保有する個人情報の保護に関する取扱いについては、京田辺市個人情報保護に関する規則（平成14年京田辺市規則第38号）の例による。

附 則

- 1 この規則（規程、告示）は、令和5年 月 日から施行する。
- 2 京田辺市〇〇〇〇が保有する個人情報に係る京田辺市個人情報保護条例施行規則（規程、告示）（平成〇年京田辺市〇〇〇〇規則（規程）第〇号）は、廃止する。

報告第11号

第1期京田辺市立幼稚園・保育所再編整備計画に基づく市立保育所の廃園・統合について

第1期京田辺市立幼稚園・保育所再編整備計画に基づく市立保育所の廃園・統合について、別紙のとおり報告する。

令和5年5月17日 提出

京田辺市教育委員会教育長 山岡 弘高

(報告理由)

本件は、第1期京田辺市立幼稚園・保育所再編整備計画に基づく市立保育所の廃園・統合について、報告するものである。

第1期京田辺市立幼稚園・保育所再編整備計画に基づく 市立保育所の廃園・統合について

令和3年7月に策定した「第1期京田辺市立幼稚園・保育所再編整備計画」（以下「計画」という。）においては、民間活力を活用した小規模保育事業所等の整備により、1・2歳児の保育定員を確保しながら市立保育所定員の適正化を進めるとともに、待機児童の発生防止を図ることとしています。

1 統合の考え方について

令和4年度から令和5年度にかけて河原保育所分園及び南山保育所の代替施設となる民間小規模保育事業所等を4園整備したことに伴い、当該計画どおり令和6年度から河原保育所分園を河原保育所へ、令和7年度から南山保育所を三山木保育所へ統合するものです。

2 条例改正等の手続きについて

令和5年第2回京田辺市議会定例会へ京田辺市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（案）を上程し、「京田辺市立河原保育所（分園）」及び「京田辺市立南山保育所」を廃止します。

これに併せて、同条例施行規則についても、所要の改正を行います。

施行日

京田辺市立河原保育所（分園）の廃止：令和6年4月1日

京田辺市立南山保育所の廃止：令和7年4月1日

3 周知方法等

計画について、引き続き市ホームページ等により市民へ周知するとともに、令和6年度保育所等の入所申込受付の案内（広報京たなべ9月号掲載予定）において、次の留意事項を記載します。

①河原保育所は、令和6年度から本園のみでの保育となります。令和5年度河原保育所分園1歳児については、令和6年度から本園で保育を行います。

②南山保育所は、令和6年度から1歳児の入所申込受付を停止し、2歳児のみの保育となります。

議案第29号

学校評議員の委嘱について

京田辺市立小学校及び中学校の学校評議員の設置に関する要綱（平成14年京田辺市教育委員会告示第5号）第2条の規定により、学校評議員を委嘱したいので、教育委員会の議決を求める。

令和5年5月17日 提出

京田辺市教育委員会教育長 山岡 弘 高

（提案理由）

本件は、京田辺市立小学校及び中学校の学校評議員の任期が令和5年3月31日付で満了となったため、別紙の者を学校評議員に委嘱したいので、提案するものである。

任期は、令和5年5月17日から令和6年3月31日まで。

別紙

新たに委嘱する者

委員区分	氏名	備考
学校評議員	吉 永 美智江	大住小学校
学校評議員	渋谷 スミ子	大住小学校
学校評議員	松 本 丘 之	大住小学校
学校評議員	吉 村 尊 成	大住小学校
学校評議員	田 村 信 夫	大住小学校
学校評議員	北 川 一 美	田辺小学校
学校評議員	木 下 敏 巳	田辺小学校
学校評議員	久 下 視紀子	田辺小学校
学校評議員	奥 西 嘉 一	草内小学校
学校評議員	内 藤 康 夫	草内小学校
学校評議員	仲 井 和 好	草内小学校
学校評議員	柳 田 正 廣	草内小学校
学校評議員	森 島 治 子	三山木小学校
学校評議員	藤 井 重 博	三山木小学校
学校評議員	木 元 幸 恵	三山木小学校

学校評議員	森 美由紀	三山木小学校
学校評議員	井 上 秀 之	三山木小学校
学校評議員	野 崎 啓 子	田辺東小学校
学校評議員	庫 本 幹 夫	田辺東小学校
学校評議員	高 谷 清代美	田辺東小学校
学校評議員	島 谷 千 織	松井ヶ丘小学校
学校評議員	北 山 香 織	松井ヶ丘小学校
学校評議員	古 川 利 明	松井ヶ丘小学校
学校評議員	村 田 伸 治	薪小学校
学校評議員	永 松 鶴 雄	薪小学校
学校評議員	岡 山 一 男	薪小学校
学校評議員	石 濱 康 子	薪小学校
学校評議員	柳 生 静 慶	桃園小学校
学校評議員	松 原 真理子	桃園小学校
学校評議員	岡 本 稔 子	桃園小学校
学校評議員	加 藤 伸 二	田辺中学校
学校評議員	西 田 和 史	田辺中学校

学校評議員	田 宮 知加子	田辺中学校
学校評議員	水 山 芳 之	田辺中学校
学校評議員	森 西 進	田辺中学校
学校評議員	姫 路 桂 子	大住中学校
学校評議員	大 釜 照 平	大住中学校
学校評議員	田 村 信 夫	大住中学校
学校評議員	岩 井 真 澄	大住中学校
学校評議員	吉 田 弘 美	培良中学校
学校評議員	田 路 基 幸	培良中学校

参考資料

学校評議員名簿

氏名	委員区分	任期	委嘱・任命 の別	新任・再任 の別	備考
吉永 美智江	学校長推薦	R5.5.17～ R6.3.31	委嘱	再任	
渋谷 スミ子	学校長推薦	R5.5.17～ R6.3.31	委嘱	再任	
松本 丘之	学校長推薦	R5.5.17～ R6.3.31	委嘱	再任	
吉村 尊成	学校長推薦	R5.5.17～ R6.3.31	委嘱	再任	
田村 信夫	学校長推薦	R5.5.17～ R6.3.31	委嘱	再任	
北川 一美	学校長推薦	R5.5.17～ R6.3.31	委嘱	再任	
木下 敏巳	学校長推薦	R5.5.17～ R6.3.31	委嘱	再任	
久下 視紀子	学校長推薦	R5.5.17～ R6.3.31	委嘱	再任	
奥西 嘉一	学校長推薦	R5.5.17～ R6.3.31	委嘱	再任	
内藤 康夫	学校長推薦	R5.5.17～ R6.3.31	委嘱	再任	
仲井 和好	学校長推薦	R5.5.17～ R6.3.31	委嘱	新任	
柳田 正廣	学校長推薦	R5.5.17～ R6.3.31	委嘱	新任	
森島 治子	学校長推薦	R5.5.17～ R6.3.31	委嘱	再任	
藤井 重博	学校長推薦	R5.5.17～ R6.3.31	委嘱	再任	
木元 幸恵	学校長推薦	R5.5.17～ R6.3.31	委嘱	再任	
森 美由紀	学校長推薦	R5.5.17～ R6.3.31	委嘱	再任	

井上 秀之	学校長推薦	R5.5.17～ R6.3.31	委嘱	再任	
野崎 啓子	学校長推薦	R5.5.17～ R6.3.31	委嘱	再任	
庫本 幹夫	学校長推薦	R5.5.17～ R6.3.31	委嘱	再任	
高谷 清代美	学校長推薦	R5.5.17～ R6.3.31	委嘱	再任	
島谷 千織	学校長推薦	R5.5.17～ R6.3.31	委嘱	再任	
北山 香織	学校長推薦	R5.5.17～ R6.3.31	委嘱	再任	
古川 利明	学校長推薦	R5.5.17～ R6.3.31	委嘱	再任	
村田 伸治	学校長推薦	R5.5.17～ R6.3.31	委嘱	再任	
永松 鶴雄	学校長推薦	R5.5.17～ R6.3.31	委嘱	新任	
岡山 一男	学校長推薦	R5.5.17～ R6.3.31	委嘱	再任	
石濱 康子	学校長推薦	R5.5.17～ R6.3.31	委嘱	再任	
柳生 静慶	学校長推薦	R5.5.17～ R6.3.31	委嘱	再任	
松原 真理子	学校長推薦	R5.5.17～ R6.3.31	委嘱	再任	
岡本 稔子	学校長推薦	R5.5.17～ R6.3.31	委嘱	新任	
加藤 伸二	学校長推薦	R5.5.17～ R6.3.31	委嘱	再任	
西田 和史	学校長推薦	R5.5.17～ R6.3.31	委嘱	新任	
田宮 知加子	学校長推薦	R5.5.17～ R6.3.31	委嘱	再任	
水山 芳之	学校長推薦	R5.5.17～ R6.3.31	委嘱	再任	
森西 進	学校長推薦	R5.5.17～ R6.3.31	委嘱	再任	

姫路 桂子	学校長推薦	R5.5.17~ R6.3.31	委嘱	再任	
大釜 照平	学校長推薦	R5.5.17~ R6.3.31	委嘱	再任	
田村 信夫	学校長推薦	R5.5.17~ R6.3.31	委嘱	再任	
岩井 真澄	学校長推薦	R5.5.17~ R6.3.31	委嘱	再任	
吉田 弘美	学校長推薦	R5.5.17~ R6.3.31	委嘱	再任	
田路 基幸	学校長推薦	R5.5.17~ R6.3.31	委嘱	再任	

○京田辺市立小学校及び中学校の学校評議員の設置に関する要綱

平成14年3月28日
教育委員会告示第5号

(趣旨)

第1条 この告示は、地域や社会に開かれた学校づくりの推進を図るため、学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第49条及び京田辺市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則(昭和58年京田辺市教育委員会規則第1号)第14条の2の規定に基づき、京田辺市立小学校及び中学校(以下「学校」という。)における学校評議員の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委嘱)

第2条 学校評議員は、学校ごとに5人以内とし、当該学校の教職員並びに教育委員及び教育委員会事務局職員以外の者で、当該学校の校区に在住し、又は勤務し、教育に関する理解及び識見を有する者のうちから、当該学校長(以下「校長」という。)の推薦により教育委員会が委嘱する。

(任期等)

第3条 学校評議員の任期は、委嘱の日から当該年度の3月31日までを原則とする。ただし、新年度の学校評議員が委嘱されるまでの間、前年度の学校評議員が職務を代行することができる。

2 教育委員会は、学校評議員の辞任の申出その他特別の事情があると認めるときは、校長の具申により学校評議員を解嘱することができる。なお、必要がある場合は、学校評議員を補充することができ、任期は前任者の残任期間とする。

(学校評議員の職務)

第4条 学校評議員は、学校、家庭、地域の連携及び協力を推進する立場から、校長の学校運営に関する自らの権限と責任に属する事項について、校長の求めに応じ、意見を述べることができる。

2 学校評議員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後もまた同様とする。

(校長の役割)

第5条 校長は、学校評議員全員が集まる会議を年に1回以上開催する。

2 校長は、必要に応じて学校評議員から個別に意見を聴取するとともに、学校評議員が複数又は全員集まる会議を開催することができる。

3 その他学校評議員の会議の運営について必要な事項は、校長が定める。

(給付)

第6条 学校評議員には、給与その他の給付を支給しない。

(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は教育長が別に定める。

附 則

この告示は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成23年5月24日教委告示第2号)

この告示は、平成23年5月24日から施行する。

議案第30号

京田辺市就学相談委員会委員の委嘱等について

京田辺市附属機関設置条例（平成26年京田辺市条例第1号）第4条の規定により、京田辺市就学相談委員会委員を委嘱・任命したいので、教育委員会の議決を求める。

令和5年5月17日 提出

京田辺市教育委員会教育長 山岡 弘高

（提案理由）

本件は、京田辺市就学相談委員会委員の任期が令和5年3月31日付で満了となったため、別紙の者を委員に委嘱・任命したいので、提案するものである。

任期は、令和5年4月1日から令和7年3月31日まで。

別紙

新たに委嘱等する者

委員区分	氏名	備考
市立幼稚園、こども園、 小学校及び中学校の教職員	佐々木 みゆき	普賢寺小学校長
市立幼稚園、こども園、 小学校及び中学校の教職員	永 島 章 宏	松井ヶ丘小学校長
市立幼稚園、こども園、 小学校及び中学校の教職員	伊 家 京 子	草内小学校長
市立幼稚園、こども園、 小学校及び中学校の教職員	酒 井 由美子	大住小学校教頭
市立幼稚園、こども園、 小学校及び中学校の教職員	鳴 海 真 平	培良中学校教頭
市立幼稚園、こども園、 小学校及び中学校の教職員	水 野 瞳	大住小学校教諭
市立幼稚園、こども園、 小学校及び中学校の教職員	谷 友 香	大住小学校教諭
市立幼稚園、こども園、 小学校及び中学校の教職員	谷 口 ちあき	田辺小学校教諭
市立幼稚園、こども園、 小学校及び中学校の教職員	後 藤 裕 美	田辺小学校教諭
市立幼稚園、こども園、 小学校及び中学校の教職員	西 澤 洋 子	田辺小学校講師
市立幼稚園、こども園、 小学校及び中学校の教職員	杉 本 仁 美	草内小学校教諭
市立幼稚園、こども園、 小学校及び中学校の教職員	福 岡 みどり	草内小学校教諭
市立幼稚園、こども園、 小学校及び中学校の教職員	吉 村 伸 也	三山木小学校教諭
市立幼稚園、こども園、 小学校及び中学校の教職員	岡 田 友 美	三山木小学校教諭
市立幼稚園、こども園、 小学校及び中学校の教職員	木 村 圭 佑	普賢寺小学校教諭

市立幼稚園、こども園、 小学校及び中学校の教職員	杉 山 世津子	田辺東小学校教諭
市立幼稚園、こども園、 小学校及び中学校の教職員	更 井 富 子	田辺東小学校教諭
市立幼稚園、こども園、 小学校及び中学校の教職員	大河内 景	松井ヶ丘小学校教諭
市立幼稚園、こども園、 小学校及び中学校の教職員	知 念 智 子	薪小学校教諭
市立幼稚園、こども園、 小学校及び中学校の教職員	眞 部 容 一	薪小学校講師
市立幼稚園、こども園、 小学校及び中学校の教職員	中 島 明 美	桃園小学校教諭
市立幼稚園、こども園、 小学校及び中学校の教職員	平 野 愛	桃園小学校教諭
市立幼稚園、こども園、 小学校及び中学校の教職員	東地井 弓 子	田辺中学校教諭
市立幼稚園、こども園、 小学校及び中学校の教職員	平 田 大 登	田辺中学校教諭
市立幼稚園、こども園、 小学校及び中学校の教職員	川 瀬 智 恵	大住中学校教諭
市立幼稚園、こども園、 小学校及び中学校の教職員	中 谷 恵 子	大住中学校教諭
市立幼稚園、こども園、 小学校及び中学校の教職員	橋 本 昌 子	培良中学校講師
市立幼稚園、こども園、 小学校及び中学校の教職員	松 井 美 穂	桃園小学校養護教諭
市立幼稚園、こども園、 小学校及び中学校の教職員	三 好 洋 子	田辺中学校養護教諭
市立幼稚園、こども園、 小学校及び中学校の教職員	浅 川 美智子	田辺幼稚園長
市立幼稚園、こども園、 小学校及び中学校の教職員	上 出 真理子	田辺東幼稚園長
市立幼稚園、こども園、 小学校及び中学校の教職員	田 中 知 子	草内幼稚園長

市立幼稚園、こども園、 小学校及び中学校の教職員	高 倉 恭 子	三山木幼稚園長
市立幼稚園、こども園、 小学校及び中学校の教職員	加 藤 恵里佳	松井ヶ丘幼稚園長
市立幼稚園、こども園、 小学校及び中学校の教職員	眞 下 佐 織	薪幼稚園長
市立幼稚園、こども園、 小学校及び中学校の教職員	井 内 多 美	普賢寺幼稚園長
市立幼稚園、こども園、 小学校及び中学校の教職員	本 田 扶佐子	大住こども園長
児童福祉施設の職員	沼 田 かおり	河原保育所長
児童福祉施設の職員	村 井 佳 代	草内保育所長
児童福祉施設の職員	武 藤 伸 子	三山木保育所長
児童福祉施設の職員	宮 本 明 美	田辺児童館長
児童福祉施設の職員	漆 畑 乃梨英	田辺児童館 発達相談指導員
関係行政機関の職員	鬼 頭 敦 子	健康福祉部 子育て支援課担当係長
その他教育委員会が必要と 認める者	北 尾 茂 則	京田辺市P T A連絡 協議会
その他教育委員会が必要と 認める者	森 西 進	京田辺市民生児童委員 協議会
医師	岡 本 祐 之	京田辺市医師会
医師	青 山 三智子	京都府こども発達支援 センター
関係行政機関の職員	遠 藤 み き	京都府こども発達支援 センター
関係行政機関の職員	山 崎 篤 志	京都府立井手やまぶき 支援学校

参考資料

京田辺市就学相談委員会 委員名簿

氏名	委員区分	任期	委嘱・任命の別	新任・再任の別	備考
佐々木 みゆき	市立幼稚園、こども園 小学校及び中学校の教職員	R5.4.1～ R7.3.31	委嘱	新任	校長会 会長推薦
永島 章宏	市立幼稚園、こども園 小学校及び中学校の教職員	R5.4.1～ R7.3.31	委嘱	再任	校長会 会長推薦
伊家 京子	市立幼稚園、こども園 小学校及び中学校の教職員	R5.4.1～ R7.3.31	委嘱	再任	校長会 会長推薦
酒井 由美子	市立幼稚園、こども園 小学校及び中学校の教職員	R5.4.1～ R7.3.31	委嘱	新任	教頭会 会長推薦
鳴海 真平	市立幼稚園、こども園 小学校及び中学校の教職員	R5.4.1～ R7.3.31	委嘱	新任	教頭会 会長推薦
水野 瞳	市立幼稚園、こども園 小学校及び中学校の教職員	R5.4.1～ R7.3.31	委嘱	新任	学校長 推薦
谷 友香	市立幼稚園、こども園 小学校及び中学校の教職員	R5.4.1～ R7.3.31	委嘱	新任	学校長 推薦
谷口 ちあき	市立幼稚園、こども園 小学校及び中学校の教職員	R5.4.1～ R7.3.31	委嘱	再任	学校長 推薦
後藤 裕美	市立幼稚園、こども園 小学校及び中学校の教職員	R5.4.1～ R7.3.31	委嘱	再任	学校長 推薦
西澤 洋子	市立幼稚園、こども園 小学校及び中学校の教職員	R5.4.1～ R7.3.31	委嘱	再任	学校長 推薦
杉本 仁美	市立幼稚園、こども園 小学校及び中学校の教職員	R5.4.1～ R7.3.31	委嘱	再任	学校長 推薦
福岡 みどり	市立幼稚園、こども園 小学校及び中学校の教職員	R5.4.1～ R7.3.31	委嘱	再任	学校長 推薦
吉村 伸也	市立幼稚園、こども園 小学校及び中学校の教職員	R5.4.1～ R7.3.31	委嘱	新任	学校長 推薦
岡田 友美	市立幼稚園、こども園 小学校及び中学校の教職員	R5.4.1～ R7.3.31	委嘱	再任	学校長 推薦
木村 圭佑	市立幼稚園、こども園 小学校及び中学校の教職員	R5.4.1～ R7.3.31	委嘱	再任	学校長 推薦

杉山 世津子	市立幼稚園、こども園、 小学校及び中学校の教職員	R5.4.1～ R7.3.31	委嘱	再任	学校長 推薦
更井 富子	市立幼稚園、こども園、 小学校及び中学校の教職員	R5.4.1～ R7.3.31	委嘱	再任	学校長 推薦
大河内 景	市立幼稚園、こども園、 小学校及び中学校の教職員	R5.4.1～ R7.3.31	委嘱	新任	学校長 推薦
知念 智子	市立幼稚園、こども園、 小学校及び中学校の教職員	R5.4.1～ R7.3.31	委嘱	新任	学校長 推薦
眞部 容一	市立幼稚園、こども園、 小学校及び中学校の教職員	R5.4.1～ R7.3.31	委嘱	新任	学校長 推薦
中島 明美	市立幼稚園、こども園、 小学校及び中学校の教職員	R5.4.1～ R7.3.31	委嘱	再任	学校長 推薦
平野 愛	市立幼稚園、こども園、 小学校及び中学校の教職員	R5.4.1～ R7.3.31	委嘱	再任	学校長 推薦
東地井 弓子	市立幼稚園、こども園、 小学校及び中学校の教職員	R5.4.1～ R7.3.31	委嘱	新任	学校長 推薦
平田 大登	市立幼稚園、こども園、 小学校及び中学校の教職員	R5.4.1～ R7.3.31	委嘱	再任	学校長 推薦
川瀬 智恵	市立幼稚園、こども園、 小学校及び中学校の教職員	R5.4.1～ R7.3.31	委嘱	再任	学校長 推薦
中谷 恵子	市立幼稚園、こども園、 小学校及び中学校の教職員	R5.4.1～ R7.3.31	委嘱	再任	学校長 推薦
橋本 昌子	市立幼稚園、こども園、 小学校及び中学校の教職員	R5.4.1～ R7.3.31	委嘱	再任	学校長 推薦
松井 美穂	市立幼稚園、こども園、 小学校及び中学校の教職員	R5.4.1～ R7.3.31	委嘱	新任	学校長 推薦
三好 洋子	市立幼稚園、こども園、 小学校及び中学校の教職員	R5.4.1～ R7.3.31	委嘱	新任	学校長 推薦
浅川 美智子	市立幼稚園、こども園、 小学校及び中学校の教職員	R5.4.1～ R7.3.31	任命	再任	幼稚園 園長
上出 真理子	市立幼稚園、こども園、 小学校及び中学校の教職員	R5.4.1～ R7.3.31	任命	再任	幼稚園 園長
田中 知子	市立幼稚園、こども園、 小学校及び中学校の教職員	R5.4.1～ R7.3.31	任命	再任	幼稚園 園長
高倉 恭子	市立幼稚園、こども園、 小学校及び中学校の教職員	R5.4.1～ R7.3.31	任命	再任	幼稚園 園長
加藤 恵里佳	市立幼稚園、こども園、 小学校及び中学校の教職員	R5.4.1～ R7.3.31	任命	再任	幼稚園 園長

眞下 佐織	市立幼稚園、こども園、 小学校及び中学校の教職員	R5.4.1～ R7.3.31	任命	再任	幼稚園 園長
井内 多美	市立幼稚園、こども園、 小学校及び中学校の教職員	R5.4.1～ R7.3.31	任命	再任	幼稚園 園長
本田 扶佐子	市立幼稚園、こども園、 小学校及び中学校の教職員	R5.4.1～ R7.3.31	任命	再任	幼稚園 園長
沼田 かおり	児童福祉施設の職員	R5.4.1～ R7.3.31	任命	再任	保育所 所長
村井 佳代	児童福祉施設の職員	R5.4.1～ R7.3.31	任命	再任	保育所 所長
武藤 伸子	児童福祉施設の職員	R5.4.1～ R7.3.31	任命	再任	保育所 所長
宮本 明美	児童福祉施設の職員	R5.4.1～ R7.3.31	任命	再任	健康福祉部 推薦
漆原 乃梨英	児童福祉施設の職員	R5.4.1～ R7.3.31	任命	再任	健康福祉部 推薦
鬼頭 敦子	関係行政機関の職員	R5.4.1～ R7.3.31	任命	再任	健康福祉部 推薦
北尾 茂則	その他教育委員会 が必要と認める者	R5.4.1～ R7.3.31	委嘱	新任	市PTA連絡協議会 推薦
森西 進	その他教育委員会 が必要と認める者	R5.4.1～ R7.3.31	委嘱	再任	民生児童 委員協議会 推薦
岡本 祐之	医師	R5.4.1～ R7.3.31	委嘱	再任	京田辺市 医師会 推薦
青山 三智子	関係行政機関の職員	R5.4.1～ R7.3.31	委嘱	再任	こども発達 支援センター 推薦
遠藤 みき	関係行政機関の職員	R5.4.1～ R7.3.31	委嘱	再任	こども発達 支援センター 推薦
山崎 篤史	関係行政機関の職員	R5.4.1～ R7.3.31	委嘱	再任	特別支援 学校推薦

(趣旨)

第1条 この条例は、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めるもののほか、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、附属機関の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 市は、別表執行機関の欄に掲げる執行機関の附属機関として、それぞれ同表名称の欄に掲げる附属機関を置く。

(担当事務)

第3条 附属機関の担任する事務は、それぞれ別表担当事務の欄に掲げるとおりとする。

(委員)

第4条 附属機関は、それぞれ別表人数の欄に掲げる人数の委員で組織する。

2 委員は、それぞれの附属機関が担任する事務に応じて執行機関が適当と認める者のうちから、執行機関が委嘱し、又は任命する。

3 委員の任期は、それぞれ別表任期の欄に掲げる期間とし、再任されることを妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(部会)

第5条 附属機関は、担当事務に関し必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

(秘密を守る義務)

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、執行機関が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(京田辺市立社会福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

2 京田辺市立社会福祉センターの設置及び管理に関する条例(平成5年京田辺市条例第1号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

(京田辺市立老人福祉施設設置条例の一部改正)

3 京田辺市立老人福祉施設設置条例(昭和50年京田辺市条例第6号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

(京田辺市立隣保館設置条例の一部改正)

4 京田辺市立隣保館設置条例(昭和36年京田辺市条例第3号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

(京田辺市休日応急診療所設置、管理及び使用条例の一部改正)

5 京田辺市休日応急診療所設置、管理及び使用条例(昭和56年京田辺市条例第24号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

(京田辺市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正)

6 京田辺市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(昭和50年京田辺市条例第7号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

(京田辺市環境衛生センター設置条例の一部改正)

7 京田辺市環境衛生センター設置条例(昭和53年京田辺市条例第4号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

(京田辺市都市公園条例の一部改正)

8 京田辺市都市公園条例(昭和52年京田辺市条例第1号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

(京田辺市一町田多目的運動広場設置条例の一部改正)

9 京田辺市一町田多目的運動広場設置条例(平成20年京田辺市条例第18号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

(京田辺市水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

10 京田辺市水道事業の設置等に関する条例(昭和43年京田辺市条例第19号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

(経過措置)

11 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に存する合議体で別表に掲げる附属機関又は附則第2項から前項までの規定による改正後のそれぞれの条例に規定する審議会、委員会その他の機関に相当するもの(以下「旧審議会等」という。)が現に行っている調査、審査その他の手続は、それぞれ同表に掲げる附属機関又は附則第2項から前項までの規定による改正後のそれぞれの条例に規定する審議会、委員会その他の機関(以下「新附属機関」という。)が行う調査、審査その他の手続とみなす。

(委員の任期の特例)

12 この条例の施行の際現に従前の旧審議会等の委員である者は、それぞれ施行日に新附属機関の委員として委嘱され、又は任命された者とみなす。この場合において、その委嘱され、又は任命されたものとみなされる者の任期は、別表に掲げる任期又は附則第2項から第10項までの規定による改正後のそれぞれの条例に規定する任期にかかわらず、施行日における従前の旧審議会等の委員としてのそれぞれの任期の残任期間とする。

附 則(平成29年6月28日条例第15号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成30年3月28日条例第4号)

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正前の京田辺市附属機関設置条例別表に掲げる附属機関(以下「旧附属機関」という。)が現に行っている調査、審査その他の手続は、それぞれこの条例による改正後の京田辺市附属機関設置条例別表に掲げる附属機関(以下「新附属機関」という。)が行う調査、審査その他の手続とみなす。

(委員の任期の特例)

3 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の際現に旧附属機関の委員である者は、それぞれ施行日に新附属機関の委員として委嘱され、又は任命された者とみなす。この場合において、その委嘱され、又は任命されたものとみなされる者の任期は、別表に掲げる任期にかかわらず、施行日における旧附属機関の委員としてのそれぞれの任期の残任期間とする。

附 則(平成31年3月27日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和4年3月31日条例第12号)

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

別表(第2条—第4条関係)

執行機関	名称	担当事務	人数	任期
市長	京田辺市健康づくり推進協議会	次に掲げる事項を協議し、市長に意見を述べること。 (1) 総合的な健康づくり等の計画の策定及び進行管理等に関する事 (2) 食育に関する事 (3) その他市民の健康づくりに関する事。	15人以内	2年
	京田辺市行政改革推進委員会	京田辺市の行政改革について必要な事項を調査審議し、市長に意見を述べる事。	8人以内	2年
	京田辺市予防接種健康被害調査委員会	次に掲げる事項 (1) 予防接種法(昭和23年法律第68号)の規定に基づき実施した予防接種による健康被害発生に際し、医学的な見地から行う調査に関する事。 (2) 疾病の状況及び診療内容に関する資料の収集に関する事。 (3) その他予防接種健康被害発生に伴う必要な事項に関する事。	5人以内	3年
	京田辺市農業振興協議会	次に掲げる事項について協議し、及び審議する事。 (1) 米穀の生産調整に関する事。 (2) 農業振興地域の整備に関する事。 (3) 地域農政及び農地の流動化の推進に関する事。 (4) 農業構造の改善に関する事。 (5) その他農業振興に関する重要な事項に関する事。	20人以内	3年
	京田辺市老人ホーム入所判定委員会	次に掲げる事項 (1) 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第11条第1項に規定する老人ホーム(同法第5条の3に規定する老人福祉施設のうち、養護老人ホームをいう。以下この欄において同じ。)への入所措置の要否の判定審査に関する事。 (2) 老人ホームの入所者の入所継続の要否の判定審査に関する事。	12人以内	2年

京田辺市高齢者保健福祉計画委員会	次に掲げる事項について調査審議し、市長に意見を述べること。 (1) 京田辺市高齢者保健福祉計画の進行管理及び次期計画の作成に関すること。 (2) その他高齢者保健福祉に関すること。	15人以内	3年
京田辺市公共事業再評価審査委員会	次に掲げる事項 (1) 再評価の対象事業に関し、市長が作成した対応方針案について審査を行い、市長に意見を述べること。 (2) 委員会の意見を受けて市長が決定した方針について、報告を受けること。	7人以内	2年
京田辺市地域包括支援センター運営協議会	次に掲げる事項について協議し、市長に意見を述べること。 (1) 地域包括支援センター(以下この欄において「センター」という。)の設置等に関する次に掲げる事項に関すること。 ア センターの担当する圏域に関すること。 イ センターの設置、変更及び廃止に関すること。 ウ センター職員の配置に関すること。 エ 包括的支援事業の法人への委託又は包括的支援事業を委託する法人の変更に関すること。 オ 包括的支援事業の実施の委託を受けた法人による予防給付に係る事業の実施に関すること。 カ センターが介護予防支援事業を委託できる居宅介護支援事業所の選定及び変更に関すること。 (2) センターの運営に関すること。 (3) 地域密着型サービス事業所の指定等に関すること。 (4) その他協議会において必要と認める事項に関すること。	10人以内	3年
京田辺市要保護児童対策地域協議会	要保護児童(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第8項に規定する要保護児童をいい、同法第31条第4項に規定する延長者及び同法第33条第10項に規定する保護延長者を含む。)若しくは要支援児童(同法第6条の3第5項に規定する要支援児童をいう。)及びその保護者又は特定妊婦(同項に規定する特定妊婦をいう。)(以下この欄においてこれらを「要保護児童等」という。)への援助のために必要な情報交換、要保護児童等に対する支援の内容に関する協議を行うほか、次に掲げる事項 (1) 児童虐待に関する広報及び啓発の推進に関すること。 (2) その他協議会において必要と認める事項に関すること。	20人以内	2年
京田辺市障害者基本計画等策定委員会	次に掲げる事項について調査審議し、市長に意見を述べること。 (1) 京田辺市障害者基本計画の策定に関すること。 (2) 京田辺市障害福祉計画及び障害児福祉計画の策定に関すること。 (3) その他委員会の目的達成に必要な事項に関すること。	20人以内	3年
京田辺市地域公共交通会議	次に掲げる事項について協議すること。 (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様並びに運賃及び料金に関すること。 (2) その他交通会議が必要と認める事項に関すること。	11人以内	1年
京田辺市地域福祉計画策定委員会	次に掲げる事項について調査審議し、市長に意見を述べること。 (1) 京田辺市地域福祉計画の策定及び実施に関すること。 (2) その他地域福祉施策等に関すること。	15人以内	1年
地球温暖化対策実行計画推進委員会	次に掲げる事項について協議すること。 (1) 京田辺市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)(以下この欄において「実行計画」という。)の策定に関すること。 (2) 実行計画の実施に関すること。 (3) その他委員会の目的達成に必要な事項に関すること。	18人以内	2年

	京田辺市社会福祉法人 設立認可及び施設整備 審査会	次に掲げる事項 (1) 本市区域内に主たる事務所を置き、その行う事業 が本市の区域を越えない社会福祉法人(以下この欄に おいて「法人」という。)の設立要件の審査に関する こと。 (2) 社会福祉施設等の整備(以下この欄において「施設 整備」という。)に伴う審査(既設法人の施設整備を含 む。)に関すること。 (3) 法人に対する行政処分についての審査に関するこ と。	10人以内	2年
教育 委員 会	京田辺市生涯学習推進 協議会	次に掲げる事項を協議すること。 (1) 生涯学習の推進に当たって、京田辺市生涯学習推 進本部長が提起した事項に関すること。 (2) 地域、職場及び団体等への生涯学習の普及及び啓 発に関すること。 (3) その他生涯学習の推進に必要な事項に関するこ と。	15人以内	2年
	京田辺市就学相談委員 会	次に掲げる事項 (1) 就学相談に必要な検査及び調査に関すること。 (2) 教育相談に関すること。 (3) 障害児の教育保障に係る啓発に関すること。 (4) 教育委員会、学校その他関係機関との連絡及び提 携に関すること。 (5) その他委員会の目的達成に必要な事項に関するこ と。	50人以内	2年

○京田辺市就学相談委員会規則

平成11年3月25日

教育委員会規則第1号

改正 平成15年3月27日教委規則第6号

平成26年4月1日教委規則第3号

平成30年3月15日教委規則第4号

令和5年3月17日教委規則第1号

京田辺市適正就学指導委員会規則(平成9年京田辺市教育委員会規則第5号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、京田辺市附属機関設置条例(平成26年京田辺市条例第1号)第7条の規定に基づき、京田辺市就学相談委員会(以下「委員会」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員の構成)

第2条 委員の構成は、次のとおりとする。

- (1) 医師
- (2) 学識経験のある者
- (3) 市立幼稚園、こども園、小学校及び中学校の教職員
- (4) 児童福祉施設の職員
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) その他教育委員会が必要と認める者

(会長、副会長及び庶務)

第3条 委員会に会長、副会長2名及び庶務若干名を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定する副会長がその職務を代理する。

4 庶務は、会計その他の委員会の庶務を行う。

(部会)

第4条 委員会に次に掲げる部会を置く。

- (1) 検査調査部会
- (2) 教育相談部会
- (3) 啓発活動部会

2 部会は、会長の命を受け、担当事務における専門的事項に関する事業を行う。

3 部会に部会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

4 部会長は、会務を総理し、部会を代表する。

(会議の招集)

第5条 委員会は、会長が招集する。ただし、会長及びその職務を代理する副会長が在任しないときの委員会は、教育長が招集する。

2 部会は、部会長が必要に応じてその都度招集する。

(会議の開催時期)

第6条 委員会は、学期ごとに1回開催する。ただし、会長が必要と認めるときは、その都度開催することができる。

(顧問)

第7条 委員会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、第2条各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育委員会事務局学校教育課において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営その他必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年3月27日教委規則第6号)

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年4月1日教委規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成30年3月15日教委規則第4号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年3月17日教委規則第1号)

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

議案第31号

京田辺市教育委員会ハラスメント苦情処理委員会委員の委嘱等
について

京田辺市立小学校及び中学校ハラスメントの防止に関する要綱(平成22年京田辺市教育委員会告示第6号)第7条第3項の規定により、京田辺市教育委員会ハラスメント苦情処理委員会委員について、別紙のとおり委嘱・任命したいので、教育委員会の議決を求める。

令和5年5月17日 提出

京田辺市教育委員会教育長 山岡 弘高

(提案理由)

本件は、京田辺市教育委員会ハラスメント苦情処理委員会委員のうち、選任要件を満たさなくなった委員について、委嘱・任命を解くとともに、その後任委員として、別紙の者を委嘱・任命したいので、提案するものである。

別紙

解嘱・解任する者

委員区分	氏名	備考
京田辺市小中学校長会の代表	中 井 達	三山木小学校 校長
京田辺市小中学校教頭会の代表	佐 藤 寛	田辺中学校 教頭
教育委員会が指名する者	木 戸 由花理	学校教育課 課長補佐

新たに委嘱・任命する者

委員区分	氏名	備考
京田辺市小中学校長会の代表	辻 村 登喜男	薪小学校 校長
京田辺市小中学校教頭会の代表	草 野 謙太郎	大住中学校 教頭
教育委員会が指名する者	出 島 ケ イ	教育総務室 担当課長補佐

参考資料

京田辺市教育委員会ハラスメント苦情処理委員会 委員名簿

氏名	委員区分	任期	委嘱・任命の別	新任・再任の別	備考
藤本 伸一	教育部長	—			
上原 正章	教育指導監	—			
(上原 正章)	教育総務室長	—			
田原 暁	学校教育課長	—			相談員
勝又 靖志	こども・学校サポート室 総括指導主事	—			
辻村 登喜男	京田辺市小中学校校長会 の代表	—	委嘱	新任	
草野 謙太郎	京田辺市小中学校教頭会 の代表	—	委嘱	新任	
出島 ケイ	教育委員会が指名する者	—	任命	新任	相談員 教育総務室 担当課長補佐

(目的)

第1条 この告示は、京田辺市立小学校及び中学校(以下「学校」という。)に勤務する職員(以下「職員」という。)がセクシュアル・ハラスメント、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント及びパワー・ハラスメントを引き起こすことによる、児童及び生徒(以下「児童生徒」という。)の心身に対する悪影響、京田辺市の教育に対する市民の不信、職員の勤務環境及び児童生徒の学習環境(以下「勤務・学習環境」という。)が害されること等の事態の発生を未然に防ぐとともに、万一、このことが発生した場合においては、適切に対応することによってその行為を制止し、信頼される教育行政の確保、職員及び児童生徒の利益の保護並びに職員の十分な勤務能率の発揮に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ハラスメント セクシュアル・ハラスメント、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント及びパワー・ハラスメントの総称をいう。
- (2) セクシュアル・ハラスメント 他の職員や児童生徒を不快にさせる性的な言動(性的な関心や欲求に基づく言動をいい、性別により役割を分担すべきとする意識又は性的指向若しくは性自認に関する偏見に基づく言動を含む。)をいう。
- (3) 妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント
 - ア 職員が妊娠等をしたこと(妊娠したこと、出産したこと又は妊娠若しくは出産に起因する症状(つわり、妊娠悪阻、切迫流産、出産後の回復不全等、妊娠又は出産をしたことに起因して妊産婦に生じる症状をいう。)により勤務することができないこと若しくはできなかったこと又は能率が低下したことをいう。以下同じ。)又は不妊治療を受けることに関して当該職員の勤務環境を害するような言動をいう。
 - イ 職員の制度等の利用(別表第1に掲げる制度又は措置の利用をいう。以下同じ。)に関して当該職員の勤務環境を害するような言動をいう。
- (4) パワー・ハラスメント 職務上の権限や地位等を背景に、業務や指導などの適正な範囲を超えて、他の職員や児童生徒に対し精神的・肉体的苦痛を与える言動をいう。
- (5) ハラスメントへの対応 ハラスメントに対する拒否、抗議、苦情の申出等の行為をいう。
- (6) ハラスメントに起因する問題
 - ア ハラスメントのため勤務・学習環境が害されること及びハラスメントへの対応に起因して職員がその勤務条件につき不利益を受けること又は児童生徒が心身に被害を被ることをいう。
 - イ 職員が妊娠等をしたこと、不妊治療を受けること又は制度等の利用の請求等をした旨を上司に相談したこと、制度等の利用の請求等をしたこと若しくは制度等の利用をしたことにより勤務条件につき不利益を受けることを示唆されることをいう。
 - ウ 職員の制度等の利用の請求等又は制度等の利用が阻害されることをいう。
 - エ 職員が妊娠等をしたこと、不妊治療を受けること又は制度等の利用をしたことにより、当該職員の能力の発揮や継続的な勤務に重大な影響が生じる等、勤務する上で看過できない程度に、繰り返し若しくは継続的に、嫌がらせ的な言動を受けること、業務に従事させられないこと又は専ら雑務に従事させられることをいう。
- (7) 勤務・学習環境が害されること 職員や児童生徒が直接又は間接的にハラスメントを受けることにより、職務に専念することができなくなる等公務能率が損なわれ、又は学校にいることや学校に行くことに苦痛を感じる等、学習意欲や登校意欲が損なわれることをいう。
- (8) 勤務条件につき不利益を受けること 昇任、配置換等の任用上の取扱いや昇格、昇給、勤勉手当等の給与上の取扱い等に関し不利益を受けることをいう。

(校長の責務)

- 第3条 校長は、職員がその能力を十分に発揮でき、児童生徒が安心して学習・生活を行える勤務・学習環境を確保するため、ハラスメントの防止及び排除に努めなければならない。
- 2 校長は、ハラスメントに起因する問題が学校に生じていないか又はそのおそれがないか、勤務・学習環境に十分な注意を払わなければならない。
 - 3 校長は、ハラスメントに起因する問題が生じた場合においては、必要な措置を迅速かつ的確に講じなければならない。この場合において、ハラスメントに対する苦情の申出、当該苦情等に係る調査への協力その他ハラスメントに対する職員の対応に起因して、当該職員及び児童生徒が学校において不利益を受けることがないよう、また、同僚等から誹謗や中傷などを受けることがないよう配慮しなければならない。

(職員の責務)

第4条 職員は、次の各号に定めるところに従い、常にハラスメントに対する認識を持ち、ハラスメントをしないように注意しなければならない。

- (1) ハラスメントをしないようにするために職員が認識すべき事項 ハラスメントをなくすためには、意識や心構えが重要であることから、職員は常にこれらの認識をしておく必要があり、具体的には別表第2に掲げるような認識を持つこと。
- (2) 職場の構成員として良好な勤務・学習環境を確保するために認識すべき事項 学校は一般の職場環境と異なり、児童生徒の教育の場であることに注意する必要があること。勤務・学習環境はその構成員である職員の協力の下に形成される部分が多いことから、ハラスメントにより勤務・学習環境が害され、ひいては教育の場として望ましくない状況が生じることを防ぐため、職員は、別表第3に掲げる事項について、配慮するよう努めること。
- (3) ハラスメントに起因する問題が生じた場合において職員に望まれる事項 職員は、自らがハラスメントを受けた場合又は他の職員や児童生徒がハラスメントを受けたことを認知した場合は、被害を深刻にしないため、別表第4の事項について認識しておくとともに、別表第5のような行動をとるよう努めること。
- (4) 懲戒処分 ハラスメントの態様等によっては信用失墜行為、全体の奉仕者たるにふさわしくない非行等に該当して、懲戒処分に付されること。

2 教頭は、良好な勤務・学習環境を確保するため、日常の執務を通じた指導等によりハラスメントの防止及び排除に努めるとともに、ハラスメントに起因する問題が生じた場合には、迅速かつ適切に対処しなければならない。

(研修等)

第5条 校長は、ハラスメントの防止等を図るため、所属職員に対し、必要な研修等を実施するよう努めなければならない。

- 2 京田辺市教育委員会教育長(以下「教育長」という。)は、新たに校長及び教頭となった職員に対し、ハラスメントの防止等に関しその求められる役割について理解させるために、研修を実施するものとする。
- 3 教育長は、前項に定めるもののほか、自ら実施することが相当と認められるハラスメントの防止等のために必要な研修について計画を立て、その実施に努めるものとする。

(苦情相談への対応)

第6条 京田辺市教育委員会は、ハラスメントに関する苦情の申出及び相談(以下「苦情相談」という。)がなされた場合に対応するため、次のとおり、苦情相談窓口を設置する。

- (1) 苦情相談窓口 学校教育課内
- (2) 苦情相談に対応する者(以下「相談員」という。) 教育長が指名する職員
- 2 相談員は、苦情相談に係る問題の事実関係を調査し、及び確認するとともに、当該苦情相談に係る当事者に対する助言等により、当該問題を迅速かつ適切に解決するよう努めるものとする。この場合において、相談員は、人事院指針(セクシュアル・ハラスメントに関する苦情相談に対応するに当たり留意すべき事項についての指針又は妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントに関する苦情相談に対応するに当たり留意すべき事項についての指針)に十分注意しなければならない。
- 3 苦情相談窓口においては、ハラスメントによる直接の被害者だけでなく、次に掲げる職員、児童生徒及び保護者からの苦情相談にも応じるものとする。
 - (1) 他の職員や児童生徒がハラスメントを受けているのを見て不快に感じる職員や児童生徒、保護者からの苦情の申出
 - (2) 他の職員や児童生徒にハラスメントをしている旨の指摘を受けた職員からの相談
 - (3) ハラスメントに関する相談を受けた校長等からの相談
- 4 苦情又は相談に対応した相談員は、苦情・相談記録簿(別記様式)により、その内容を記録するものとする。
- 5 相談員は、苦情相談に係る事案の内容又は状況から判断して必要と認めるときは、次条に規定する京田辺市教育委員会ハラスメント苦情処理委員会にその処理を依頼するものとする。

(京田辺市教育委員会ハラスメント苦情処理委員会の設置)

第7条 ハラスメントに関する苦情相談に対し適正かつ効果的に対応するため、京田辺市教育委員会ハラスメント苦情処理委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

- 2 委員会はハラスメントに関する苦情相談のうち、前条第5項の規定によりその処理を依頼された事案について事実関係を調査し、その対応措置を審議し、及び必要な指導助言を行うものとする。
- 3 委員会は、次に掲げる者をもって組織し、京田辺市教育委員会が委嘱し、又は任命する。
 - (1) 教育部長
 - (2) 教育指導監
 - (3) 教育総務室長
 - (4) 学校教育課長
 - (5) 学校教育課総括指導主事
 - (6) 京田辺市立小中学校校長会の代表
 - (7) 京田辺市立小中学校教頭会の代表
 - (8) その他京田辺市教育委員会が指名する者
- 4 委員会に委員長を置き、教育部長をもって充てる。

- 5 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
 6 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
 7 委員会の庶務は、学校教育課において行う。

(プライバシーの保護等)

第8条 苦情相談処理に当たっては、関係者のプライバシーの保護に努め、苦情相談を行った者が苦情相談を行ったことにより不利益を被らないよう注意しなければならない。

附 則

この告示は、平成22年8月25日から施行する。

附 則(平成26年1月31日教委告示第1号)

この告示は、平成26年1月31日から施行する。

附 則(平成27年8月1日教委告示第4号)

この告示は、平成27年8月1日から施行する。

附 則(平成29年2月13日教委告示第1号)

この告示は、平成29年2月13日から施行する。

附 則(令和3年12月28日教委告示第6号)

この告示は、令和4年1月1日から施行する。

別表第1(第2条関係)

妊娠又は出産に関する制度又は措置の利用	危険有害業務の就業制限 深夜勤務・時間外勤務の制限 妊産婦健康診査休暇 業務軽減 妊婦の休息时间 妊婦の通勤緩和 産前休暇 産後休暇 配偶者の出産休暇 妊娠障害休暇
育児に関する制度又は措置の利用	育児休業 部分休業 育児短時間勤務 育児時間 深夜勤務の制限 時間外労働の免除又は制限 男性育児休暇 子育てを行う教職員の休暇
介護に関する制度又は措置の利用	介護休暇 介護時間 深夜勤務の制限 時間外労働の免除又は制限 短期介護休暇 介護欠勤

別表第2(第4条関係)

認識事項	具体的内容
意識	1 お互いの人格を尊重しあうこと。 2 相手を性的な関心の対象としてのみ見る意識をなくすこと。 3 異性を劣った性として見る意識をなくすこと。 4 お互いが大切なパートナーであるという意識を持つこと。(職員の場合)

- 心構え
- 職員間のハラスメントにだけ注意するのでは不十分であること。
児童生徒など職員がその職務に従事する際に接することとなる職員以外の者との関係にも十分注意する必要がある。
 - 職場におけるハラスメントにだけ注意するのでは不十分であること。
例えば、対職員であれば歓送迎会、対児童生徒であれば部活動の対外試合中等、学校以外の場において、職員が他の職員又は児童生徒に対してハラスメントを行うことは、学校における人間関係を損ない、勤務・学習環境を害するおそれがあることから、場所及び時間にかかわらず注意することが必要である。
 - 性に関する言動に対する受け止め方には個人間や男女間で差があり、セクシュアル・ハラスメントに当たるか否かについては、相手の判断が重要であること。
(1) 親しさを表すつもりの方の言動であったとしても、本人の意図とは関係なく相手を不快にさせてしまう場合があること。
(2) 不快に感じるか否かには個人差があること。
(3) この程度のことでは相手も許容するだろうという勝手な憶測をしないこと。
(4) 相手との良好な人間関係ができていくと勝手な思いこみをしないこと。
 - 職員は、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントを生じさせないために、妊娠、出産、育児又は介護に関する否定的な言動(他の職員の妊娠、出産、育児又は介護の否定につながる言動(当該職員に直接行わない言動も含まれる。))をいい、単なる自らの意思の表明を除く。)は、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの原因や背景となることについて十分認識すること。
 - 業務と関係ない、又は業務や指導などの適正な範囲を超えた言動は、パワー・ハラスメントになりうるという認識を持つこと。
(1) 周辺物を投げたり蹴ったりしたり、大声で激しく注意したり、私的なことを命じたり、無視することなどは、パワー・ハラスメントに当たる場合がある。
(2) 児童生徒へのパワー・ハラスメントになっていないか、児童生徒の人格や尊厳を大切にしたい指導ができていくかどうかという観点から職員が日常的に自己点検し、改善に取り組む必要があること。
 - 部活動の指導者として、体罰等を厳しい指導として正当化することは誤りであるとともに、殴る蹴る等の行為はもちろんのこと、次のような言動も許されないことを認識すること。
(1) 社会通念、医・科学に基づいた健康管理、安全確保の点から認め難い、又は限度を超えた肉体的、精神的負荷を課すること。
(2) 脅し、威圧・威嚇的発言や行為、嫌がらせ等を行うこと。
(3) セクシュアル・ハラスメントと判断される発言や行為を行うこと。(これに該当しなくとも、指導に当たっての身体接触は、社会通念等から見て不必要なものは避け、必要性、適切さに留意することが必要であること。)
(4) 身体や容姿に係ること、人格否定的(人格等を侮辱し、又は否定するような)な発言を行うこと。
(5) 特定の生徒に対してだけ執拗に指導を集中し、又は肉体的、精神的負担を与えること。
 - 相手が拒否し、又は嫌がっていることがわかった場合には、同じ言動を決して繰り返さないこと。
 - ハラスメントであるか否かについて、相手からいつも意思表示があるとは限らないこと。
ハラスメントを受けた者が、職場の人間関係、教師と児童生徒との立場の違い等から拒否することができないなど、相手からいつも明確な意思表示があるとは限らないことを十分認識する必要がある。

別表第3(第4条関係)

配慮事項	説明等
学校内のハラスメントについて問題提起する職員、児童生徒をいわゆるトラブルメーカーと見たり、ハラスメントに関する問題を当事者間の個人的な問題やその職員の指導方針として片づけないこと。	職場におけるミーティングを活用することなどにより解決することができる問題については問題提起を契機として、良好な勤務・学習環境の確保のために皆で取り組むことを日頃から心がける必要がある。
学校からハラスメントに関する問題の加害者や被害者を出さないようにするために、周囲に対する気配りをし、必要な行動をとること。具体的には、次の事項について十分注意して必要な行動をとること。 (1) ハラスメントが見受けられる場合は、職場の同僚として注意を促すこと。 (2) 被害を受けていることを見聞きした場合には、声をかけて相談に乗ること。	ハラスメントを契機として、勤務・学習環境に重大な悪影響が生じたりしないうちに、機会をとらえて職場の同僚として注意を促すなどの対応をとることが必要である。 被害者は「恥ずかしい」、「トラブルメーカーとのレッテルを貼られたくない」、「学校から問題児扱いされたくない」などの考えから、他の人に対する相談をためらうことがある。被害を深刻にしないように、気がついたことがあれば、声をかけて気軽に相談に乗ることも大切である。
部活動については、生徒の自主的な活動であることを踏まえ、指導者の個人的な考えや方針により不適当な活動にならないよう十分注意すること。 また、指導者が、意図する、しないにかかわらず、生徒と支配、被支配の関係になる危険性があることを常に意識しながら、日頃から生徒とのコミュニケーションを密に図りつつ、信頼関係の構築を図ることにより、ハラスメントの防止に心がけることが重要である。	

職場においてハラスメントがある場合には、教育の場にふさわしい環境づくりをする上で、上司等に相談する方法をとることをためらわないこと。

別表第4(第4条関係)

認識事項	説明等
一人で我慢している、又は我慢させているのでは問題は解決しないこと。	ハラスメントを我慢、無視したり、受け流したりしているだけでは、必ずしも状況は改善されないということをまず認識することが大切である。
ハラスメントに対するためらわないこと。	被害を深刻にしない、他に被害者をつくらない、さらにはハラスメントをなくすことは自分だけの問題ではなく、良い勤務・学習環境の形成に重要であるとの考えに立って行動することが求められる。 特に児童生徒が被害者の場合、一人で我慢している状況が起こりやすいので、第三者の積極的な行動が望まれる。

別表第5(第4条関係)

行動	説明等
嫌なことは相手に対して明確に意思表示すること。	ハラスメントに対しては毅然とした態度をとること。すなわち、はっきりと自分の意思を相手に伝えることが重要である。直接相手に言いにくい場合は、手紙等の手段をとるという方法も考えられる。
信頼できる人に相談すること。	まず、職場の同僚や知人等身近な信頼できる人に相談することが大切である。各職場内において解決することが困難な場合には、外部の相談機関に相談する方法を考える。 なお、相談するに当たっては、ハラスメントが発生した日時、内容等について記録しておくことが望ましい。
ハラスメントを認知した場合は、迅速かつ適正に対応すること。	ハラスメントを認知した場合、職員は、管理職に速やかに報告することが必要である。 報告を受けた管理職は、事実関係の把握に務めるとともに、関係者から事情を聞くなど適切に対応することが必要である。

別記様式(第6条関係)

苦情・相談記録簿

相談日時	年 月 日() 時 分～ 時 分
相談者	所属: _____ 氏名: _____ 男・女
苦情相談の内容等	<ul style="list-style-type: none"> 問題とされる言動 (誰が) _____ (いつ) _____ (どこで) _____ (具体的内容) _____ それに対する相談者の対応
所属長等への相談の有無	有 無
目撃者の有無	有 無
相談員氏名	
相談員の対応	

議案第32号

学校運営協議会委員の委嘱等について

京田辺市学校運営協議会規則（平成27年京田辺市教育委員会規則第1号）
第8条の規定により、別紙の者を普賢寺小学校の学校運営協議会委員に委嘱・
任命したいので、教育委員会の議決を求める。

令和5年5月17日 提出

京田辺市教育委員会教育長 山岡 弘高

（提案理由）

本件は、学校運営協議会委員の任期が令和5年3月31日付で満了となった
ため、学校長の推薦等により別紙の者を委員に委嘱・任命したいので、提案す
るものである。

任期は、令和5年4月1日から令和7年3月31日まで。

別紙

新たに委嘱・任命する者

委員区分	氏名	備考
地域住民	瀬戸 秀行	
地域住民	岡田 敏秀	
地域住民	安田 修治	
地域住民	藤林 俊三	
地域住民	田宮 正康	
地域住民	森島 裕也	
地域住民	奥田 秀登	
地域住民	榊 孝次	
地域住民	中西 哲夫	
保護者	藤林 敏行	普賢寺小PTA会長
保護者	馬場 慶忠	地域委員長
学識経験者	今井 敏博	同志社女子大学教授
教育委員会が 相当と認める者	奥田 豊	公募
関係行政機関の職員	勝又 靖志	こども・学校サポート室 総括指導主事
設置校の校長	佐々木 みゆき	普賢寺小学校長

参考資料

普賢寺小学校学校運営協議会（なのはな委員会）委員名簿

氏名	委員区分	任期	委嘱・任命の別	新任・再任の別	備考
瀬戸 秀行	地域住民	R5.4.1～ R7.3.31	委嘱	新任	副会長
岡田 敏秀	地域住民	R5.4.1～ R7.3.31	委嘱	新任	
安田 修治	地域住民	R5.4.1～ R7.3.31	委嘱	再任	
藤林 俊三	地域住民	R5.4.1～ R7.3.31	委嘱	新任	
田宮 正康	地域住民	R5.4.1～ R7.3.31	委嘱	新任	会長
森島 裕也	地域住民	R5.4.1～ R7.3.31	委嘱	新任	
奥田 秀登	地域住民	R5.4.1～ R7.3.31	委嘱	再任	
榊 孝次	地域住民	R5.4.1～ R7.3.31	委嘱	再任	
中西 哲夫	地域住民	R5.4.1～ R7.3.31	委嘱	再任	
藤林 敏行	保護者	R5.4.1～ R7.3.31	委嘱	新任	
馬場 慶忠	保護者	R5.4.1～ R7.3.31	委嘱	新任	
今井 敏博	学識経験者	R5.4.1～ R7.3.31	委嘱	再任	
奥田 豊	教育委員会が適当と認める者	R5.4.1～ R7.3.31	委嘱	新任	
勝又 靖志	関係行政機関の職員	R5.4.1～ R7.3.31	任命	新任	
佐々木 みゆき	設置校の校長	R5.4.1～ R7.3.31	任命	新任	

○京田辺市学校運営協議会規則

平成27年3月10日

教育委員会規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の5の規定に基づき京田辺市立学校に設置する学校運営協議会（以下「協議会」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(協議会の目的)

第2条 協議会は、保護者及び地域住民の学校運営への参画を進めることにより、学校と保護者、地域住民等との信頼関係を深め、ともに児童生徒の健全育成に取り組むことを目的とする。

(指定)

第3条 京田辺市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、前条の目的が達成できると認める学校について、協議会を設置する学校（以下「設置校」という。）として指定することができる。

2 前項に規定する指定の期間は2年間とし、再指定することができる。ただし、最初の指定の期間は、指定された日の属する年度の翌年度の3月31日までとする。

(所掌事項)

第4条 設置校の校長は、次に掲げる事項に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）について、協議会の承認を得るものとする。

- (1) 教育目標及び学校運営に関すること。
- (2) 教育課程の編成に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、校長が必要であると認める事項

2 設置校の校長は、前項の承認を得た基本方針に従って学校運営を行うものとする。

(意見の申出)

第5条 協議会は、設置校の運営に関する事項について、教育委員会又は校長に対して意見を述べることができる。

2 協議会は、当該設置校の職員の採用その他の任用に関する事項について、当該職員の任命権者に対して意見を述べることができる。この場合において、当該職員が府費負担教職員（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員をいう。）であるときは、教育委員会を経由するものとする。

（運営に関する評価）

第6条 協議会は、当該設置校の運営状況等について適切な時期及び方法により評価を行うものとする。

（運営への参画の促進等）

第7条 協議会は、当該設置校の運営について、保護者、地域住民等の理解、協力、参画等が促進されるよう努めるものとする。

2 協議会は、その活動に関する情報を発信するとともに、保護者、地域住民等の意見の聴取に努めなければならない。

（委員の任命）

第8条 協議会の委員は15名以内とし、次に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。

- (1) 保護者
- (2) 地域住民
- (3) 学識経験者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 設置校の校長
- (6) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が適当と認める者

2 設置校の校長は、委員を推薦することができる。

3 前項の推薦に当たって、設置校の校長は、委員の候補者を公募することができる。

4 教育委員会は、委員の辞職等により欠員が生じた場合は、新たな委員を任命することができる。

（委員の任期）

第9条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 前条第4項の規定により新たに任命された委員の任期は、前任者の残任期

間とする。

- 3 前2項の規定にかかわらず、当該設置校の指定の期間が満了したとき又は指定が取り消されたときは、委員は、その身分を失うものとする。

(守秘義務等)

第10条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

- 2 前項のほか、委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 協議会及び設置校の運営に支障をきたす言動を行うこと。

- (2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用すること。

- (3) その他委員としてふさわしくない非行を行うこと。

(委員の解任)

第11条 教育委員会は、本人から辞任の申出があったときのほか、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、委員を解任することができる。

- (1) 前条の規定に違反したとき。

- (2) 委員が心身の故障のため職務を遂行することができないとき。

- (3) その他解任に相当する事由が認められるとき。

(報酬)

第12条 委員の報酬は、別に定める。

(会長及び副会長)

第13条 協議会に会長及び副会長各1名を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第14条 協議会は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、会長及び副会長が在任しないときの協議会は、教育長が招集する。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決

するところによる。

4 会長は、必要があるときは、当該設置校の校長その他教職員から報告及び説明を求めることができる。

5 会長は、必要があるときは、当該設置校の校長と協議のうえ、委員以外の者に会議の出席を求め、意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第15条 協議会の会議の公開については、京田辺市審議会等の会議の公開等に関する指針（平成25年4月1日施行）による。

(部会等)

第16条 協議会は、部会等必要な組織を置くことができる。

(運営に必要な事項)

第17条 協議会は、法令及び教育委員会が定める規則の範囲内において、協議会の運営に必要な事項を定めることができる。

(指導及び助言)

第18条 教育委員会は、協議会の運営状況についての的確な把握を行い、必要に応じて協議会に対して指導及び助言を行うものとする。

(指定の取消し)

第19条 教育委員会は、前条の規定による指導及び助言を行ったにもかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事由が発生した場合は、学校の指定を取り消さなければならない。

(1) 協議会としての活動の実態がないと認められる場合

(2) 協議会としての合意形成が行えないと認められる場合

(3) その他設置校の運営に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合

(庶務)

第20条 協議会の庶務は、設置校において処理する。

(委任)

第21条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行後、最初の委員の任期は、第9条第1項の規定にかかわらず、平成29年3月31日までとする。

議案第33号

京田辺市社会教育委員の委嘱について

社会教育法（昭和20年法律第207号）第15条の規定により、別紙の者を京田辺市社会教育委員に委嘱したいので、教育委員会の議決を求める。

令和5年5月17日 提出

京田辺市教育委員会教育長 山岡 弘高

（提案理由）

本件は、社会教育委員柳澤政宏氏及び藤原真氏の辞職を承認したことに伴い、その後任委員として、朝田邦裕氏及び永島章宏氏を委嘱したいので、提案するものである。

任期は、令和5年5月17日から残任期間である令和6年5月31日まで。

別紙

委嘱する者

委員区分	氏名	備考
学校教育の関係者	永島 章宏	京田辺市小中学校校長会
学校教育の関係者	朝田 邦裕	同志社大学関係

参考資料

京田辺市社会教育委員名簿

氏名	委員区分	任期	委嘱・任命の別	新任・再任の別	備考
田中 正和	家庭教育の向上に資する活動を行う者	R4. 6. 1 ～R6. 5. 31	委嘱		委員長
姫路 桂子	社会教育の関係者	R4. 6. 1 ～R6. 5. 31	委嘱		副委員長
潮 義行	社会教育の関係者	R4. 6. 1 ～R6. 5. 31	委嘱		
寺西 章郎	社会教育の関係者	R4. 6. 1 ～R6. 5. 31	委嘱		
井上 晃志	社会教育の関係者	R4. 6. 1 ～R6. 5. 31	委嘱		
林 孝二	社会教育の関係者	R4. 6. 1 ～R6. 5. 31	委嘱		
永島 章宏	学校教育の関係者	R5. 5. 17 ～R6. 5. 31	委嘱	新任	
朝田 邦裕	学校教育の関係者	R5. 5. 17 ～R6. 5. 31	委嘱	新任	
小山 洋子	家庭教育の向上に資する活動を行う者	R4. 6. 1 ～R6. 5. 31	委嘱		
國生 壽	専門的な知識経験を有する者	R4. 6. 1 ～R6. 5. 31	委嘱		
沖田 行司	専門的な知識経験を有する者	R4. 6. 1 ～R6. 5. 31	委嘱		
久保 佳子	家庭教育の向上に資する活動を行う者	R5. 1. 18 ～R6. 5. 31	委嘱		

○社会教育法（抜粋）

（昭和二十四年六月十日）

（法律第二百七号）

（社会教育委員の設置）

第十五条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

2 社会教育委員は、教育委員会が委嘱する。

○京田辺市社会教育委員に関する条例

昭和45年7月4日

条例第17号

（設置）

第1条 社会教育法（昭和24年法律第207号）第15条の規定に基づき、社会教育委員（以下「委員」という。）を置く。

（委嘱）

第2条 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに専門的な知識経験を有する者の中から教育委員会が委嘱する。

（定数）

第3条 委員の定数は、20名以内とする。

（任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 特別の事情があるときは、任期中であっても、解嘱することができる。

3 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委任）

第5条 この条例の施行に関し、必要な事項は、京田辺市教育委員会が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和45年10月1日から適用する。

議案第34号

京田辺市生涯学習推進協議会委員の委嘱について

京田辺市附属機関設置条例（平成26年京田辺市条例第1号）第4条の規定により、別紙の者を京田辺市生涯学習推進協議会委員に委嘱したいので、教育委員会の議決を求める。

令和5年5月17日 提出

京田辺市教育委員会教育長 山岡 弘高

（提案理由）

本件は、京田辺市生涯学習推進協議会委員の任期が令和5年5月31日付で満了となるため、別紙の者を新たに委員に委嘱したいので、提案するものである。

任期は、令和5年6月1日から2年。

別紙

委嘱する者

委員区分	氏名	備考
各種審議会を代表する者	柳田 昌彦	健康づくり推進協議会
各種審議会を代表する者	細田 貴子	スポーツ推進委員
各種関係団体を代表する者	香村 和雄	身体障害者協会
各種関係団体を代表する者	香村 毅	老人クラブ連合会
各種関係団体を代表する者	溝渕 久美子	民生児童委員協議会
各種関係団体を代表する者	北尾 高亨	京田辺市社会福祉協議会
各種関係団体を代表する者	林田 仁美	京田辺市商工会
各教育関係機関を代表する者	家村 隆宏	小・中学校校長会
各教育関係機関を代表する者	朝田 邦裕	同志社大学
学識経験のある者	國生 壽	学識経験者
その他教育委員会が適当と認める者	吉村 尊成	市民委員

参考資料

京田辺市生涯学習推進協議会委員名簿

氏名	委員区分	任期	委嘱・任命の別	新任・再任の別	備考
	市議会議員				文教福祉常任委員会
	地域を代表する者				京田辺市区・自治会長連絡協議会
柳田 昌彦	各種審議会を代表する者	R5. 6. 1 ～R7. 5. 31	委嘱	再任	健康づくり推進協議会
細田 貴子	各種審議会を代表する者	R5. 6. 1 ～R7. 5. 31	委嘱	新任	スポーツ推進委員
香村 和雄	各種関係団体を代表する者	R5. 6. 1 ～R7. 5. 31	委嘱	再任	身体障害者協会
香村 毅	各種関係団体を代表する者	R5. 6. 1 ～R7. 5. 31	委嘱	再任	老人クラブ連合会
溝淵久美子	各種関係団体を代表する者	R5. 6. 1 ～R7. 5. 31	委嘱	再任	民生児童委員協議会
北尾 高亨	各種関係団体を代表する者	R5. 6. 1 ～R7. 5. 31	委嘱	再任	京田辺市社会福祉協議会
林田 仁美	各種関係団体を代表する者	R5. 6. 1 ～R7. 5. 31	委嘱	新任	京田辺市商工会
家村 隆宏	各教育関係機関を代表する者	R5. 6. 1 ～R7. 5. 31	委嘱	新任	小・中学校校長会
朝田 邦裕	各教育関係機関を代表する者	R5. 6. 1 ～R7. 5. 31	委嘱	新任	同志社大学
國生 壽	学識経験のある者	R5. 6. 1 ～R7. 5. 31	委嘱	再任	学識経験者
吉村 尊成	その他教育委員会が適当と認める者	R5. 6. 1 ～R7. 5. 31	委嘱	再任	市民委員
木下 静子	その他教育委員会が適当と認める者	R4. 12. 21 ～R6. 12. 20	委嘱		

○京田辺市附属機関設置条例（抄）

平成26年3月28日

条例第1号

改正 平成29年6月28日条例第15号

平成30年3月28日条例第4号

平成31年3月27日条例第1号

令和4年3月31日条例第12号

（委員）

第4条 附属機関は、それぞれ別表人数の欄に掲げる人数の委員で組織する。

2 委員は、それぞれの附属機関が担任する事務に応じて執行機関が適当と認める者のうちから、執行機関が委嘱し、又は任命する。

3 委員の任期は、それぞれ別表任期の欄に掲げる期間とし、再任されることを妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

別表（第2条—第4条関係）（抄）

執行機関	名称	担当事務	人数	任期
教育委員会	京田辺市生涯学習推進協議会	次に掲げる事項を協議すること。 (1) 生涯学習の推進に当たって、京田辺市生涯学習推進本部長が提起した事項に関すること。 (2) 地域、職場及び団体等への生涯学習の普及及び啓発に関すること。 (3) その他生涯学習の推進に必要な事項に関すること。	15人以内	2年
	京田辺市就学相談委員会	次に掲げる事項 (1) 就学相談に必要な検査及び調査に関すること。 (2) 教育相談に関すること。	50人以内	2年

	<p>(3) 障害児の教育保障に係る啓発に関すること。</p> <p>(4) 教育委員会、学校その他関係機関との連絡及び提携に関すること。</p> <p>(5) その他委員会の目的達成に必要な事項に関すること。</p>		
--	---	--	--

○京田辺市生涯学習推進協議会規則

平成26年4月1日

教育委員会規則第4号

(趣旨)

第1条 この規則は、京田辺市附属機関設置条例（平成26年京田辺市条例第1号）第7条の規定に基づき、京田辺市生涯学習推進協議会（以下「協議会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員の構成)

第2条 委員の構成は、次のとおりとする。

- (1) 市議会議員
- (2) 地域を代表する者
- (3) 各種審議会を代表する者
- (4) 各種関係団体を代表する者
- (5) 各教育関係機関を代表する者
- (6) 学識経験のある者
- (7) その他教育委員会が適当と認める者

(会長及び副会長)

第3条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会は、会長が招集する。ただし、会長及び副会長が在任しないときの協議会は、教育委員会が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

4 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

5 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第5条 協議会の庶務は、教育委員会事務局社会教育担当課において処理する。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

議案第35号

京田辺市立図書館協議会委員の委嘱について

図書館法（昭和25年法律第118号）第15条及び京田辺市立図書館の設置及び管理に関する条例（平成3年京田辺市条例第1号）第6条の規定により、次の者を京田辺市立図書館協議会委員に委嘱したいので、教育委員会の議決を求める。

令和5年5月17日 提出

京田辺市教育委員会教育長 山岡 弘高

（提案理由）

本件は、京田辺市立図書館協議会委員の任期が令和5年6月18日付で満了となることから、別紙の者に委嘱したいので、提案するものである。

任期は、令和5年6月19日から令和7年6月18日まで。

別紙

委嘱する者

委員区分	氏名	備考
学校教育の関係者	木崎 房	小中学校校長会

参考資料

京田辺市立図書館協議会委員名簿

氏名	委員区分	任期	委嘱・任命の別	新任・再任の別	備考
木崎 房	学校教育の関係者	R5. 6. 19～ R7. 6. 18	委嘱	再任	
原田 隆史	学識経験のある者	R5. 4. 1～ R7. 3. 31	委嘱		
島谷 千織	家庭教育の関係者	R5. 4. 1～ R7. 3. 31	委嘱		
村木 美紀	学識経験のある者	R5. 4. 1～ R7. 3. 31	委嘱		
森崎 亮子	学識経験のある者	R5. 4. 1～ R7. 3. 31	委嘱		
古田 直樹	社会教育の関係者	R5. 4. 1～ R7. 3. 31	委嘱		
久保 佳子	社会教育の関係者	R5. 3. 17～ R5. 8. 24	委嘱		

○京田辺市立図書館の設置及び管理に関する条例

平成3年3月30日

条例第1号

改正 平成14年7月10日条例第22号

平成24年3月30日条例第11号

田辺町立図書館の設置及び管理に関する条例(昭和30年田辺町条例第6号)の全部を改正する。

(目的及び設置)

第1条 京田辺市は、図書その他の図書館資料を収集し、整理し、又は保存して市民の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的として、図書館法(昭和25年法律第118号。以下「法」という。)第10条の規定に基づき、図書館を設置する。

(名称及び位置)

第2条 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 京田辺市立中央図書館

位置 京田辺市田辺辻40番地

(分室)

第3条 図書館の分室の名称及び位置は次のとおりとする。

名称	位置
京田辺市立中央図書館北部分室	京田辺市大住内山1番地の1 京田辺市立北部住民センター内
京田辺市立中央図書館中部分室	京田辺市草内美泥22番地の2 京田辺市立中部住民センター内

(職員)

第4条 図書館に館長、事務職員、専門的職員その他必要な職員を置く。

(利用者の秘密を守る義務)

第5条 図書館は、資料の提供活動を通じて知り得た利用者の個人的な秘密を漏らしてはならない。

(図書館協議会)

第6条 法第14条の規定により、図書館に図書館協議会を置く。

2 図書館協議会の委員（以下「委員」という。）は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から教育委員会が任命する。

3 委員の定数は10名以内とし、任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員の報酬及び費用弁償は、京田辺市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年京田辺市条例第7号）の定めるところにより支給する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して3か月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(平成3年6月規則第3号で、同3年6月28日から施行)

附 則 (平成14年7月10日条例第22号)

この条例は、平成14年9月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月30日条例第11号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

協議

令和5年度田辺小学校北校舎棟長寿命化改修工事請負契約について

令和5年度田辺小学校北校舎棟長寿命化改修工事請負契約について、協議する。

令和5年5月17日 提出

京田辺市教育委員会教育長 山岡 弘 高

(提案理由)

本件は、令和5年第2回京田辺市議会定例会に提案する表記契約について、協議するものである。

令和5年度 田辺小学校北校舎棟長寿命化改修工事

概 要

(1) 施工場所 京都府京田辺市田辺鳥本102番地

(2) 建物概要 延床面積 1,742㎡

(3) 工事内容

長寿命化改修工事

(外部)

- ・外壁の吹付改修
- ・屋上防水改修
- ・屋外階段改修
- ・正門廻り更新（電気錠設置）

(内部)

- ・木製学校間仕切をスチール製学校間仕切に改修
- ・床のフローリング張替
- ・壁の塗装の塗替
- ・天井仕上材の貼替え

電気設備工事

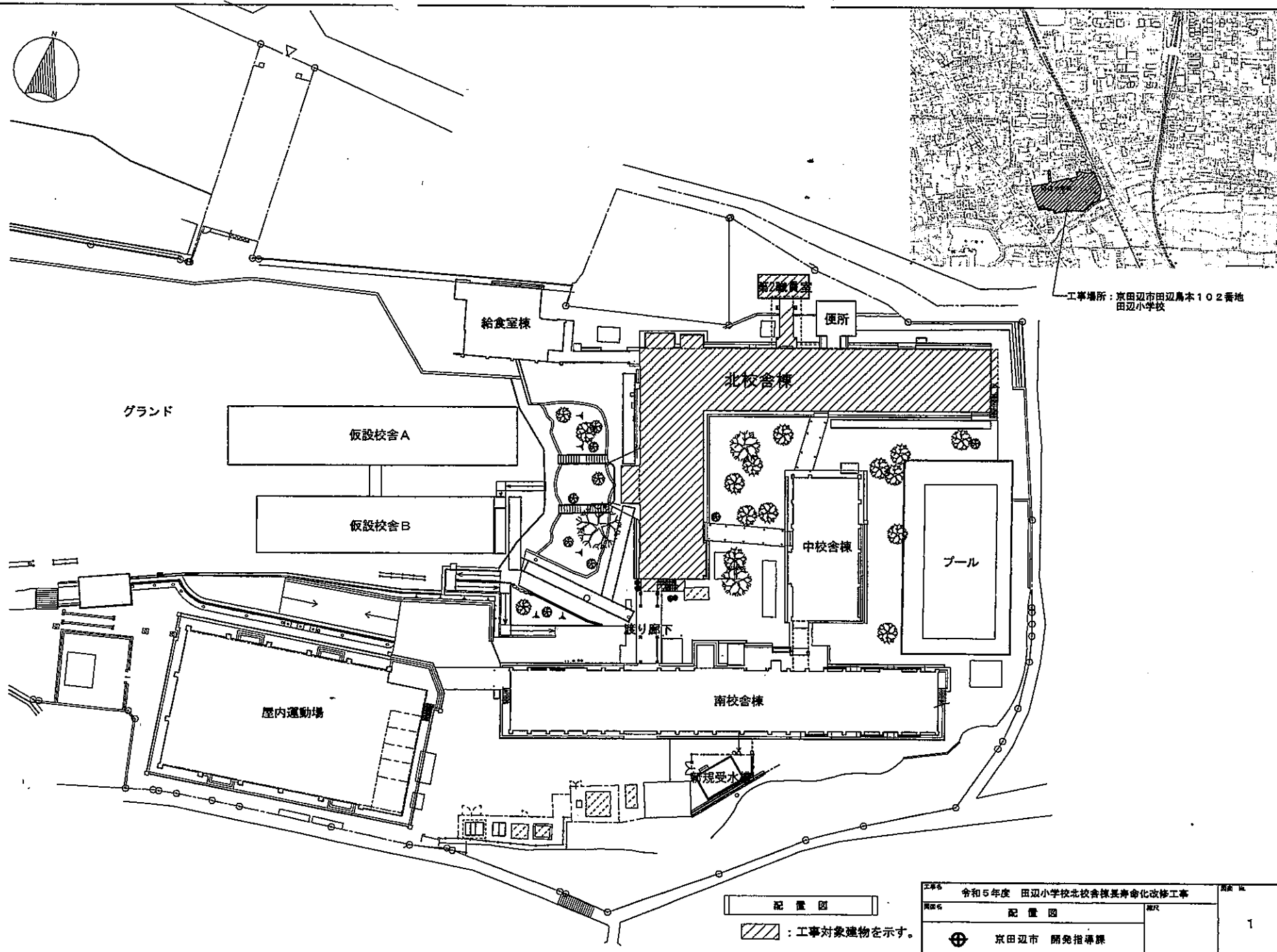
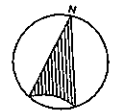
- ・幹線設備の改修
- ・照明器具の改修
- ・電話回線の改修
- ・放送設備の改修
- ・弱電設備の改修
- ・自火報設備の改修

機械設備工事

- ・給排水設備の改修
- ・屋内消火栓の改修
- ・受水槽・消火水槽の改修
- ・空調・換気設備の改修

(4) スケジュール（予定）

令和5年6月	入札
	市議会（工事請負契約締結議案上程）
7月	工事開始
令和6年3月	完了

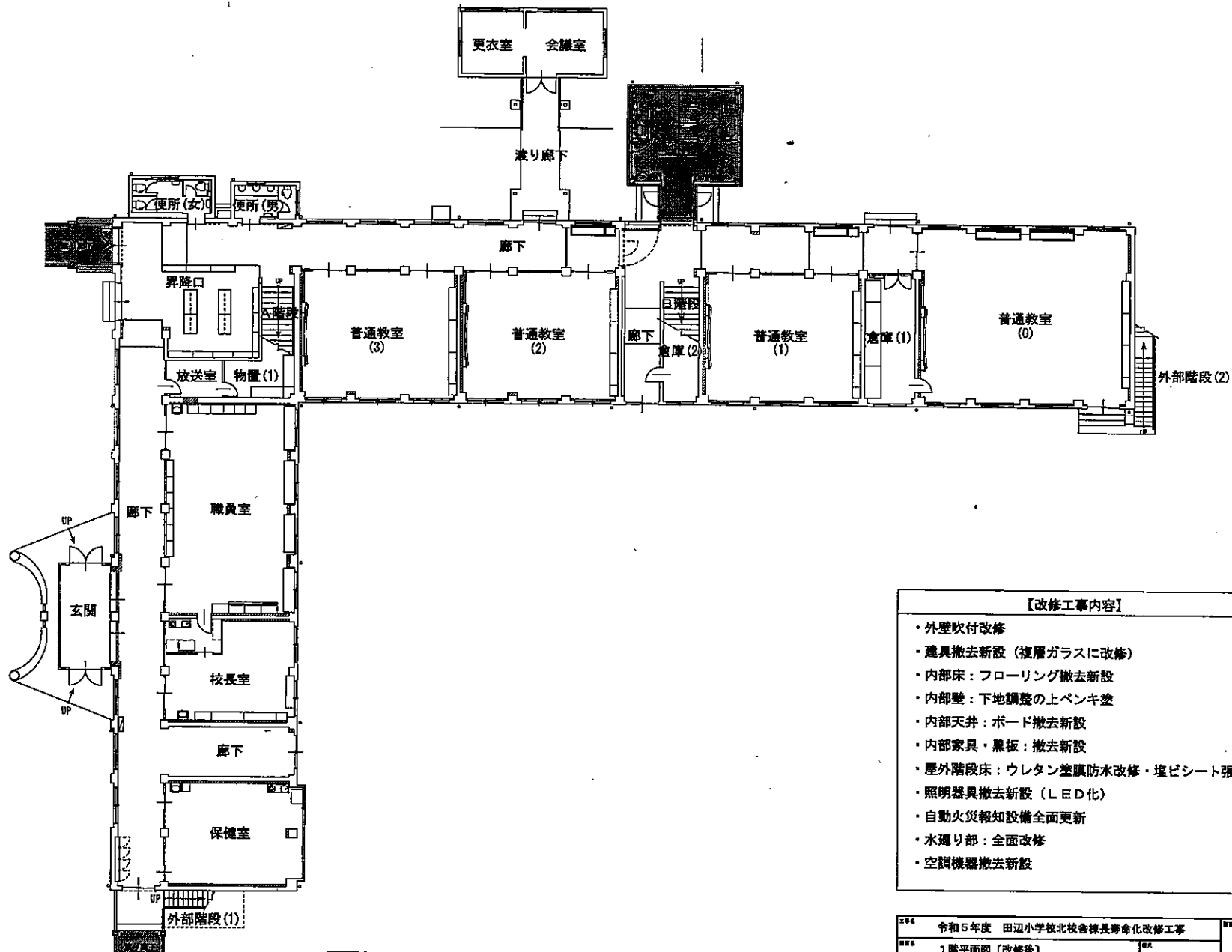


工事場所：京田辺市田辺馬本102番地
田辺小学校

3

配置図
 // : 工事対象建物を示す。

工事名	令和5年度 田辺小学校北校舎棟長寿命化改修工事	図面 No.	
図面名	配置図	版数	1
京田辺市 開発指導課			

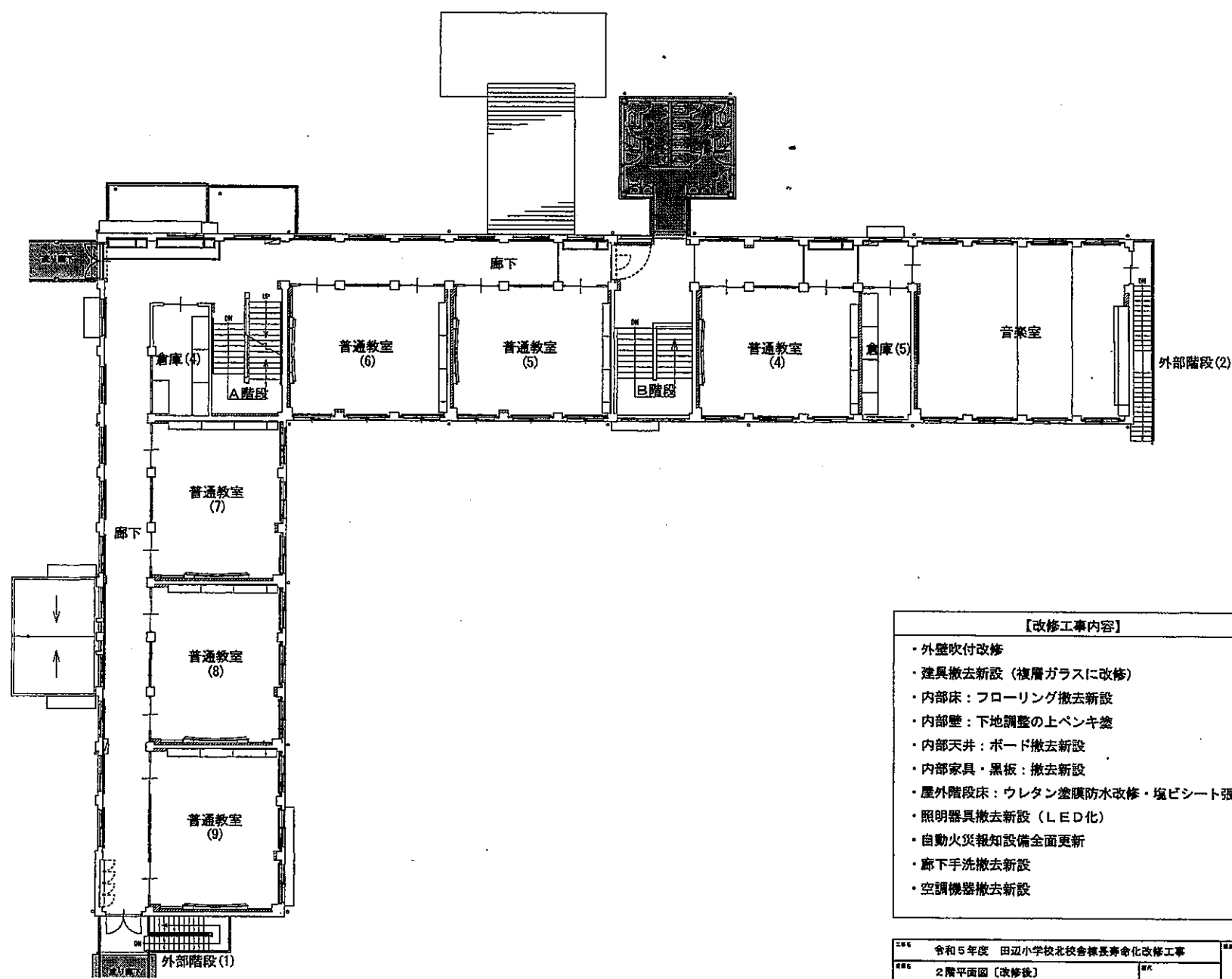


【改修工事内容】

- ・外壁吹付改修
- ・建具撤去新設（複層ガラスに改修）
- ・内部床：フローリング撤去新設
- ・内部壁：下地調整の上ペンキ塗
- ・内部天井：ボード撤去新設
- ・内部家具・黒板：撤去新設
- ・屋外階段床：ウレタン塗膜防水改修・塩ビシート張
- ・照明器具撤去新設（LED化）
- ・自動火災報知設備全面更新
- ・水廻り部：全面改修
- ・空調機器撤去新設

1階平面図

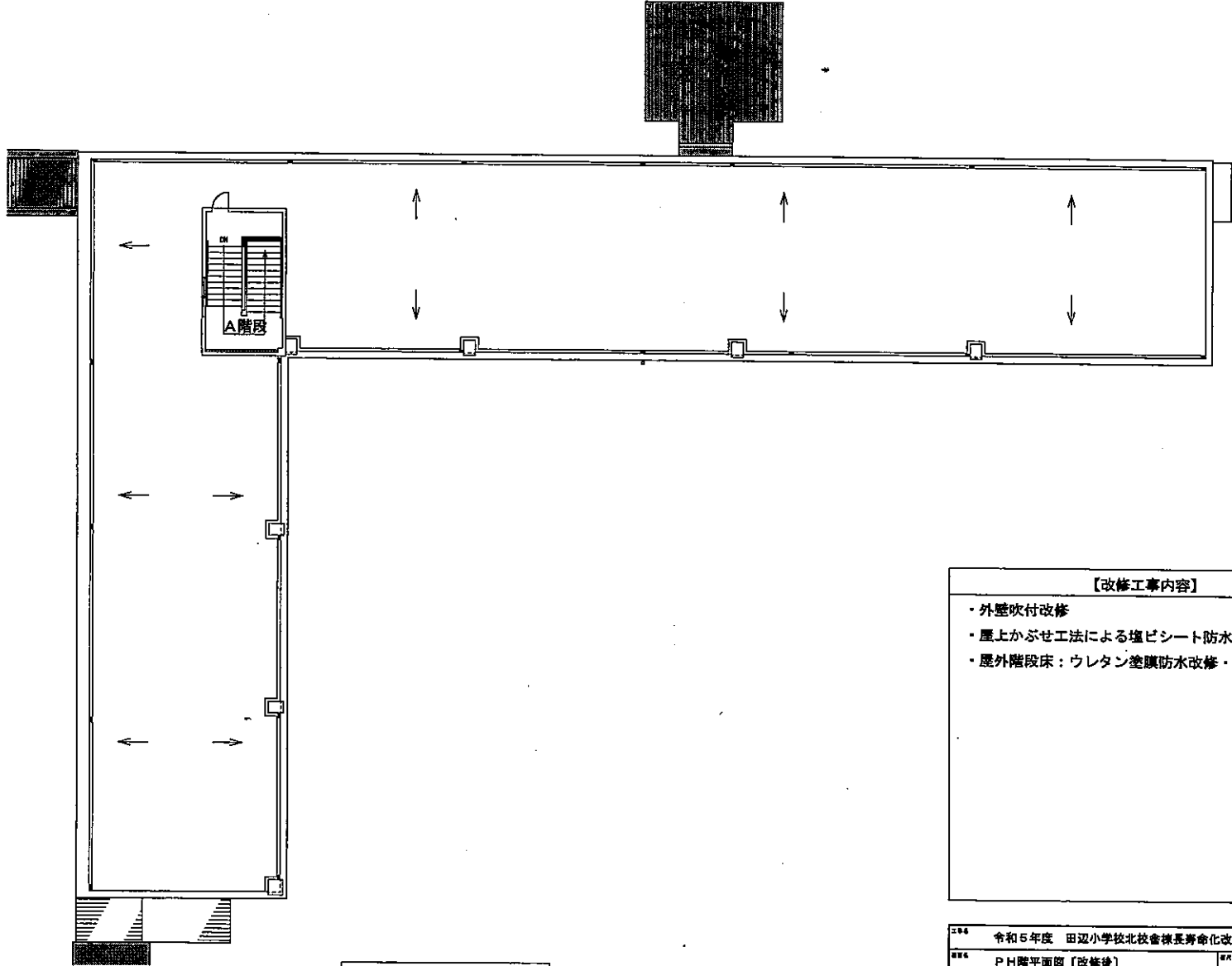
2026	令和5年度 田辺小学校北校舎棟長寿化改修工事	11
2025	1階平面図【改修後】	00
京田辺市 開発指導課		2



2 階 平 面 図

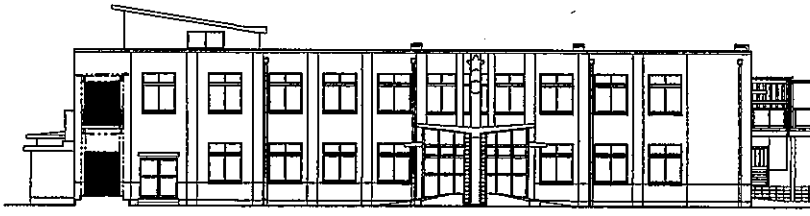
- 【改修工事内容】
- ・外壁吹付改修
 - ・建具撤去新設（複層ガラスに改修）
 - ・内部床：フローリング撤去新設
 - ・内部壁：下地調整の上ペンキ塗
 - ・内部天井：ボード撤去新設
 - ・内部家具・黒板：撤去新設
 - ・屋外階段床：ウレタン塗膜防水改修・塩ビシート張
 - ・照明器具撤去新設（LED化）
 - ・自動火災報知設備全面更新
 - ・廊下手洗撤去新設
 - ・空調機器撤去新設

令和5年度 田辺小学校北校舎棟長寿化改修工事	3
2階平面図【改修後】	
京田辺市 開発指導課	

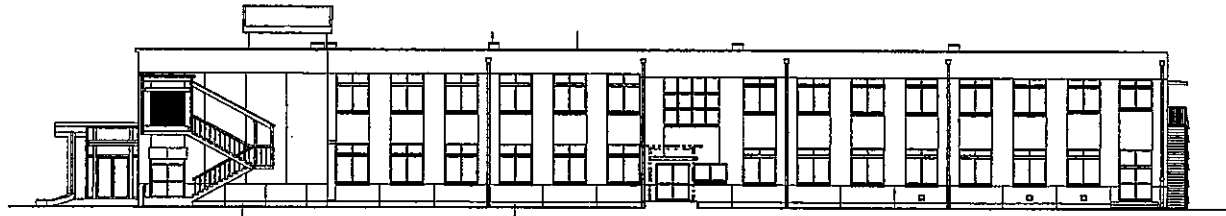


1F 階 平 面 図

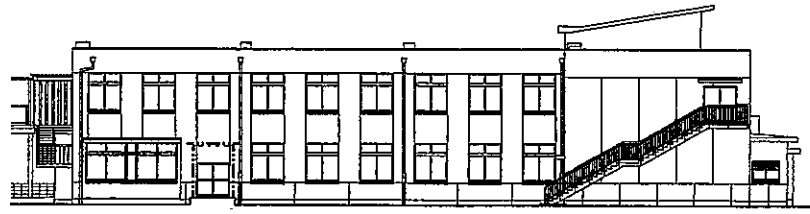
- 【改修工事内容】**
- ・外壁吹付改修
 - ・屋上かぶせ工法による塩ビシート防水に改修
 - ・屋外階段床：ウレタン塗膜防水改修・塩ビシート張



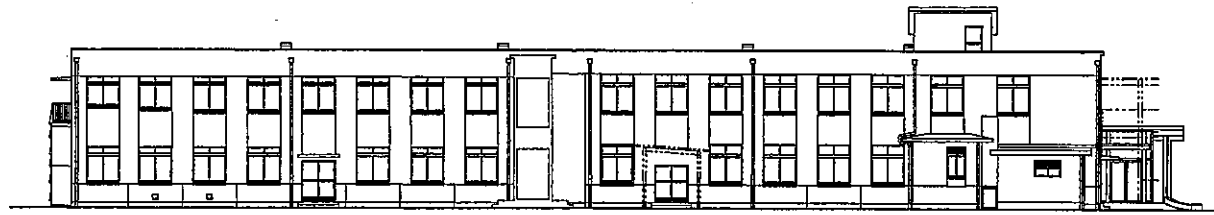
西立面図



南立面図



東立面図



北立面図

【改修工事内容】

- ・外壁劣化部（クラック、欠損等）補修し、
高圧水洗、下地調整の上、複層塗材E新設
- ・建具撤去新設
- ・建具廻りコーキング打替
- ・樋の撤去、新設
- ・外部鉄部塗替

7

協議

令和5年度京田辺市一般会計補正予算（第3号）について

令和5年度京田辺市一般会計補正予算（第3号）（案）について協議する。

令和5年5月17日 提出

京田辺市教育委員会教育長 山岡 弘高

（協議理由）

本件は、令和5年度京田辺市一般会計補正予算（第3号）を編成するにあたり、教育に関する部分について、教育委員会に意見を求めるものである。

1 令和5年度一般会計補正予算第3号 教育関係予算

(単位：千円、%)

	補正後 (A)	補正前 (B)	補正要求額 (A)-(B)	増減率 %	備考
教 育 費	7,115,120	7,061,964	53,156	0.8	
教 育 総 務 費	513,246	494,284	18,962	3.8	
教育委員会費	3,964	3,964	-	0.0	
事務局費	378,881	359,919	18,962	5.3	
情報教育推進費	130,401	130,401	-	0.0	
小 学 校 費	1,672,069	1,651,609	20,460	1.2	
学校管理費	804,784	784,324	20,460	2.6	
教育振興費	82,624	82,624	-	0.0	
学校建設費	784,661	784,661	-	0.0	
中 学 校 費	3,415,811	3,405,577	10,234	0.3	
学校管理費	190,669	180,435	10,234	5.7	
教育振興費	61,774	61,774	-	0.0	
学校建設費	3,163,368	3,163,368	-	0.0	

幼稚園費	912,099	909,599	2,500	0.3	
幼稚園管理費	524,689	524,689	-	0.0	
教育振興費	379,610	377,110	2,500	0.7	
こども園建設費	7,800	7,800	-	0.0	
社会教育費	601,895	600,895	1,000	0.2	
社会教育総務費	401,487	401,487	-	0.0	
公民館費	46,031	46,031	-	0.0	
図書館費	77,258	77,258	-	0.0	
留守家庭児童会 育成事業費	77,119	76,119	1,000	1.3	

2 令和5年度一般会計補正予算第3号 内訳

No	項	目	事業名	予算額 千円	内容	所属
1	教育総務費	事務局費	教育支援拠点整備事業	18,962	不登校の未然防止に係る学校支援及び児童生徒やその保護者に対する教育相談機能の強化、多様化する不登校児童生徒への対応に取り組むことのできる教育支援拠点を開設するもの。 ※予算のうち330千円は「学校特色化事業」に係るもの。	こども・学校 サポート室 学校教育課
2	小学校費	学校管理費	小学校給食費物価高騰緊急支援事業	20,460	物価高騰等による小学生の保護者の負担を軽減するため、市立小学校に対し給食材料費の物価高騰分を補助するもの。	学校給食課
3	中学校費	学校管理費	学校特色化事業（培良中学校特色化事業）	10,234	「児童生徒数の偏在解消に向けて短期的に解決すべき課題への基本的な方針」に基づいて、培良中学校における新たな特色化を図る取組を進めるもの。	教育総務室 こども・学校 サポート室 学校教育課
4	幼稚園費	教育振興費	民間幼稚園電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援事業	2,500	物価高騰による市内民間幼稚園の負担を軽減するため、電力・ガス・食料品等に対する補助金を支出するもの。	輝くこども 未来室
5	社会教育費	留守家庭児童会育成事業費	民間留守家庭児童会物価高騰緊急支援事業	1,000	物価高騰による市内民間留守家庭児童会事業所の負担を軽減するため、光熱水費等に対する補助金を支出するもの。	社会教育課

3 令和5年度一般会計補正予算第3号 債務負担行為

No	事業名	限度額 千円	内容	所属
1	学校施設包括管理事業	528,665	学校施設の老朽化対策や整備・維持・更新を的確かつ効率的に進めるための方策として、民間企業のノウハウや創意工夫を活用した包括管理業務を導入するもの。 【債務負担行為：令和5年度～10年度】	学校教育課
2	小学校給食調理等業務委託事業	68,508	新小学校において給食調理等業務を委託により実施するもの。 【債務負担行為：令和5年度～8年度】	学校給食課